

2. 年金保険（総括）

昭和61年4月に国民年金法、厚生年金保険法及び共済組合各法の改正法が施行され、公的年金制度の改革が実施された。

この改革によって、それまでは自営業者等を対象としていた国民年金の適用が、厚生年金保険、共済組合の被保険者・組合員及びその被扶養配偶者にも拡大され、国民年金は全国民に共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）を支給する制度に発展するとともに、厚生年金保険、共済組合は基礎年金の上乗せである報酬比例年金を支給する制度に改められ、公的年金制度は、1階部分の基礎年金と2階部分の報酬比例年金の2階建ての制度に再編成された。

基礎年金の導入により、昭和61年4月から公的年金の適用・給付の体系が大幅に変更されたが、新法の老齢基礎年金は法施行時に年金受給権が発生していない60歳未満の者（大正15年4月2日以後に生まれた者）に対して適用され、既に受給権が発生していた者及び60歳以上の者（大正15年4月1日以前に生まれた者）の老齢年金については旧法の給付が引き続き支給されるなど、新法・旧法の給付が併存することとなった。また、この改正において船員は厚生年金保険の適用となり、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合された。したがって、新法の船員保険は職務上年金（障害年金、遺族年金）のみとなっている。

また、被用者年金制度の一元化に向けて平成9年4月より旧公共企業体の共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合（以下「旧三共済」という。））の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、これらの組合員は厚生年金保険の被保険者となったが、統合前に改正前国家公務員等共済組合法に基づく給付を受けた者については引き続き国家公務員等共済組合法に基づく給付を受けることとなっている。

平成14年4月には、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険に統合された。また、厚生年金保険の被保険者の年齢上限が65歳未満から70歳未満に引き上げられることとなった。

なお、従来、公的年金加入者の記録は加入制度ご

とに付された整理番号（年金番号）によって別々に管理されていたが、平成9年1月に制度間で共通に使用する「基礎年金番号」が導入されたことにより、加入記録は一元的に管理されるようになり、この基礎年金番号に基づいて年金相談や年金裁定等の事務が行われている。

(1) 年金制度の概況

平成17年度末現在の国民年金制度の被保険者総数は6,988万人、老齢基礎年金等受給権者数は2,434万人となっており、制度全体での年金扶養比率は2.87となっている。

また、被用者年金制度の状況についてみると、被用者年金制度の適用者総数3,762万人、老齢（退職）年金受給権者は1,382万人となっており、年金扶養比率は2.72となっている（第Ⅱ－1表）。

(2) 加入者数

平成17年度末現在の公的年金制度の加入者総数は7,045万人であり、総人口1億2,772万人の55.2%を占めている。また、制度別にみると第1号被保険者数2,190万人（対前年度末27万人、1.2%減）、第2号厚生年金保険被保険者数3,302万人（同53万人、1.6%増）、第2号共済組合組合員数460万人（同4万人、0.8%減）、第3号被保険者数1,092万人（同7万人、0.6%減）となっている。

加入者数の推移をみると、平成3年度から学生が第1号被保険者として強制適用されることとなり204万人（3.1%）の増加となった。その後平成11年度末までは0.2～0.9%増で推移してきたが、平成12年度末に昭和61年度以降の初の減少となり、平成13年度末も引き続き0.5%減少となった。平成14年度末は0.4%増加、平成15年度末は17万人（0.2%）の減少であったが、平成16年度は1千人（0.0%）、平成17年度は15万人（0.2%）の増加となった（第Ⅱ－2表）。

(3) 受給者数

平成17年度末現在における公的年金の受給者数は、延人数で5,070万人であり、前年度末に比べ185万人（3.8%）の増加となっている。厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は平成17年度

第Ⅱ－１表 公的年金制度の概況

○国民年金制度

(平成17年度末(平成18年3月末)現在)

区 分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成19年4月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
第 1 号 被 保 険 者	万人 2,190	万人 2,434	2.87	万円 5.8	兆円 4.0	兆円 9.2	兆円 [9.7]	円 4.3 [4.3]	14,100
第 2 号 被 保 険 者	3,705								
第 3 号 被 保 険 者	1,092				—	—	—	—	
合 計	6,988								
(参考) 公的年金加入者合計									

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、3万人である。
2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
3. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給権者数等を加えたものである。
4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給権者に係る平均年金月額である。このほかに、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給権者および旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.3万円である。
5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
6. 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度

(平成17年度末(平成18年3月末)現在)

区 分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成19年4月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成19年度)
厚 生 年 金 保 険	万人 3,302	万人 1,152	2.87	万円 16.9	兆円 31.3	兆円 132.4	兆円 [140.3]	% 5.2 [5.2]	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 58歳
国家公務員共済組合	108	63	1.71	22.3	1.9	8.8	[9.2]	7.4 [7.5]	14.767
地方公務員共済組合	307	158	1.95	23.1	5.0	38.8	[41.5]	10.5 [10.7]	14.092
私立学校教職員共済	45	9	5.02	21.6	0.4	3.3	[3.5]	10.3 [10.6]	11.522
合 計	3,762	1,382	2.72	17.8	38.6	183.3	[194.5]	5.9 [6.0]	—

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給権者に係る分を含む。
2. 共済組合の老齢(退職)年金受給権者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが、定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外している。
4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、15.704%であり、日本鉄道及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、それぞれ15.69%及び15.55%である。また、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、15.412%である。
6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。
(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

第Ⅱ－２表 公的年金加入者数の推移(年度末現在)

(単位：千人)

年 度	加 入 者 数 加 総	国 民 年 金 第 1 号 被 保 険 者	国 民 年 金 第 3 号 被 保 険 者	被用者年金被保険者（第2号等）				総 人 口	加入者総数 ／ 総 人 口
				厚生年金保険			共 済 組 合		
				厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済				
平成7年	69,952	19,104	12,201	33,275	32,808	467	5,372	125,635	%
8	70,195	19,356	12,015	33,462	32,999	463	5,362	125,950	55.7
9	70,344	19,589	11,949	33,468	32,990	478	5,339	126,284	55.7
10	70,502	20,426	11,818	32,957	32,486	470	5,302	126,552	55.7
11	70,616	21,175	11,686	32,481	32,020	461	5,273	126,780	55.7
12	70,491	21,537	11,531	32,192	31,736	456	5,231	127,033	55.5
13	70,168	22,074	11,334	31,576	31,147	429	5,184	127,333	55.1
14	70,460	22,368	11,236	32,144	31,336	809	4,712	127,560	55.2
15	70,292	22,400	11,094	32,121	31,334	787	4,677	127,650	55.1
16	70,293	22,170	10,993	32,491	31,724	767	4,639	127,678	55.1
17	70,447	21,903	10,922	33,022	32,272	750	4,599	127,720	55.2

- 注1. 総人口は翌年度4月1日現在の推計人口(総務省統計局)である。
2. 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。
3. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。

末現在で3,948万人であり、前年度末に比べ88万人（2.3%）の増加となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実年金受給権者数は、3,287万人（他の公的年金の受給権を持たない老齢福祉年金受給権者を含む。）となっており、前年度末に比べて64万人（2.0%）増加している。

平成17年度末における公的年金の受給者数（延人数）を制度別にみると、国民年金（旧法拠出制及び基礎年金）が2,395万人（延受給者の47.2%）と最も多く、次いで厚生年金保険が2,316万人（同45.7%）、共済組合が355万人（同7.0%）、福祉年金が3万人（同0.1%）となっている。

制度別に前年度末の受給者数と比較すると、国民

年金が96万人（4.2%）、厚生年金保険が82万人（3.7%）、共済組合が8万人（2.3%）とそれぞれ増加しており、福祉年金は1万人（27.4%）の減少となっている（第Ⅱ－3表）。

平成17年度末現在における公的年金の受給者数を年金の種別別にみると、老齢年金が3,402万人（船員保険の新法職務上年金を除く公的年金受給者数の67.1%）と最も多く、次いで通算老齢年金が963万人（同19.0%）、障害年金が193万人（同3.8%）、遺族年金が504万人（同9.9%）、通算遺族年金が8万人（同0.2%）となっている。受給者数を老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）、障害給付（障害年金）、遺族給付（遺族年金及び通算遺族年金）ごとにまとめると、老齢給付が4,365万人と86.1%を占め、障害給

第Ⅱ－3表 公的年金受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年 度	総 数	国 民 年 金			厚 生 年 金 保 険			共済組合	福祉年金
			旧法拠出制	基礎年金		厚生年金保険 （旧共済を除く）	旧共済		
平成7年	32,363 〈29,479〉	14,751	7,853	6,898	14,254	13,621	633	2,958	400
8	33,940 〈30,351〉	15,611	7,543	8,067	14,956	14,324	632	3,044	329
9	35,765 〈31,397〉	16,585	7,228	9,357	15,778	15,178	600	3,134	268
10	37,404 〈32,291〉	17,469	6,892	10,576	16,503	15,918	585	3,218	215
11	39,062 〈33,111〉	18,362	6,554	11,808	17,233	16,666	567	3,296	171
12	40,906 〈34,114〉	19,304	6,234	13,070	18,074	17,521	552	3,392	137
13	42,857 〈35,210〉	20,238	5,907	14,332	19,005	18,469	536	3,507	107
14	44,873 〈36,334〉	21,222	5,578	15,643	20,315	19,465	850	3,254	82
15	46,908 〈37,533〉	22,111	5,246	16,865	21,369	20,544	825	3,365	62
16	48,849 〈38,600〉	22,997	4,917	18,080	22,334	21,534	800	3,473	47
17	50,699 〈39,480〉	23,954	4,577	19,377	23,156	22,383	773	3,554	34

注1. 船員保険（新法職務上）は含まない。

2. 〈 〉内は厚生年金保険（平成10年度以前は旧共済組合を、平成14年度以降は旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の数である。

3. 共済年金は受給権者数である。

第Ⅱ－4表 公的年金老齢年金受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年 度	総 数	国 民 年 金			厚 生 年 金 保 険			共済組合	福祉年金
			旧法拠出制	基礎年金		厚生年金保険 （旧共済を除く）	旧共済		
平成7年	20,548 〈19,065〉	11,276	5,513	5,763	6,859	6,400	459	2,013	400
8	21,695 〈19,813〉	12,158	5,262	6,896	7,158	6,705	453	2,050	329
9	23,067 〈20,742〉	13,160	5,011	8,149	7,543	7,102	441	2,096	268
10	24,277 〈21,527〉	14,076	4,746	9,331	7,854	7,424	431	2,132	215
11	25,460 〈22,212〉	14,985	4,479	10,505	8,142	7,724	418	2,162	171
12	26,821 〈23,080〉	15,959	4,230	11,729	8,519	8,112	407	2,206	137
13	28,252 〈24,028〉	16,930	3,977	12,954	8,951	8,556	395	2,264	107
14	29,767 〈25,036〉	17,956	3,725	14,231	9,571	9,036	535	2,158	82
15	31,239 〈26,044〉	18,890	3,472	15,418	10,074	9,556	518	2,212	62
16	32,624 〈26,948〉	19,820	3,225	16,595	10,490	9,989	501	2,267	47
17	34,018 〈27,810〉	20,832	2,972	17,860	10,852	10,368	483	2,300	34

注1. 〈 〉内は厚生年金保険（平成10年度以前は旧共済組合を、平成14年度以降は旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の数である。

2. 共済年金は受給権者数である。

付が193万人（3.8%）、遺族給付が512万人（10.1%）となっている（第Ⅱ－5表）。

平成17年度末現在における老齢年金受給者数の増減を制度別にみると、国民年金が101万人（5.1%）、厚生年金保険が36万人（3.4%）、共済組合が3万人（1.5%）の増加に対し、福祉年金は1万人（27.4%）の減少となっている（第Ⅱ－4表）。

老齢年金受給者数の推移をみると、人口の高齢化に伴い着実に増加している。なお、平成3年度末以降は老齢基礎年金受給者数が大幅に増加しているが、これは平成3年度から65歳到達により老齢厚生年金または退職共済年金と老齢基礎年金を併給する者が発生するようになったためである。

（4）年金額

平成17年度末現在における公的年金受給者の年金総額は45兆8千億円（船員保険の新法職務上年金を除く。）であり、対国民所得比は12.4%となっている。

年金総額を前年度末と比べると、1兆3千億円（2.9%）増加している。近年の年金総額の推移をみると、平成16年度末を除き毎年1兆円以上の増加が続いている。これは、基礎年金と厚生年金保険の年金総額の増加が大きく影響しているものである。

平成17年度末現在の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、厚生年金保険が24兆1千億円（船員保険の新法職務上を除く受給者年金総額の52.6%）と最も多く、共済組合が6兆6千億円（同14.4%）、国民年金が15兆1千億円（同32.9%）、福祉年金が100億円（同0.0%）となっている（第Ⅱ－6表）。

平成17年度末現在の公的年金受給者の年金総額（船員保険の新法職務上年金を除く。）を年金の種別にみると、老齢年金が35兆7千億円（78.1%）と年金総額の約4分の3を占めて最も多く、次いで遺族年金が5兆6千億円（12.3%）、通算老齢年金が2兆6千億円（5.7%）、障害年金が1兆7千億円（3.8%）等となっている（第Ⅱ－7表）。

平成17年度末現在における受給者1人当たりの平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険が16万7千円、国民年金が5万3千円、共済組合が18万6千円となっている（第Ⅱ－8表）。

第Ⅱ－5表 公的年金制度別年金受給者数（平成17年度末現在）

（単位：人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	23,156,496	10,851,543	7,805,499	354,514	4,071,954	72,986
旧法厚生年金保険	3,786,879	1,659,497	1,285,091	82,090	690,291	69,910
新法厚生年金保険	18,524,245	8,671,032	6,406,584	263,123	3,183,506	・
基礎あり（再掲）	11,118,940	6,110,441	4,748,074	169,603	90,822	・
旧法船員保険	72,029	37,741	7,531	2,394	22,960	1,403
旧共済組合	773,343	483,273	106,293	6,907	175,197	1,673
基礎あり（再掲）	99,741	96,839	1,646	883	373	・
国民年金計	23,954,246	20,832,208	1,469,565	1,518,377	134,096	・
旧法拠出制	4,577,017	2,972,481	1,469,565	113,014	21,957	・
新法基礎年金	19,377,229	17,859,727	・	1,405,363	112,139	・
基礎のみ（再掲）	7,375,013	6,104,388	・	1,235,760	34,865	・
福祉年金	33,849	33,849	・	・	・	・
船員保険（新法）	2,111	・	・	516	1,595	・
共済組合	3,554,188	2,299,930	354,953	53,016	834,426	4,396
合計	50,700,890	34,017,530	9,630,017	1,926,423	5,042,071	77,382
船員保険 （新法職務上）を除く	50,698,779 <39,480,098>	34,017,530 <27,810,250>	9,630,017 <4,880,297>	1,925,907 <1,755,421>	5,040,476 <4,949,281>	77,382 <77,382>

注1. 〈 〉内は厚生年金保険（旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の数である。

2. 基礎あり（再掲）は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。

3. 旧共済組合の基礎あり（再掲）は旧農林共済組合分を除く。

4. 基礎のみ（再掲）は厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権（同一の年金種別）を持たない者の数である。

5. 共済組合は受給権者数であり、総数には公務上・職務上を含んでいる。

第Ⅱ－６表 公的年金受給者の年金総額の推移（年度末現在）

(単位：億円)

年 度	総 数	国 民 年 金			厚 生 年 金 保 険			共済組合	福祉年金	総数／ 国民所得
			旧法拠出制	基礎年金		厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済			
平成7年	318,473 [313,400]	77,456	31,365	46,091	177,104	163,958 [158,886]	13,146	62,305	1,608	8.4
8	331,086 [325,196]	84,028	30,080	53,948	182,716	169,731 [163,840]	12,985	63,016	1,326	8.5
9	345,976 [339,062]	91,427	28,787	62,640	189,654	177,031 [170,117]	12,623	63,816	1,080	8.8
10	364,695 [356,930]	100,117	27,909	72,208	198,126	185,716 [177,951]	12,410	65,573	879	9.6
11	379,825 [371,061]	108,075	26,682	81,393	204,634	192,570 [183,806]	12,065	66,411	705	10.0
12	394,479 [384,489]	115,706	25,363	90,343	211,018	199,387 [189,398]	11,631	67,191	563	10.4
13	407,840 [396,461]	123,155	24,018	99,137	216,428	205,263 [193,884]	11,165	67,815	442	11.0
14	423,223 [410,297]	130,886	22,676	108,209	227,491	213,280 [200,354]	14,211	64,510	337	11.7
15	436,177 [423,327]	136,701	21,131	115,569	233,971	220,479 [207,630]	13,492	65,251	254	11.9
16	444,858 [433,212]	143,156	19,747	123,409	236,195	223,371 [211,725]	12,824	65,317	190	12.3
17	457,648 [446,606]	150,681	18,384	132,297	240,934	228,744 [217,702]	12,190	65,895	138	12.4

注1. 船員保険（新法職務上）は含まない。

2. [] 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

3. 共済年金は受給権者の年金総額である。

第Ⅱ－７表 公的年金制度別受給者年金総額（平成17年度末現在）

(単位：百万円)

	総 数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金
厚 生 年 金 保 険 計	24,093,385	17,325,621	2,150,589	301,667	4,296,371	19,136
基金代行分除く	22,989,190	16,295,908	2,076,107	301,667	4,296,371	19,136
旧法厚生年金保険	4,492,812	3,129,835	525,042	98,936	720,637	18,361
基金代行分除く	4,438,128	3,083,419	516,774	98,936	720,637	18,361
新法厚生年金保険	18,230,774	13,129,103	1,589,556	189,683	3,322,432	・
基礎分（別掲）	7,827,654	4,370,077	3,215,074	149,146	93,357	・
基金代行分除く	17,181,263	12,145,806	1,523,342	189,683	3,322,432	・
旧法船員保険	150,807	107,484	2,953	4,935	35,075	359
旧共済組合	1,218,993	959,199	33,038	8,112	218,227	416
基礎分（別掲）	75,488	73,221	1,107	765	396	・
国 民 年 金 計	15,068,086	13,252,256	320,700	1,362,698	132,431	・
旧法拠出制	1,838,425	1,405,715	320,700	101,347	10,662	・
新法基礎年金	13,229,660	11,846,541	・	1,261,350	121,769	・
基礎のみ（再掲）	4,885,706	3,736,500	・	1,112,204	37,002	・
福祉年金	13,780	13,780	・	・	・	・
船員保険（新法）	4,355	・	・	1,099	3,256	・
共 済 組 合	6,589,523	5,133,333	155,235	72,798	1,210,177	1,399
合 計	45,769,129	35,724,990	2,626,525	1,738,261	5,642,235	20,535
船 員 保 険 (新法職務上)を除く	45,764,774 [44,660,579]	35,724,990 [34,695,277]	2,626,525 [2,552,043]	1,737,162 [1,737,162]	5,638,980 [5,638,980]	20,535 [20,535]

注1. 年金総額には一部支給停止額を含む。

2. 合計の [] 内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

3. 基礎分（別掲）は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。

4. 旧共済組合の基礎分（別掲）は旧農林共済組合分を除く。

5. 基礎のみ（再掲）は厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権（同一の年金種別）を持たない者の年金総額である。

6. 共済組合は受給権者の年金総額であり、総数には公務上・職務上を含んでいる。

第Ⅱ－８表 公的年金受給者１人当たり平均年金月額（平成17年度末現在）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	167,172	57,297	106,150	89,845	21,849
基金代行分除く	159,265	56,502	106,150	89,845	21,849
旧法厚生年金保険	157,168	34,047	100,435	86,997	21,876
基金代行分除く	154,837	33,511	100,435	86,997	21,887
新法厚生年金保険	168,177	62,496	107,310	89,414	・
基礎分（再掲）	41,999	41,820	47,236	2,444	・
基金代行分除く	158,727	61,635	107,310	89,414	・
基礎あり	59,598	56,428	73,282	85,659	・
旧法船員保険	237,329	32,674	171,795	127,306	21,322
旧共済組合	178,026	26,769	107,103	103,989	20,717
旧法	202,003	40,857	140,253	101,593	20,717
新法	147,011	24,691	77,966	105,266	・
基礎分（再掲）	28,957	996	17,336	289	・
基礎あり	63,009	56,039	72,171	88,440	・
国民年金計	53,012	18,186	74,789	82,299	・
旧法拠出制	39,409	18,186	74,730	40,467	・
新法基礎年金	55,276	・	74,794	90,490	・
基礎のみ（再掲）	51,008	・	75,001	88,442	・
福祉年金	33,925	・	・	・	・
船員保険（新法）	・	・	177,520	170,101	・
共済組合	185,996	36,445	114,427	120,859	26,514

- 注１．平均年金月額には基礎年金額を含む。（ただし旧農林共済分は除く。） また、一部支給停止額を含む。
- ２．「基礎分（再掲）」は基礎年金部分（同一の年金種別）の平均年金月額である。（ただし、旧農林共済組合分に係る基礎年金額は含まない。）
- ３．「基礎あり」は新法厚生年金保険または旧共済組合の新法分を受給している者のうち、基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の基礎年金の平均年金月額である。（ただし、旧農林共済組合分に係る基礎年金額は含まない。）
- ４．「基礎のみ（再掲）」は厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権（同一の年金種別）を持たない者の平均年金月額である。
- ５．共済組合は受給権者の平均年金月額である。また、併給している基礎年金額を含まない。

３．厚生年金保険

（１）適用状況

昭和60年改正法が61年度から施行されたことにより、厚生年金保険の被保険者は、適用事業所に使用される65歳未満の者（改正前は年齢制限なし。）となり、同時に国民年金の第２号被保険者となることとなった。また、船員に厚生年金保険を適用することとし、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合された。さらに、厚生年金保険の適用事業所の範囲が順次拡大され、昭和63年度までには法人の事業所すべてが強制適用となった。また、平成９年４月より旧公共企業体の共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合（以

下「旧三共済」という。))の長期給付事業が、さらに、平成14年４月より農林漁業団体職員共済組合（以下「旧農林共済」という。）が、厚生年金保険に統合され、厚生年金保険の被保険者の年齢上限が65歳未満から70歳未満に引き上げになった。

① 事業所数

適用事業所数の推移をみると、昭和62年度以降は適用拡大により、事業所数の増加率は大きくなり、１人または２人の法人の事業所が強制適用となった昭和63年度末には前年度末に比べて9.3%増加した。その後も事業所数は順調に増加していたが、平成10年度末に戦後初めて減少となり、それ以降平成15年度末まで減少が続いた。

第Ⅱ－９表 適用事業所数・船舶所有者数の推移（年度末現在）

（単位：千か所）

年 度	事 業 所 数			基金非加入事業所数			基金加入事業所数			船舶所有者数
	総 数	強制適用	任意包括適用	総 数	強制適用	任意包括適用	総 数	強制適用	任意包括適用	
平成 7 年	1,606	1,471	135	1,411	1,285	126	195	186	9	7
8	1,652	1,515	137	1,458	1,330	128	194	185	9	7
9	1,703 (155)	1,567	136	1,513 (65)	1,386	127	190 (90)	181	9	7 (3)
10	1,691 (152)	1,560	132	1,506 (71)	1,383	123	186 (81)	177	9	7 (4)
11	1,683 (155)	1,554	129	1,502 (82)	1,381	120	181 (73)	173	8	7 (5)
12	1,674 (165)	1,547	127	1,498 (91)	1,379	119	176 (74)	168	8	6 (5)
13	1,651 (168)	1,529	123	1,482 (96)	1,367	115	170 (72)	162	8	6 (5)
14	1,629 (7,412)	1,510	119	1,472 (7,342)	1,360	112	157 (70)	150	7	6 (4)
15	1,618 (7,282)	1,501	116	1,476 (7,281)	1,366	110	142 (1)	135	7	6 (4)
16	1,626 (7,003)	1,511	115	1,492 (7,002)	1,383	109	134 (1)	128	6	6 (4)
17	1,643 (6,739)	1,528	114	1,515 (6,738)	1,406	108	128 (1)	122	6	5 (3)

注 1. 事業所の総数には任意単独適用（平成 17 年度末は、198 事業所）を含んでいる。

2. 総数の〈 〉内は、厚生年金保険に統合された旧共済組合に係るものである。（単位：所）

第Ⅱ－10表 厚生年金保険 被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年 度	総 数		任 意 継 続 を 除 く				第 4 種 （任意継続）
			第 1 種 （一般男子）	第 2 種 （女子）	第 3 種 （坑内員・船員）	うち船員分	
平成 7 年	32,808	(34)	21,823	10,873	104	99	8
8	32,999	(37)	21,942	10,955	98	94	5
9	33,468 (478)	(42)	22,361 (413)	11,011 (64)	93 (0.2)	89	3 (→)
10	32,957 (470)	(46)	22,039 (405)	10,830 (65)	85 (0.2)	82	2 (→)
11	32,481 (461)	(49)	21,720 (396)	10,680 (65)	80 (0.2)	78	1 (→)
12	32,192 (456)	(57)	21,508 (388)	10,608 (68)	76 (0.2)	74	0 (→)
13	31,576 (429)	(61)	21,087 (370)	10,419 (58)	70 (0.2)	69	- (→)
14	32,144 (809)	(67)	21,414 (588)	10,663 (220)	67 (0.2)	66	- (→)
15	32,121 (787)	(72)	21,305 (569)	10,753 (217)	64 (0.2)	63	- (→)
16	32,491 (767)	(78)	21,442 (551)	10,987 (216)	62 (0.2)	61	- (→)
17	33,022 (750)	(97)	21,679 (536)	11,282 (214)	61 (0.1)	60	- (→)

注 1. 第 4 種には船員任意継続被保険者を含んでいる。

2. 〈 〉内は、旧共済組合に係る被保険者数の再掲。

3. () 内は、育児休業による保険料免除者数の再掲（旧共済組合に係る分は、3,520 人である。）。

平成17年度末の適用事業所数（船舶所有者数を除く。）は164万事業所で、前年度末に比べて2万事業所（1.0％）の増加となっている。また、適用事業所のうち厚生年金基金を設立している事業所数は13万（全適用事業所の7.8％）で、前年度末に比べて6千（4.4％）の減少となっている。

また、平成17年度末現在の船舶所有者数は5,384で前年度末に比べて121（2.2％）減少しており、船舶所有者数は逐年減少傾向が続いている（第Ⅱ－9表）。

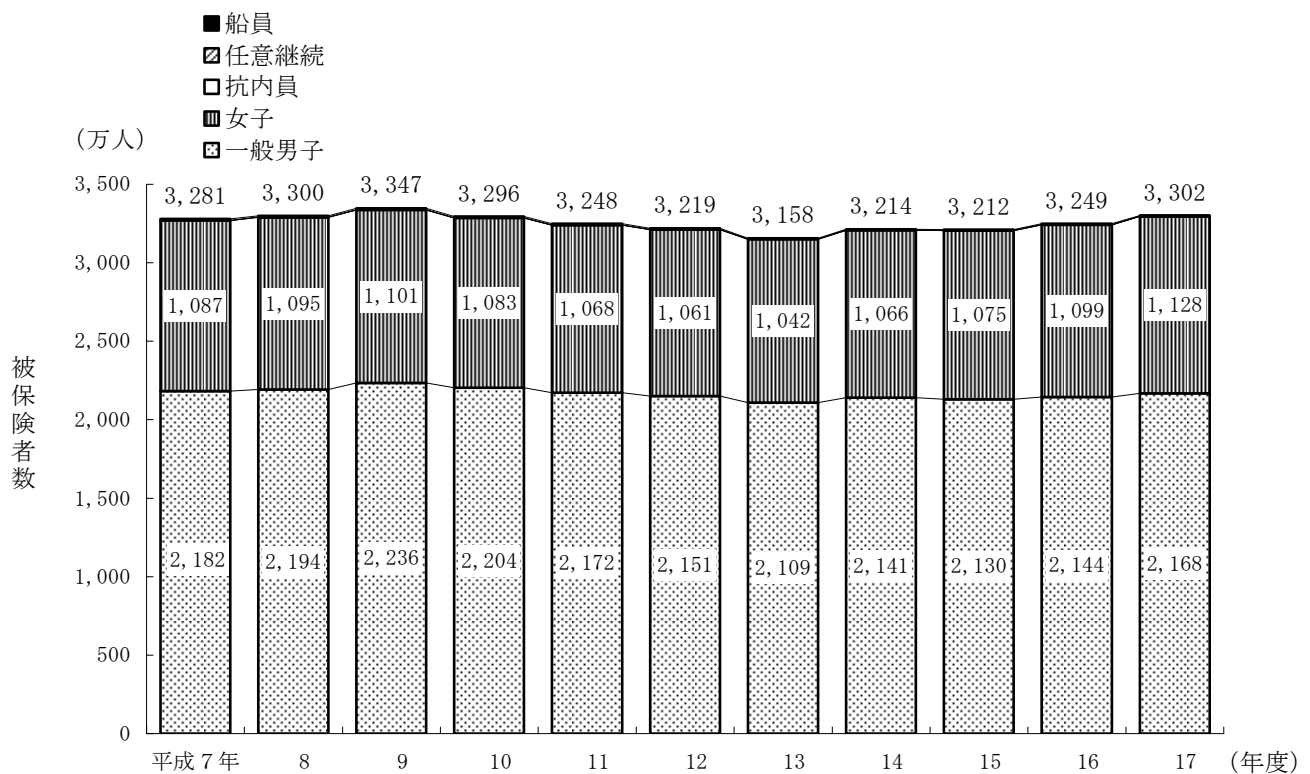
② 被保険者数

厚生年金保険の被保険者の推移をみると、適用拡大の影響等により、昭和62年度末に前年度末を上回

って以降、平成8年度末まで順調に増加し、さらに平成9年度末は旧三共済の統合もあって47万人増加した（旧三共済組合を除くと1万人（0.0％）減少）が、平成10年度末に減少に転じ、その後は減少が続いていた。平成14年度末は57万人増加したが、これは旧農林共済の統合や被保険者資格の70歳未満への延長による影響が大きい（旧農林共済組合及び65～69歳の被保険者を除くと47万人（1.5％）減少）。

平成17年度末の厚生年金保険の被保険者数は3,302万人で、前年度末に比べて53万人（1.6％）増加している。被保険者数の内訳をみると、一般男子が2,168万人（全被保険者の65.7％）、女子が1,128万人（同34.2％）、坑内員・船員（船員任継を除く。）が6万人（同0.2％）となっている。前年度末と比べ

第Ⅱ－１図 厚生年金保険 被保険者数の推移（年度末現在）



第Ⅱ－11表 基金加入・非加入別被保険者数の推移（年度末現在）

年 度	基 金 非 加 入			基 金 加 入			基金加入割合
	総 数	一般男子	女 子	総 数	一般男子	女 子	
平成7年	20,663	13,093	7,458	12,146	8,730	3,416	37.0
8	20,894	13,217	7,574	12,106	8,724	3,381	36.7
9	21,201 <214>	13,486 <204>	7,619 <10>	12,267 <264>	8,875 <209>	3,392 <54>	36.7
10	20,939 <208>	13,322 <198>	7,530 <10>	12,017 <262>	8,717 <208>	3,300 <54>	36.5
11	20,776 <204>	13,208 <192>	7,487 <12>	11,705 <258>	8,512 <204>	3,193 <53>	36.0
12	20,787 <200>	13,204 <187>	7,507 <13>	11,405 <257>	8,304 <201>	3,101 <55>	35.4
13	20,698 <193>	13,141 <180>	7,487 <12>	10,878 <236>	7,946 <190>	2,932 <46>	34.5
14	24,275 <630>	15,765 <447>	8,442 <183>	7,870 <179>	5,649 <142>	2,220 <37>	24.5
15	26,315 <787>	17,144 <569>	9,107 <217>	5,806 <0>	4,160 <0>	1,645 <->	18.1
16	27,264 <767>	17,716 <551>	9,486 <216>	5,227 <0>	3,726 <0>	1,501 <->	16.1
17	28,034 <750>	18,131 <536>	9,842 <214>	4,988 <0>	3,548 <0>	1,440 <->	15.1

注 〈 〉内は旧共済組合に係る分である。

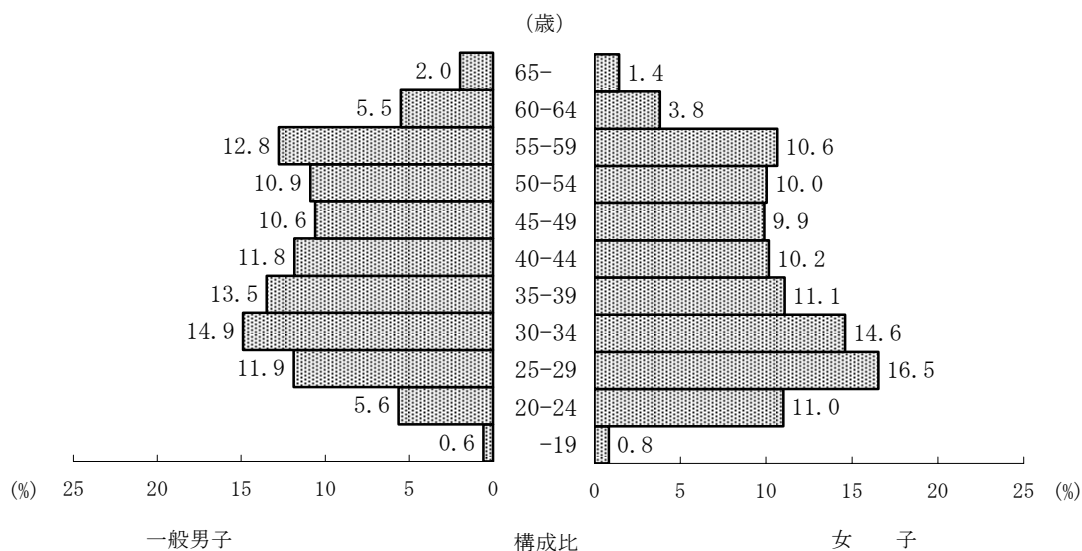
ると、一般男子が24万人（1.1％）増加、女子が29万人（2.7％）増加、船員は1千人（2.0％）減少している（第Ⅱ－10表、第Ⅱ－1図）。

③ 厚生年金基金加入状況

平成17年度末の厚生年金基金の加入者数は499万人で前年度末に比べて24万人（4.6％）減少している。また、基金加入者は被保険者の15.1％を占めている。基金加入者数は、基金設立要件の緩和により平成7

年度末まで逐年増加していたが、平成8年度末に減少に転じた。平成9年度末はN T Tが基金を設立したこと等により、前年度末に比べて増加しているが、平成10年度末以降は再び減少が続き、さらに平成14年4月から代行返上が可能となったことから、前年度末に比べて平成14年度末は27.7％、平成15年度末は26.2％、平成16年度末は10.0％、平成17年度末は4.6％減少している（第Ⅱ－11表）。

第Ⅱ－２図 厚生年金保険 被保険者の年齢構成
(平成17年度末現在、一般男子、女子)



注 高齢任意加入被保険者を含み、任意継続被保険者を除く。

第Ⅱ－12表 厚生年金保険 産業別・規模別事業所数 (平成17年9月1日現在の調査)

(単位: 所)

産業大分類	1・2人	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	合計	割合 (%)
農 林 水 産 業	4,880	3,321	6,828	622	109	5	1	15,766	1.0
鉱 業	879	633	2,278	326	55	3	5	4,179	0.3
建 設 業	86,109	59,161	120,111	9,221	1,629	151	116	276,498	16.9
製 造 業	69,049	45,619	122,676	29,663	10,999	1,090	797	279,893	17.1
卸 売 ・ 小 売 業	119,986	71,235	122,321	17,702	6,459	693	485	338,881	20.7
金 融 ・ 保 険 業	9,714	3,599	4,895	1,349	1,014	203	219	20,993	1.3
不 動 産 業	43,631	10,639	10,547	1,350	460	51	35	66,713	4.1
運 輸 業	9,868	6,108	28,554	9,763	3,310	237	169	58,009	3.5
情 報 通 信 業	16,913	7,643	19,499	4,674	1,885	257	218	51,089	3.1
電気・ガス・熱供給・水道業	2,360	2,116	4,069	554	152	18	22	9,291	0.6
飲食店・宿泊業	18,640	10,551	17,665	2,853	978	92	66	50,845	3.1
医 療 ・ 福 祉	20,174	20,355	59,288	13,251	5,677	381	112	119,238	7.3
教育・学習支援業	7,196	3,256	8,331	1,361	349	39	24	20,556	1.3
複合サービス事業	7,384	1,886	3,323	961	710	108	29	14,401	0.9
サ ー ビ ス 業	110,473	56,716	105,768	15,492	5,173	573	350	294,545	18.0
公 務	5,829	1,876	4,783	1,618	845	87	25	15,063	0.9
合 計	533,085	304,714	640,936	110,760	39,804	3,988	2,673	1,635,960	100.0
割 合 (%)	32.6	18.6	39.2	6.8	2.4	0.2	0.2	100.0	

④ 年齢階級別構成比

被保険者の年齢構成 (平成17年度末現在) を一般男子と女子についてみると、一般男子では30～34歳が14.9% (一般男子計に対する割合) と最も高く、次いで35～39歳が13.5%、55～59歳が12.8%となっている。

また、女子については25～29歳が16.5% (女子計に対する割合) と高く、次いで30～34歳が14.6%、

35～39歳が11.1%となっている (第Ⅱ－２図)。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、平成17年度末で41.6歳であり、そのうち一般男子が42.4歳、女子が39.8歳で、船員は47.1歳となっている。

⑤ 産業別・規模別適用状況

第Ⅱ－12表及び第Ⅱ－13表は平成17年9月1日現

第Ⅱ－13表 厚生年金保険 産業別・規模別被保険者数（平成17年9月1日現在の調査）

(単位：人)

産業大分類	1・2人	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	合計	割合(%)
農 林 水 産 業	6,480	11,433	69,108	30,501	20,520	3,383	2,111	143,536	0.4
鉱 業	1,099	2,209	27,308	15,144	11,517	2,164	19,495	78,936	0.2
建設業	117,825	203,868	1,215,236	441,998	308,094	104,050	332,095	2,723,166	8.2
製造業	90,838	157,526	1,440,393	1,547,353	2,162,879	741,113	2,646,510	8,786,612	26.6
卸売・小売業	160,955	244,156	1,273,018	909,116	1,284,850	480,171	1,171,908	5,524,174	16.7
金融・保険業	10,916	12,280	53,179	73,646	224,303	139,979	824,646	1,338,949	4.0
不動産業	49,366	35,755	104,020	68,791	94,369	35,046	67,974	455,321	1.4
運輸業	11,547	21,279	376,018	509,931	634,084	162,743	592,512	2,308,114	7.0
情報通信業	20,509	26,184	226,135	243,277	377,926	177,146	710,642	1,781,819	5.4
電気・ガス・熱供給・水道業	3,300	7,291	42,508	28,182	26,815	11,221	174,479	293,796	0.9
飲食店・宿泊業	24,599	36,188	189,756	147,601	195,562	60,614	157,771	812,091	2.5
医療・福祉	27,734	71,218	655,073	723,615	1,121,480	255,269	196,555	3,050,944	9.2
教育・学習支援業	8,712	11,170	99,139	66,866	76,198	26,282	42,165	330,532	1.0
複合サービス事業	8,318	6,395	37,058	52,506	161,140	71,541	49,933	386,891	1.2
サービス業	141,381	194,751	1,097,012	792,805	1,037,156	398,211	970,547	4,631,863	14.0
公務	6,197	6,386	59,013	86,773	176,482	58,308	49,824	442,983	1.3
合計	689,776	1,048,089	6,963,974	5,738,105	7,913,375	2,727,241	8,009,167	33,089,727	100.0
割合(%)	2.1	3.2	21.0	17.3	23.9	8.2	24.2	100.0	

第Ⅱ－14表 厚生年金保険 産業別・男女別被保険者数（平成17年9月1日現在の調査）

産業大分類	計		男 子		女 子	
	人数(千人)	割合(%)	人数(千人)	割合(%)	人数(千人)	割合(%)
農 林 水 産 業	144	100.0	103	71.5	41	28.5
鉱 業	79	100.0	67	84.9	12	15.1
建設業	2,723	100.0	2,305	84.6	418	15.4
製造業	8,787	100.0	6,610	75.2	2,177	24.8
卸売・小売業	5,524	100.0	3,465	62.7	2,059	37.3
金融・保険業	1,339	100.0	716	53.5	623	46.5
不動産業	455	100.0	304	66.7	152	33.3
運輸業	2,308	100.0	2,008	87.0	300	13.0
情報通信業	1,782	100.0	1,336	75.0	446	25.0
電気・ガス・熱供給・水道業	294	100.0	249	84.9	44	15.1
飲食店・宿泊業	812	100.0	491	60.4	321	39.6
医療・福祉	3,051	100.0	764	25.1	2,287	74.9
教育・学習支援業	331	100.0	157	47.5	174	52.5
複合サービス事業	387	100.0	245	63.2	142	36.8
サービス業	4,632	100.0	2,808	60.6	1,824	39.4
公務	443	100.0	140	31.5	303	68.5
合計	33,090	100.0	21,767	65.8	11,323	34.2

注 任意継続被保険者は含まない。

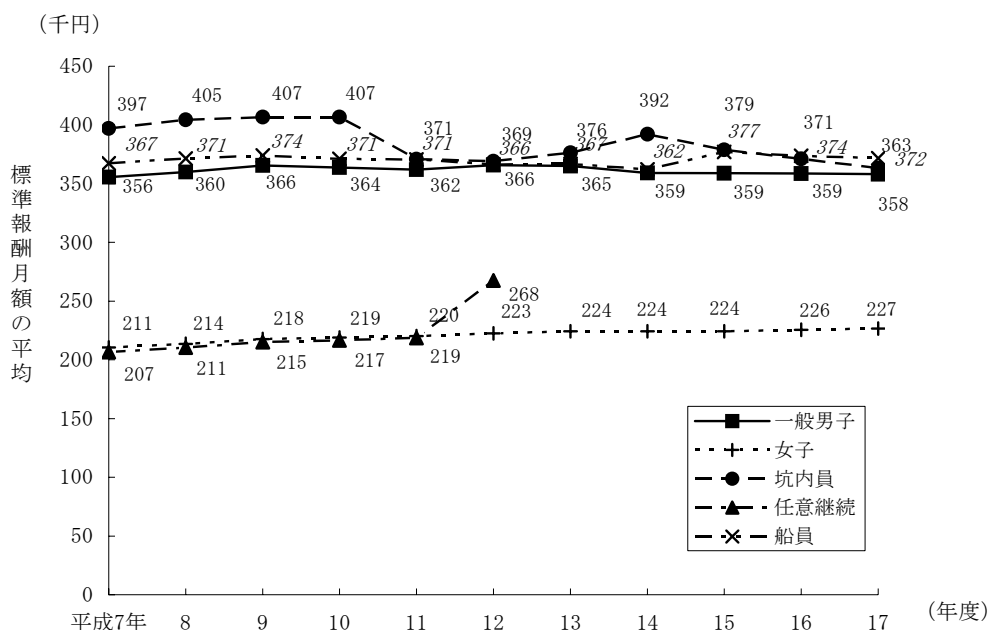
在で産業別・規模別に適用事業所数及び被保険者数をみたものである。

産業別にみると、事業所数では卸売・小売業（全事業所数の20.7%）、サービス業（同18.0%）、製造業（同17.1%）、建設業（同16.9%）が、被保険者数では製造業（全被保険者数の26.6%）、卸売・小売業（同16.7%）、サービス業（同14.0%）が大きな割合を占めている。

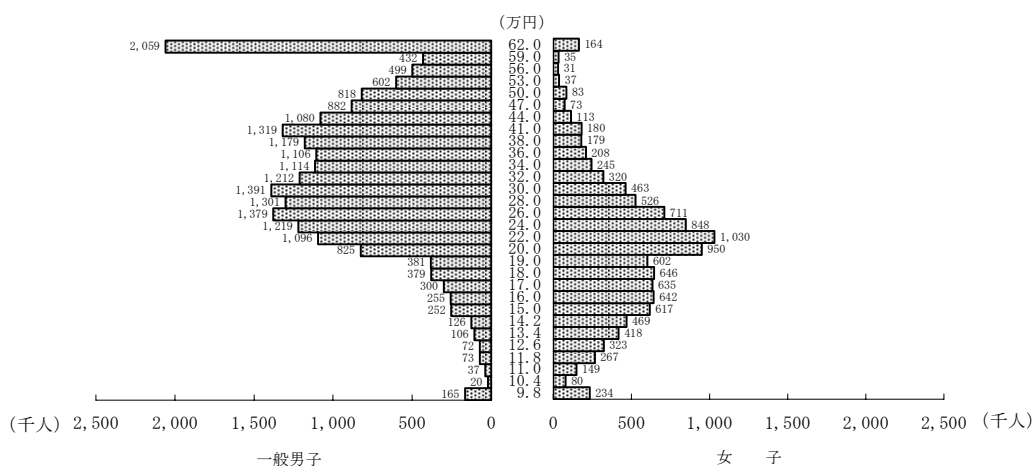
また、規模別でみると、5人未満の適用事業所数の割合が全体の51.2%（対前年比0.7%増）を占めており、5人未満の適用事業所の被保険者の割合は全体の5.3%（対前年比0.1%減）となっている。

第Ⅱ－14表は産業別の被保険者数を男女別にみたものである。女子の割合は、医療・福祉（74.9%）、公務（68.5%）、教育・学習支援業（52.5%）などが高くなっており、運輸業（13.0%）、鉱業（15.1%）、

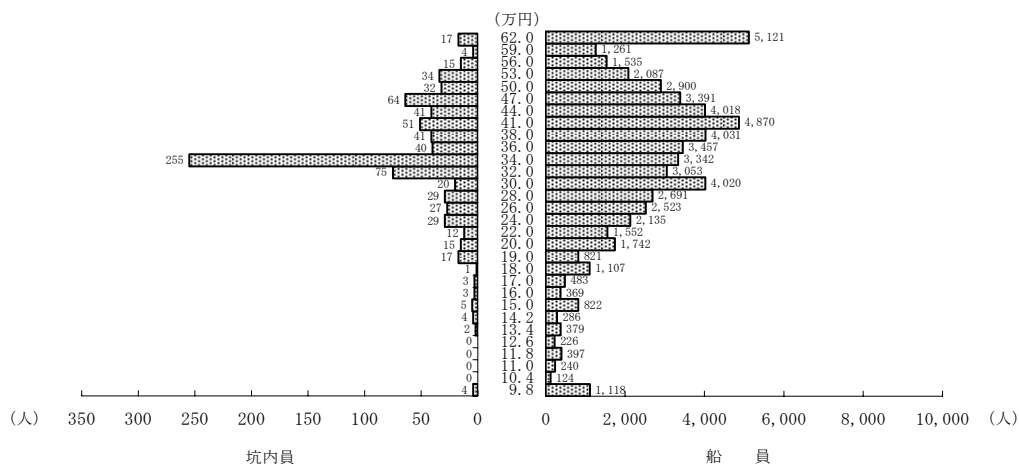
第Ⅱ－３図 厚生年金保険 標準報酬月額平均の推移（年度末現在）



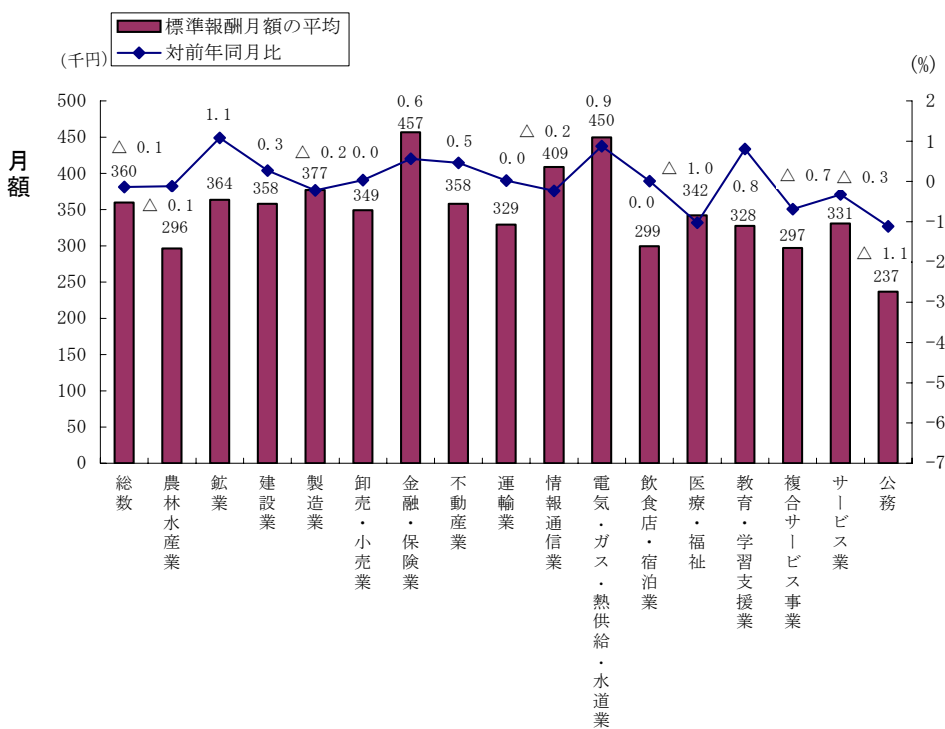
第Ⅱ－４図 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成17年度末現在）



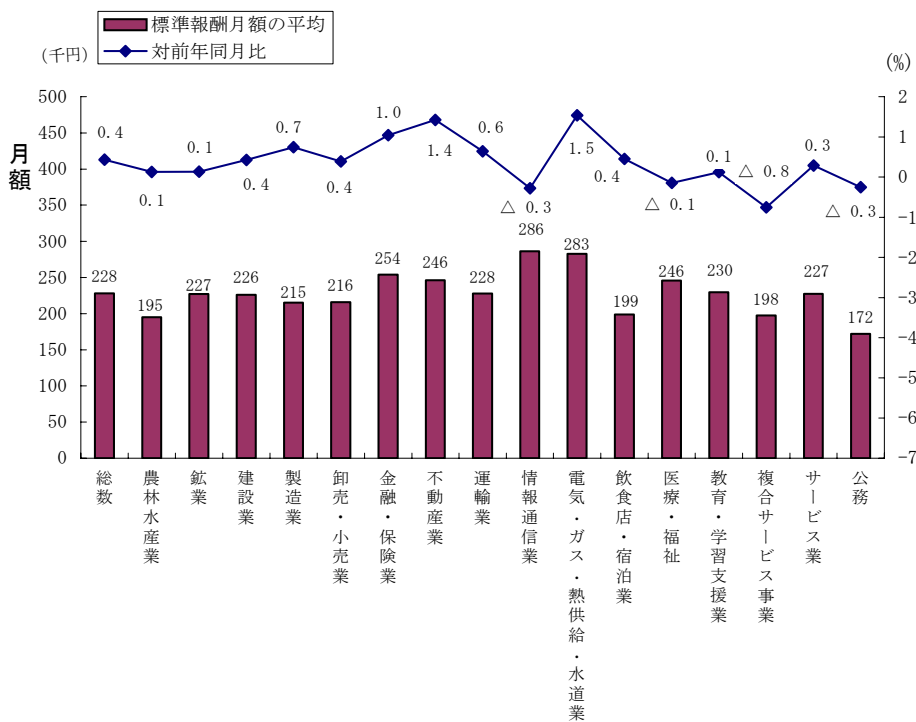
第Ⅱ－５図 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数（平成17年度末現在）



第Ⅱ－６図 産業別標準報酬月額平均（男子）（平成17年9月1日現在の調査）



第Ⅱ－７図 産業別標準報酬月額平均（女子）（平成17年9月1日現在の調査）



電気・ガス・熱供給・水道業（15.1%）などが低くなっている。

厚生年金保険の標準報酬等級は平成12年の改正法の施行により、従来の9万2千円から59万円までの30等級から、9万8千円から62万円までの30等級に改められ、平成12年10月から適用されている。

⑥ 標準報酬月額

平成17年度末現在の標準報酬月額 averages は、全体では31万3千円（対前年度末比0.2%減）である。その内訳は、一般男子が35万8千円（同0.1%減）、女子が22万7千円（同0.4%増）、坑内員が36万3千円（同2.1%減）、船員（船員任継を除く。）が37万2千円（同0.6%減）である（第Ⅱ－3図）。

また、旧共済組合別の標準報酬月額の平均は、旧J R 共済組合41万2千円、旧N T T 共済組合42万7千円、旧J T 共済組合42万4千円、旧農林共済組合29万5千円である。

標準報酬月額の平均を厚生年金基金の加入の有無別にみると、基金加入者の平均が32万7千円（対前年度末0.1%増）で、非加入者が31万1千円（同0.1%減）である。

なお、厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、平成18年3月の規模5人以上の事業所が常用労働者にきまって支給する給与は、27万4千円（対前年同月比0.3%増）となっている。

第Ⅱ－4図及び第Ⅱ－5図は標準報酬等級別被保険者数の分布をみたものである。一般男子では上限の第30級（62万円）が206万人と最も多くなっており、一般男子全体の9.5%を占めている。一方、女子は第14級（22万円）が103万人（9.1%）と最も多くなっている。

第Ⅱ－6図及び第Ⅱ－7図は事業所の産業別の標準報酬月額の平均（平成17年9月1日現在）を示したものである。男女とも金融・保険業、電気・ガス・熱供給・水道業及び情報通信業が高く、公務が低くなっている。

⑦ 保険料率

平成15年4月から、標準報酬月額と標準賞与額に同率の保険料率を賦課するものとする総報酬制の導入に伴い、平成16年9月までの保険料率は、厚生年金保険の旧共済組合以外の一般男子及び女子については13.58%、坑内員及び船員については14.96%となっている。また、平成9年4月に旧三共済組合が厚生年金保険に統合されたが、旧J R 共済組合及び旧J T 共済組合の事業所の被保険者については当分の間、統合前に適用されていた保険料率が適用され、平成16年度の保険料率は、それぞれ15.69%及び15.55%である。旧N T T 共済組合については厚生年

金保険の一般男子及び女子と同率の保険料率が適用されている。平成16年9月までの旧農林共済組合の保険料率は15.22%となっている。

このように、被保険者によって保険料率が異なっているが、平成16年法律改正において保険料水準固定方式が導入されたことによって、平成16年10月から毎年保険料率が段階的に引き上げられ、平成29年9月以降は厚生年金保険の保険料率はすべて同率の18.3%となる。

一般男子及び女子の保険料率については毎年0.354%ずつ引き上げられ、平成17年9月では14.288%、坑内員及び船員の保険料率については毎年0.248%引き上げられ、平成17年9月では15.456%となっている。なお、旧J R 共済組合及び旧J T 共済組合の保険料率は平成21年8月まで据え置かれ、旧農林共済組合の保険料率は平成17年9月では15.058%となっている。

(2) 受給（権）者数

前述したとおり、昭和61年4月から公的年金制度が大きく再編された。また、平成7年4月からは在職老齢年金の仕組みが抜本的に改善され、60歳前半の被保険者で厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある者については、賃金の多寡に関わらず全て受給権を持つこととなり、支給される年金額については、賃金の増加に応じて、賃金と年金額の合計が増加する仕組みとなった。

さらに、平成9年4月より旧三共済組合が厚生年金保険に統合され、改正前の国家公務員等共済組合法により裁定された旧三共済組合の受給者の給付事業が厚生年金保険に移管された。平成14年4月には旧農林共済組合が厚生年金保険に統合され、改正前の農林漁業共済組合法により裁定された受給者の給付事業も厚生年金保険に移管された。また、平成14年4月より65歳以上70歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金（報酬比例部分）について、新たに在職老齢年金制度が導入された。

① 受給者数

平成17年度末における厚生年金保険の受給者数は2,316万人で、内訳は旧法厚生年金保険が379万人（全受給者の16.4%）、旧法船員保険が7万人（同0.3%）、

第Ⅱ－15表 厚生年金保険 受給者数（平成17年度末現在）

	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合 計	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	1,659	7.2	38	0.2	8,671 (6,110)	37.4	483 (176)	2.1	10,852	46.9
通算老齢年金	1,285	5.5	8	0.0	6,407 (4,748)	27.7	106 (66)	0.5	7,805	33.7
障 害 年 金	82	0.4	2	0.0	263 (170)	1.1	7 (3)	0.0	355	1.5
遺 族 年 金	690	3.0	23	0.1	3,184 (91)	13.7	175 (1)	0.8	4,072	17.6
通算遺族年金	70	0.3	1	0.0	・	・	2	0.0	73	0.3
合 計	3,787	16.4	72	0.3	18,524 (11,119)	80.0	773 (247)	3.3	23,156	100.0

注1. () 内は基礎年金（同一支給事由）を併せて受給している者の数である。

2. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

第Ⅱ－16表 厚生年金保険 受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年 度	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧共済組合	合 計
平成7年	6,230	115	7,276	...	13,621
8	5,991	111	8,221	...	14,324
9	5,752	107	9,319	600	15,778
10	5,505	102	10,311	585	16,503
11	5,257	98	11,311	567	17,233
12	5,019	94	12,408	552	18,074
13	4,776	90	13,604	536	19,005
14	4,530	85	14,850	850	20,315
15	4,284	81	16,179	825	21,369
16	4,038	77	17,419	800	22,334
17	3,787	72	18,524	773	23,156

第Ⅱ－17表 厚生年金保険 給付の種類別受給者数の推移（年度末現在）

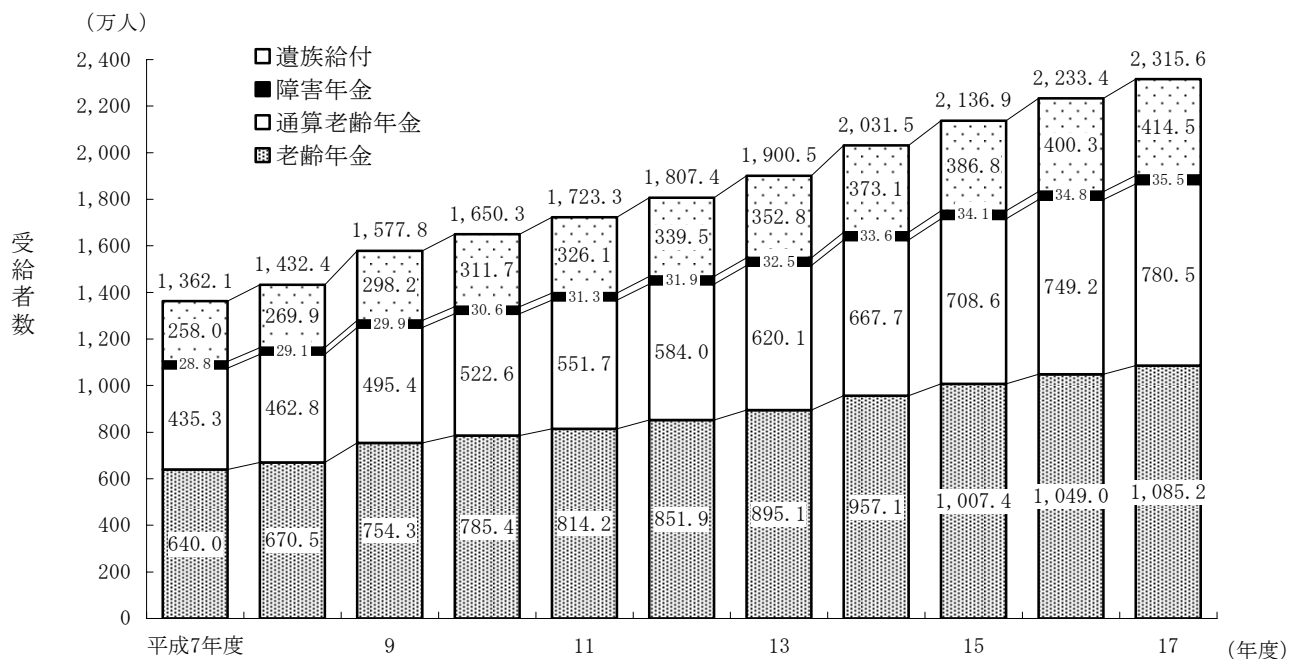
（単位：千人）

年 度	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付	合 計
平成7年	6,400	4,353	288	2,580	13,621
8	6,705	4,628	291	2,699	14,324
9	7,543	4,954	299	2,982	15,778
10	7,854	5,226	306	3,117	16,503
11	8,142	5,517	313	3,261	17,233
12	8,519	5,840	319	3,395	18,074
13	8,951	6,201	325	3,528	19,005
14	9,571	6,677	336	3,731	20,315
15	10,074	7,086	341	3,868	21,369
16	10,490	7,492	348	4,003	22,334
17	10,852	7,805	355	4,145	23,156

注1. 平成8年度以前は、旧三共済組合分を含まず、平成13年度以前は、旧農林共済組合分を含まない。

2. 「遺族給付」は、旧法遺族年金、旧法通算遺族年金、遺族厚生年金及び旧共済組合に係る遺族年金通算遺族年金、遺族共済年金の合計である。

第Ⅱ－８図 厚生年金保険 受給者の推移（年度末現在）



第Ⅱ－18表 厚生年金保険 老齢給付受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年 度	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合 計	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金	老齢年金	通算老齢年金
平成7年	2,858	2,097	63	15	3,479	2,241	…	…	6,400	4,353
8	2,740	2,025	61	14	3,905	2,588	…	…	6,705	4,628
9	2,621	1,950	58	13	4,423	2,987	441	3	7,543	4,954
10	2,498	1,870	56	13	4,870	3,340	431	3	7,854	5,226
11	2,375	1,789	53	12	5,296	3,714	418	3	8,142	5,517
12	2,258	1,709	50	11	5,803	4,116	407	3	8,519	5,840
13	2,139	1,627	48	11	6,368	4,560	395	3	8,951	6,201
14	2,020	1,544	45	10	6,971	5,013	535	111	9,571	6,677
15	1,900	1,459	43	9	7,613	5,509	518	109	10,074	7,086
16	1,781	1,374	40	8	8,168	6,002	501	108	10,490	7,492
17	1,659	1,285	38	8	8,671	6,407	483	106	10,852	7,805

新法厚生年金保険が1,852万人（同80.0%）、旧共済組合が77万人（同3.3%）となっている。前年度末に比べると受給者は82万人（3.7%）の増加となっている（第Ⅱ－15表、第Ⅱ－16表）。

受給者の内訳を年金の種類別にみると、老齢年金が1,085万人（全受給者の46.9%）、通算老齢年金が781万人（同33.7%）、障害年金が35万人（同1.5%）、遺族給付が414万人（同17.6%）となっている。受給者の内訳を前年度末と比較すると、老齢年金が36万人（3.4%）、通算老齢年金が31万人（4.2%）、障害年金が6千人（1.8%）、遺族給付が15万人（3.7%）の増加となっている（第Ⅱ－17表、第Ⅱ－8図）。

厚生年金保険の受給者数の推移をみると、人口の

高齢化に伴い増加が続いている。特に、平成7年度末は在職老齢年金の改善などにより102万人の増加となり、平成9年度末は旧三共済組合を統合したこと等により145万人の増加となっている。平成14年度末は旧農林共済組合を統合したこと等により131万人の増加となっている。

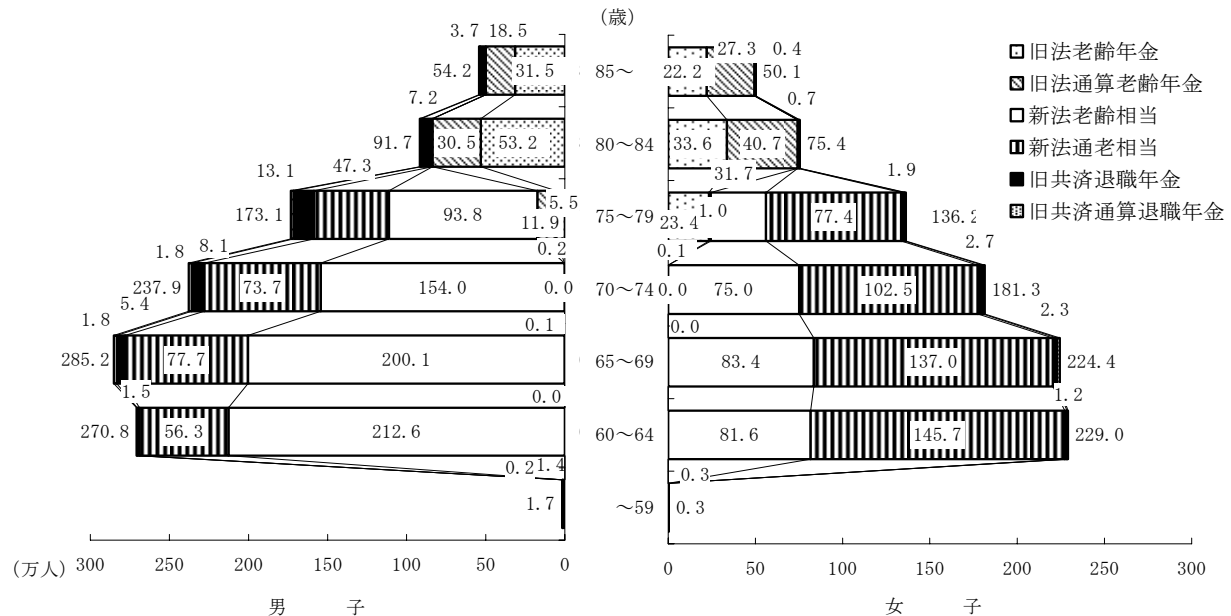
平成17年度末現在の厚生年金保険の老齢年金、通算老齢年金の受給者数はそれぞれ1,085万人、781万人であるが、その内訳をみると、旧法厚生年金保険の老齢年金が166万人（老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の8.9%）、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が129万人（同6.9%）、旧法船員保険の老齢年金が3万8千人（同0.2%）、旧法船員保険の通算老齢

第Ⅱ－19表 厚生年金保険 老齢給付新規裁定受給者数の推移（年度累計）

（単位：千人）

年 度	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合 計	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金	老齢年金	通算老齢年金
平成7年	3	16	0	0	612	411	...	...	614	428
8	2	10	0	0	312	383	...	...	313	393
9	1	8	0	0	370	435	2	0	373	444
10	1	6	0	0	352	400	1	0	354	406
11	0	4	0	0	317	421	1	0	319	425
12	0	3	0	0	403	462	2	0	406	466
13	0	2	0	0	416	507	1	0	417	510
14	0	2	0	0	423	526	2	4	425	532
15	0	2	0	0	452	587	1	1	453	591
16	0	2	0	0	452	605	1	1	453	608
17	0	2	0	0	365	531	1	1	366	534

第Ⅱ－9図 厚生年金保険 老齢給付年齢階級別受給権者数（平成17年度末現在）



注 旧法老齢年金及び旧法通算老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

年金が8千人（同0.0%）、新法厚生年金保険の老齢厚生年金が1,508万人（同80.8%）—うち、老齢相当867万人（同46.5%）、通老相当641万人（同34.3%）—、旧共済組合の退職給付（退職年金及び通算退職年金）が59万人（同3.2%）となっている（第Ⅱ－18表）。

老齢給付の受給者数を退職・在職別にみると、退職老齢給付の受給者数が1,726万人（同92.5%）、在職老齢給付が140万人（同7.5%）となっている。

また、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金及び退職共済年金の受給者は、平成17年度末で1,110万人（老齢相当629万人、通老相当481万人）となっており、障害基礎年金を併せて受給する障害厚

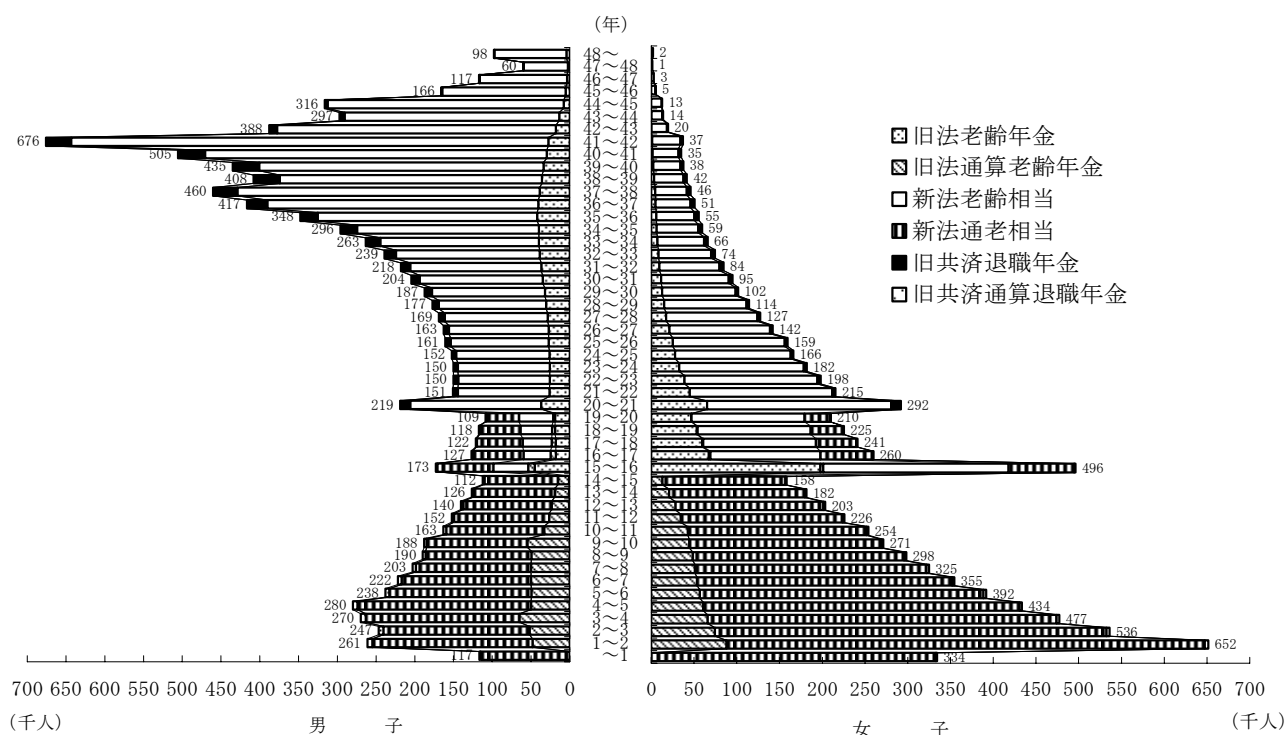
生年金及び障害共済年金の受給者は、17万2千人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給者は、9万2千人となっている（第Ⅱ－15表）。

② 老齢給付新規裁定受給者数

厚生年金保険の老齢給付の新規裁定受給者について推移をみると、新法が施行された昭和61年度以降から平成6年度までは70万人ないし80万人で推移している。また、平成7年度にあっては104万人と、平成7年4月に施行された在職老齢給付の改善の影響もあり著しく増加した。

平成17年度の老齢給付の新規裁定者は90万人で、

第Ⅱ－10図 厚生年金保険 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成17年度末現在）



第Ⅱ－20表 厚生年金保険 受給者年金総額（平成17年度末現在）

	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合 計	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	31,298	13.0	1,075	0.4	131,291	54.5	9,592	4.0	173,256	71.9
通算老齢年金	5,250	2.2	30	0.0	15,896	6.6	330	0.1	21,506	8.9
障 害 年 金	989	0.4	49	0.0	1,897	0.8	81	0.0	3,017	1.3
遺 族 年 金	7,206	3.0	351	0.1	33,224	13.8	2,182	0.9	42,964	17.8
通算遺族年金	184	0.1	4	0.0	・	・	4	0.0	191	0.1
合 計	44,928	18.6	1,508	0.6	182,308	75.7	12,190	5.1	240,934	100.0

注 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

前年度末と比較して16万人(15.2%)減少している。その内訳は老齢（退職）年金37万人（対前年度末比9万人、19.2%減）、通算老齢（退職）年金53万人（同7万人、12.2%減）となっている（第Ⅱ－19表）。

③ 老齢給付年齢階級別受給権者数

平成17年度末現在の厚生年金保険の受給権者数は2,511万人、うち老齢給付が2,011万人で全体の80.1%を占めている。

第Ⅱ－9図は老齢給付の受給権者の年齢階級別分布を示したものである。男子では65～69歳が最も多

く（285万人）、女子では60～64歳が最も多い（229万人）。

④ 老齢給付被保険者期間別受給権者数

平成17年度末の厚生年金保険の受給権者を被保険者期間別にみると第Ⅱ－10図のとおりである。

男女別に被保険者期間を比較してみると、就業状況を反映して、男子の場合は41年以上42年未満をピークになだらかな山があるが、女子は被保険者期間が長いほど受給権者数が減少している。また、男女とも15年以上16年未満及び20年以上21年未満が前後

第Ⅱ－21表 厚生年金保険 受給者年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年 度	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧共済組合	合 計
平成7年	76,397 (75,196)	2,317	85,244 (81,372)	…	163,958 (158,886)
8	73,207 (72,045)	2,236	94,288 (89,560)	…	169,731 (163,840)
9	70,011 (68,890)	2,160	104,860 (99,067)	12,623	189,654 (182,740)
10	67,913 (66,836)	2,111	115,692 (109,004)	12,410	198,126 (190,361)
11	64,991 (63,958)	2,038	125,541 (117,810)	12,065	204,634 (195,871)
12	61,815 (60,826)	1,954	135,618 (126,617)	11,631	211,018 (201,029)
13	58,562 (57,619)	1,872	144,828 (134,393)	11,165	216,428 (205,049)
14	55,292 (54,396)	1,789	156,198 (144,170)	14,211	227,491 (214,565)
15	51,558 (50,783)	1,691	167,231 (155,156)	13,492	233,971 (221,122)
16	48,199 (47,561)	1,598	173,573 (162,565)	12,824	236,195 (224,549)
17	44,928 (44,381)	1,508	182,308 (171,813)	12,190	240,934 (229,892)

注（ ）内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

第Ⅱ－22表 厚生年金保険 給付の種類別年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年 度	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付	合 計
平成7年	119,928 (115,183)	15,795 (15,468)	2,860	25,374	163,958 (158,886)
8	123,893 (118,374)	16,331 (15,960)	2,832	26,674	169,731 (163,840)
9	139,540 (133,051)	17,007 (16,583)	2,874	30,232	189,654 (182,740)
10	145,114 (137,822)	17,810 (17,336)	2,930	32,272	198,126 (190,361)
11	149,117 (140,881)	18,478 (17,951)	2,963	34,076	204,634 (195,871)
12	153,428 (144,024)	19,072 (18,486)	2,966	35,553	211,018 (201,029)
13	156,826 (146,096)	19,610 (18,961)	2,978	37,015	216,428 (205,049)
14	164,758 (152,544)	20,575 (19,863)	3,028	39,130	227,491 (214,565)
15	169,643 (157,540)	21,043 (20,296)	2,999	40,287	233,971 (221,122)
16	170,168 (159,275)	21,373 (20,620)	3,009	41,645	236,195 (224,549)
17	173,256 (162,959)	21,506 (20,761)	3,017	43,155	240,934 (229,892)

注1.（ ）内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

2. 平成8年度以前は旧共済組合分を含まず、平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

の期間に比べて突出しているが、これは、老齢年金の受給要件のうち期間に関する要件が、被保険者期間が20年以上または中高齢特例の対象となる場合は40歳（女子は35歳）以上の被保険者期間が15年以上であるため、この要件を満たした後に直ちに退職した者が多数いるためと考えられる。

老齢（退職）年金の受給権者の平均被保険者期間は、男子が35年1か月（船員保険の加入期間は昭和61年3月以前については4／3倍、平成3年3月以前については6／5倍して計算している。）、女子が24年1か月となっている。

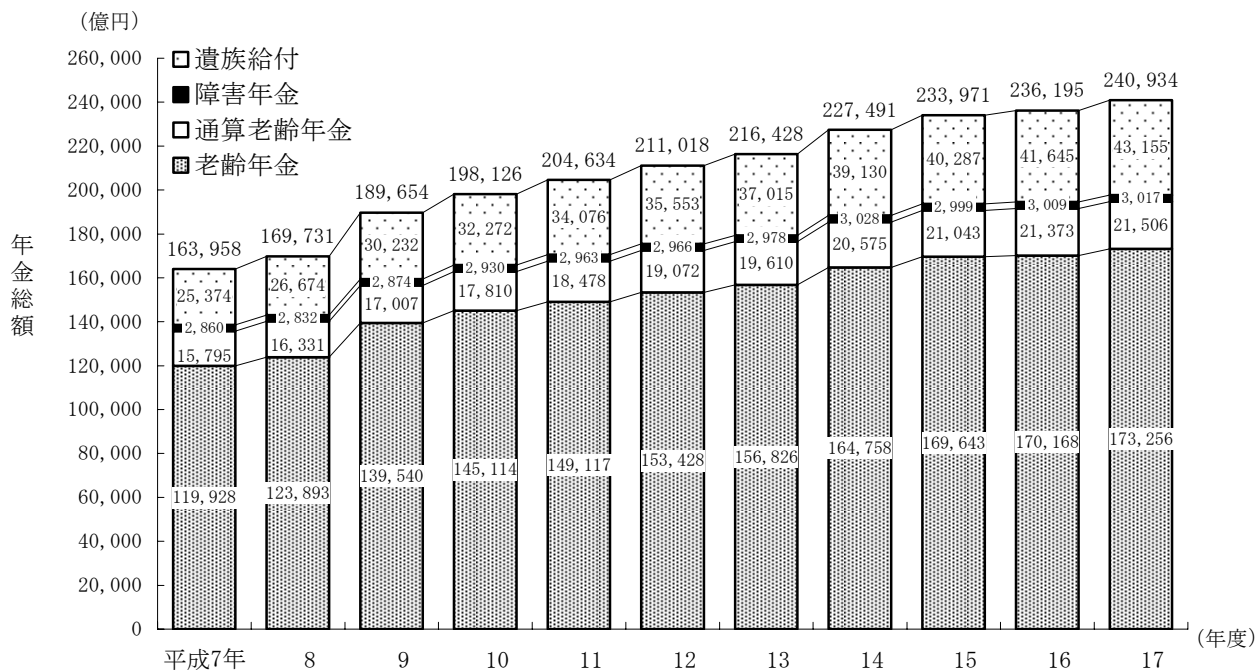
(3) 年金額

① 年金総額

平成17年度末現在における厚生年金保険の受給者の年金総額は24兆934億円で、内訳は旧法厚生年金保険が4兆4,928億円（年金総額の18.6%）、旧法船員保険が1,508億円（同0.6%）、新法厚生年金保険が18兆2,308億円（同75.7%）、旧共済組合が1兆2,190億円（同5.1%）となっている（第Ⅱ－20表）。また、年金総額を前年度末と比べると、全体で4,739億円（2.0%）の増加となっている（第Ⅱ－21表）。

受給者の年金総額の内訳を年金の種類別にみると、老齢年金が17兆3,256億円で年金総額の71.9%を占めており、通算老齢年金が2兆1,506億円（同8.9%）、障害年金が3,017億円（同1.3%）、遺族給付が4兆3,155億円（同17.9%）となっている（第Ⅱ－22表、第Ⅱ－11図）。

第Ⅱ－11図 厚生年金保険 受給者年金総額の推移（年度末現在）



注 平成8年度以前は旧共済組合分を含まず、平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

第Ⅱ－23表 厚生年金保険 老齢給付年金総額の推移（年度末現在）

年 度	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合 計	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金	老齢年金	通算老齢年金
平成7年	55,243 (54,197)	8,818 (8,664)	1,724	60	62,961 (59,262)	6,918 (6,744)	…	…	119,928 (115,183)	15,795 (15,468)
8	52,852 (51,840)	8,475 (8,325)	1,660	56	69,381 (64,874)	7,799 (7,578)	…	…	123,893 (118,374)	16,331 (15,960)
9	50,437 (49,462)	8,125 (7,980)	1,597	54	77,085 (71,571)	8,805 (8,527)	10,421	23	139,540 (133,051)	17,007 (16,583)
10	48,793 (47,856)	7,895 (7,755)	1,557	51	84,527 (78,173)	9,841 (9,507)	10,236	23	145,114 (137,822)	17,810 (17,336)
11	46,538 (45,640)	7,566 (7,431)	1,499	48	91,165 (83,826)	10,842 (10,450)	9,915	22	149,117 (140,881)	18,478 (17,951)
12	44,120 (43,262)	7,206 (7,076)	1,432	45	98,327 (89,781)	11,798 (11,343)	9,548	22	153,428 (144,024)	19,072 (18,486)
13	41,644 (40,826)	6,835 (6,710)	1,366	42	104,664 (94,752)	12,711 (12,188)	9,152	22	156,826 (146,096)	19,610 (18,961)
14	39,153 (38,376)	6,459 (6,339)	1,298	39	113,045 (101,608)	13,696 (13,104)	11,262	381	164,758 (152,544)	20,575 (19,863)
15	36,336 (35,671)	6,026 (5,916)	1,220	36	121,415 (109,978)	14,617 (13,980)	10,671	365	169,643 (157,540)	21,043 (20,296)
16	33,789 (33,246)	5,635 (5,540)	1,147	33	125,115 (114,765)	15,358 (14,700)	10,117	347	170,168 (159,275)	21,373 (20,620)
17	31,298 (30,834)	5,250 (5,168)	1,075	30	131,291 (121,458)	15,896 (15,233)	9,592	330	173,256 (162,959)	21,506 (20,761)

注 () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

厚生年金保険の受給者の年金総額を年金の種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が3,088億円（1.8%）、通算老齢年金が133億円（0.6%）、障害年金が8億円（0.3%）、遺族給付が1,510億円（3.6%）それぞれ増加している。

老齢給付の受給者数及び年金総額（基金代行支給分を含む。）の推移をみると、全受給者数の伸びと同様に毎年度増加しており、平成17年度末は前年度末と比較して68万人、3,221億円増加となっている（第Ⅱ－17表、第Ⅱ－23表）。

平成17年度末現在における厚生年金保険の老齢給付について、老齢（退職）年金、通算老齢（退職）

年金の受給者の年金総額は、それぞれ17兆3,256億円、2兆1,506億円であり、その内訳をみると、旧法厚生年金保険の老齢年金が3兆1,298億円（老齢給付年金総額の16.1%）、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が5,250億円（同2.7%）、旧法船員保険の老齢年金が1,075億円（同0.6%）、旧法船員保険の通算老齢年金が30億円（同0.0%）、新法厚生年金保険の老齢厚生年金が14兆7,187億円（同75.6%）—うち老齢相当13兆1,291億円（同67.4%）、通老相当1兆5,896億円（同8.2%）—、旧共済組合9,922億円（同5.1%）となっている（第Ⅱ－23表）。

また、平成10年4月より60歳台前半の老齢厚生年

第Ⅱ－24表 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整（年度末・月末現在）

（失業給付）

年度別 月 別	件 数			支給停止年金総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
				千円	千円	千円	円	円	円
平成15年度	76,847	66,739	10,108	97,542,829	93,474,244	4,068,585	105,776	116,716	33,543
平成16年度	64,938	56,208	8,730	74,207,895	70,877,687	3,330,207	95,229	105,082	31,789
平成17年度	50,893	43,642	7,251	59,304,564	56,582,940	2,721,624	97,107	108,044	31,279
平成17年4月	60,419	51,901	8,518	68,718,134	65,466,007	3,252,128	94,780	105,114	31,816
5月	59,593	51,331	8,262	67,820,042	64,638,762	3,181,281	94,838	104,938	32,087
6月	69,065	59,053	10,012	78,255,815	74,435,580	3,820,235	94,423	105,041	31,797
7月	70,992	60,487	10,505	80,440,183	76,458,493	3,981,690	94,424	105,337	31,586
8月	75,588	64,458	11,130	86,207,491	82,006,283	4,201,208	95,041	106,020	31,456
9月	73,351	63,138	10,213	84,706,124	80,869,400	3,836,724	96,234	106,736	31,306
10月	61,033	51,694	9,339	69,891,734	66,369,754	3,521,980	95,429	106,991	31,427
11月	56,657	48,216	8,441	65,175,550	61,986,013	3,189,537	95,863	107,133	31,489
12月	58,040	49,592	8,448	66,917,705	63,758,147	3,159,558	96,080	107,138	31,167
平成18年1月	53,812	45,988	7,824	62,160,374	59,216,750	2,943,624	96,262	107,305	31,353
2月	51,405	43,998	7,407	59,793,933	56,998,066	2,795,868	96,933	107,956	31,455
3月	50,893	43,642	7,251	59,304,564	56,582,940	2,721,624	97,107	108,044	31,279

（高年齢雇用継続給付）

年度別 月 別	件 数			支給停止年金総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
				千円	千円	千円	円	円	円
平成15年度	181,515	169,285	12,230	33,193,844	31,527,985	1,665,859	15,239	15,520	11,351
平成16年度	188,639	177,613	11,026	33,579,033	31,971,469	1,607,563	14,834	15,001	12,150
平成17年度	179,022	169,940	9,082	29,043,509	27,820,316	1,223,193	13,520	13,642	11,224
平成17年4月	185,939	175,198	10,741	32,828,984	31,278,068	1,550,917	14,713	14,877	12,033
5月	181,451	170,962	10,489	31,716,894	30,217,926	1,498,968	14,566	14,729	11,909
6月	181,465	171,167	10,298	31,491,561	30,024,598	1,466,963	14,462	14,618	11,871
7月	181,842	171,572	10,270	31,352,006	29,892,722	1,459,284	14,368	14,519	11,841
8月	183,985	173,696	10,289	31,396,619	29,950,765	1,445,854	14,221	14,369	11,710
9月	183,060	173,063	9,997	31,241,012	29,802,154	1,438,858	14,222	14,350	11,994
10月	183,891	173,961	9,930	30,988,171	29,579,367	1,408,804	14,043	14,170	11,823
11月	182,678	172,846	9,832	30,603,128	29,221,460	1,381,668	13,960	14,088	11,711
12月	183,734	173,899	9,835	30,596,769	29,220,721	1,376,049	13,877	14,003	11,659
平成18年1月	182,852	173,219	9,633	30,191,702	28,860,017	1,331,685	13,760	13,884	11,520
2月	179,839	170,535	9,304	29,400,247	28,134,820	1,265,427	13,623	13,748	11,334
3月	179,022	169,940	9,082	29,043,509	27,820,316	1,223,193	13,520	13,642	11,224

第Ⅱ－25表 厚生年金保険 老齢年金受給権者数及び平均年金月額の推移（年度末現在）

年 度	旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金（老齢相当）		旧共済組合 退職（共済）年金 （退職相当）		合 計	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成7年	2,863	161 (158)	63	228	3,665	175 (166)	...	...	6,592	170 (163)
8	2,745	161 (158)	61	228	4,128	176 (166)	...	...	6,933	170 (163)
9	2,626	160 (157)	58	229	4,692	175 (165)	446	201	7,822	172 (165)
10	2,502	163 (160)	56	234	5,225	178 (166)	435	204	8,217	175 (167)
11	2,378	163 (160)	53	236	5,728	179 (167)	420	206	8,580	176 (167)
12	2,261	163 (160)	51	236	6,292	178 (166)	410	205	9,014	176 (166)
13	2,142	162 (159)	48	237	6,899	174 (160)	397	205	9,486	173 (162)
14	2,023	162 (158)	46	238	7,537	173 (159)	539	185	10,145	172 (160)
15	1,903	159 (156)	43	236	8,222	170 (158)	523	182	10,690	169 (159)
16	1,783	158 (156)	40	236	8,837	165 (154)	506	179	11,167	165 (156)
17	1,662	157 (155)	38	237	9,336	165 (155)	488	177	11,523	165 (156)

注 （ ）内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

金について雇用保険の給付との調整が行われており、平成10年4月以降に老齢厚生年金の新規裁定が行われた者のうち、退職して失業給付（基本手当）を受けている者は老齢厚生年金が全額支給停止となり、在職して高年齢雇用継続給付を受けている者はその間、賃金と年金額との調整による老齢厚生年金の支給停止に加えて原則として賃金の1割相当の老齢厚生年金が支給停止となっている。平成17年度末現在、失業給付との調整に該当する受給権者数は5万1千人、支給停止年金総額は593億円であり、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は17万9千人、支給停止年金総額は290億円となっている（第Ⅱ－24表）。

② 平均年金額

平成17年度末現在における厚生年金保険の老齢給付受給者の1人当たり平均年金額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢（退職）年金が16万7千円（男子19万1千円、女子11万1千円）、通算老齢（退職）年金が5万7千円（男子6万8千円、女子5万円）となっている。

平成17年度末における厚生年金保険の老齢（退職）

年金の給付状況を受給権者についてみると、受給権者数は1,152万人、その平均年金額は16万5千円となっており、前年度末と比べると、受給権者数は36万人（3.2%）増加し、平均年金額は390円（0.2%）の減少となっている（第Ⅱ－25表）。

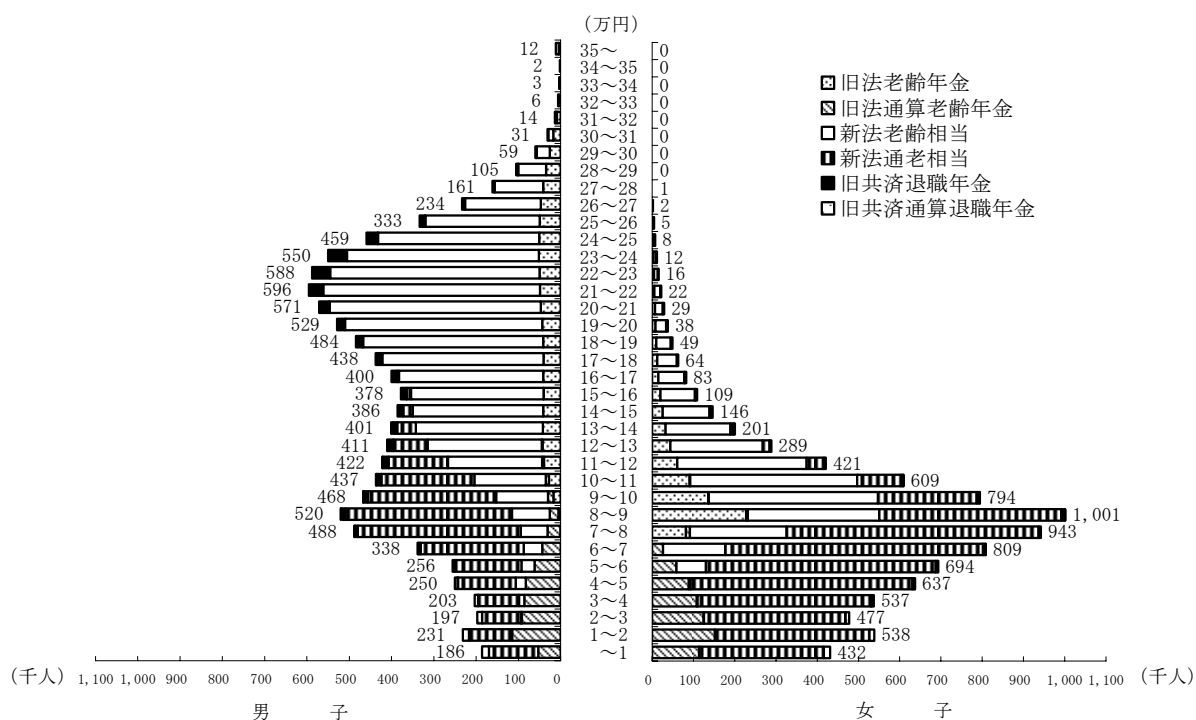
なお、60歳台前半の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢は、一般男子については平成13年度から平成25年度（女子は平成18年度から平成30年度）にかけて、3年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとされており、平成13年度以降の平均年金額については、前年度以前のものと単純に比較することはできない。

また、平成17年度末現在における厚生年金保険の障害年金受給者の1人当たり平均年金額は、併給する障害基礎年金の額を含めて10万6千円（1級が15万8千円、2級が12万1千円、3級が6万2千円）であり、遺族年金受給者の1人当たり平均年金額は、併給する遺族基礎年金の額を含めて9万円となっている。

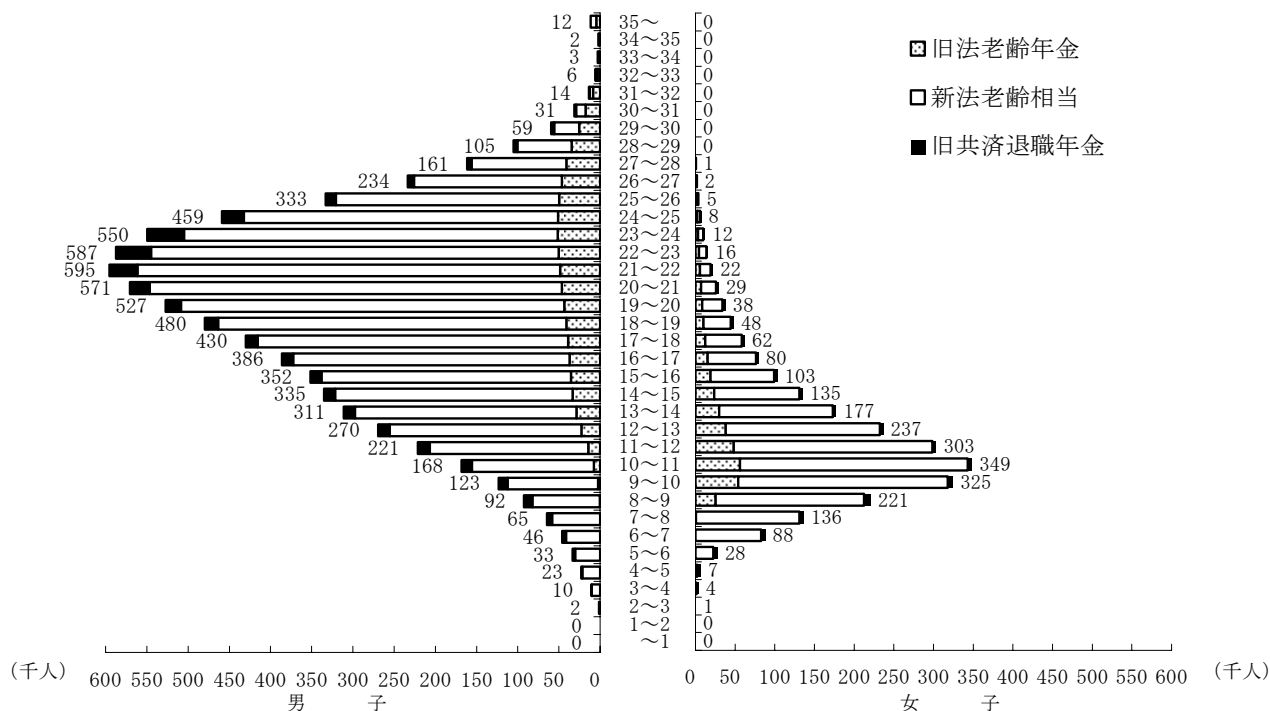
③ 年金額階級別受給権者数

平成17年度末現在における厚生年金保険の老齢給

第Ⅱ－12図 厚生年金保険 老齢給付年金額階級別受給権者数（平成17年度末現在）



第Ⅱ－13図 厚生年金保険 老齢年金年金月額階級別受給権者数
(被保険者期間20年以上 (平成17年度末現在))
(万円)



注 旧法老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

第Ⅱ－26表 年金月額階級別状況
(平成17年度末現在)

被保険者期間20年以上 (老齢年金)

年金月額	男 子		女 子	
	受給権者数	割合	受給権者数	割合
万円以上 万円未満	千人	%	千人	%
～ 10	395	5.2	809	33.2
10 ～ 15	1,305	17.2	1,201	49.3
15 ～ 20	2,174	28.6	331	13.6
20 ～ 25	2,762	36.4	87	3.6
25 ～ 30	893	11.8	8	0.3
30 ～	67	0.9	0	0.0
計	7,596	100.0	2,437	100.0
平均年金月額	千円		千円	
	193	—	119	—

第Ⅱ－27表 年金月額階級別状況
(平成17年度新規裁定)

被保険者期間20年以上 (老齢年金)

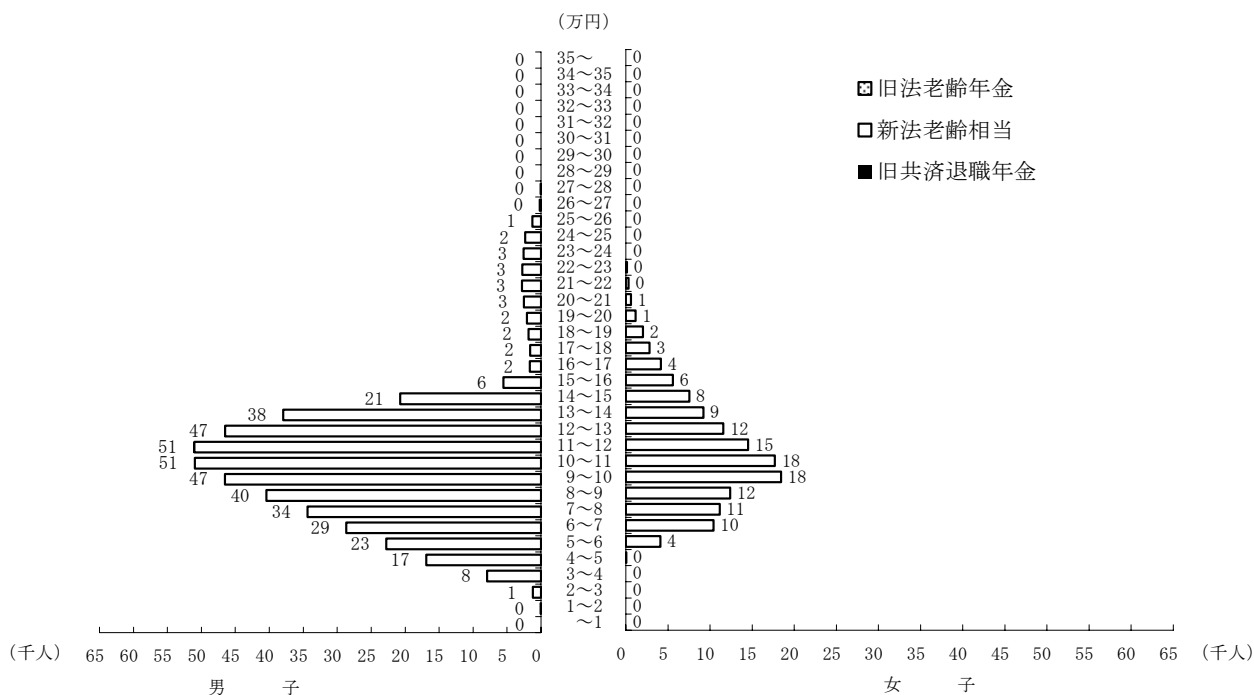
年金月額	男 子		女 子	
	受給権者数	割合	受給権者数	割合
万円以上 万円未満	千人	%	千人	%
～ 10	199	45.9	57	42.2
10 ～ 15	208	47.8	61	45.2
15 ～ 20	13	3.0	16	11.8
20 ～ 25	13	3.0	1	0.8
25 ～ 30	2	0.4	0	0.0
30 ～	0	0.0	0	0.0
計	434	100.0	134	100.0
平均年金月額	千円		千円	
	104	—	110	—

付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが第Ⅱ－12図である。老齢年金（旧法老齢年金、新法老齢相当、旧共済組合の退職年金、退年相当の合計。）では、男子は月額21万円台をピークにしたなだらかな分布となっており、一般的な所得額分布の形状とは異なっている。これは、高額部分については、標準報酬月額等級の頭打ちにより年金額が伸びないことと、年金額には被保険者期間にのみ比例する定額部分・基礎年金があり、平均標準報酬月額が低い受給

権者の年金額が底上げされることも要因であると考えられる。女子は月額8万円台が突出して多くなっている。

平成17年度末現在における厚生年金保険の老齢年金の受給権者で被保険者期間20年（旧法船員保険分は15年）以上の者について年金月額階級別分布をみたものが第Ⅱ－13図、第Ⅱ－26表である。男子では月額20～25万円が36.4%を占めて最も多くなっている。女子では月額10～15万円が49.3%と半数近くを

第Ⅱ－14図 厚生年金保険 老齢年金月額階級別受給権者数
(被保険者期間20年以上 (平成17年度新規裁定))



注 旧法老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

占めている。また、平均年金月額は男子が19万3千円、女子が11万9千円である。

平成17年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢年金の受給権者で被保険者期間20年以上の者について、年金月額階級別の分布をみたものが第Ⅱ－14図、第Ⅱ－27表である。前述のとおり平成13年度から60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金における定額部分が段階的に引き上げられることにより、男子では月額10～15万円が最も多くなっており（47.8%）、女子でも男子と同様に月額10～15万円が最も多くなっている（45.2%）。また、平均年金月額は男子が10万4千円、女子が11万円となっている。

(4) 収支状況

平成17年度決算における厚生保険特別会計年金勘定の収支状況は、収入総額38兆5,740億円、支出総額37兆6,068億円で、収支差9,672億円が積立金に繰り入れられた。

積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を

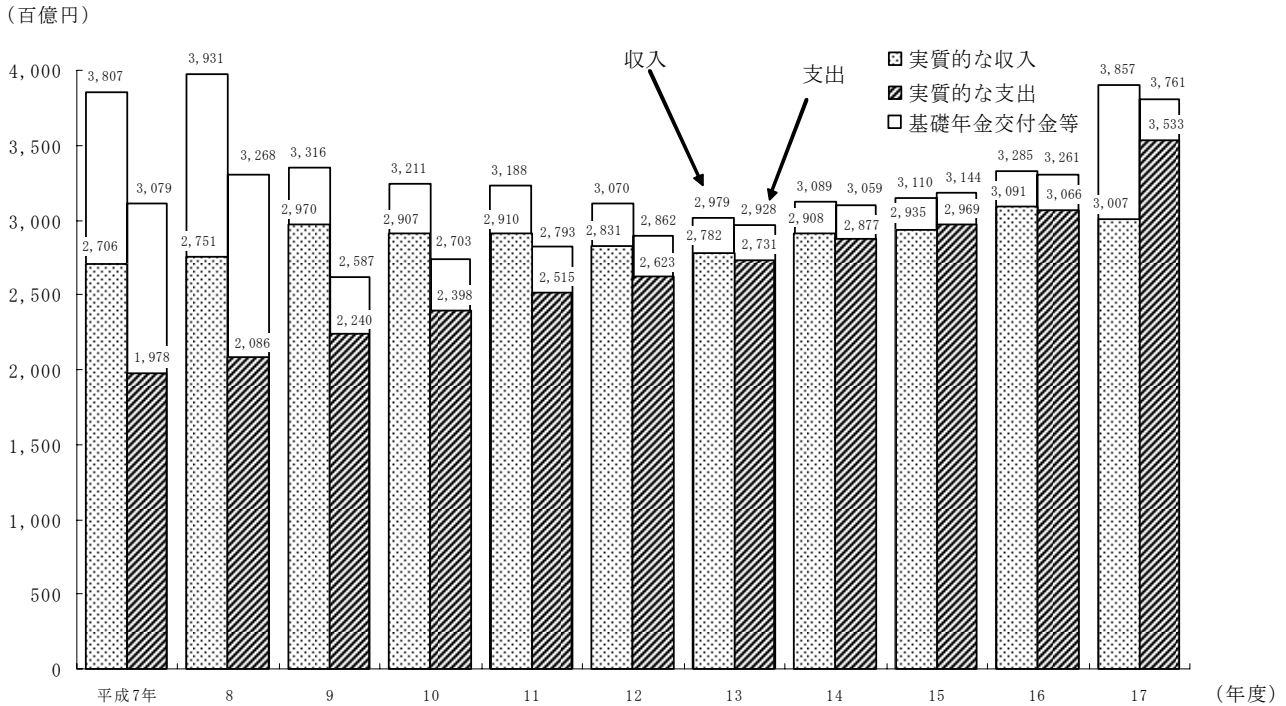
年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

年度末現在の積立金は、厚生保険特別会計業務勘定からの繰入額226億円と合わせた預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額で約132.4兆円となっている。なお、年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた平成17年度末の時価ベースの積立金額は、約140.3兆円である。

また、平均利回りについては、平成17年度の財務省財政融資資金への預託分の運用利回りは、1.73%であり、平成17年度の財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、6.82%である。

この収入には、厚生年金保険が支給する給付のうち基礎年金相当部分に充てるための基礎年金勘定からの交付金、旧JR共済組合及び旧JT共済組合への支援措置で納付される各共済組合からの拠出金、統合した旧JR共済組合、旧NTT共済組合、旧JT共済組合からの移換積立金、職域部分等に係る納付金、旧三共済組合の事業所・被保険者からの保険

第Ⅱ－15図 厚生年金保険 収支状況の推移（年度末現在）



料収入が含まれている。また、支出には基礎年金相当部分の財源として基礎年金勘定へ繰り入れる拠出金のほか、統合前の国家公務員等共済組合法による裁定者に係る年金給付費も含んでいる。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が30兆685億円、実質的な支出総額が35兆3,284億円となっている。

収支状況の推移をみると、昭和61年度から旧法の船員保険分が含まれていることと基礎年金制度の創設による基礎年金勘定からの交付金に相当する額が収支双方に含まれている。また、平成2年度から制度間調整事業が始まり制度間調整勘定からの交付金に相当する額が収支双方に含まれているため収入・支出とも大きく増加したが、平成9年度には制度間調整事業が廃止され、代って支援措置が施行されたため、平成9年度の収支総額では前年を下回っている。しかし、実質的な収支では、旧三共済組合を統合したことによる保険料収入の増、支援措置による各共済組合からの納付金、積立金の移換、旧三共済組合の給付分の増などの影響により前年を大きく上回っている。平成10年度は前年度に比べ、旧三共済組合からの積立金の移換額が減少している等の理由により、前年度より減少している（第Ⅱ－15図）。

（5）被用者年金制度各制度による旧三共済組合の支援措置の状況

厚生年金保険法の一部改正により、平成9年4月から旧公共企業体の共済組合（旧JR共済組合、旧NTT共済組合、旧JT共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、併せて旧制度間調整が廃止され支援措置の制度が創設された。

この支援措置は、統合に際して成熟度の高い旧JR共済組合及び旧JT共済組合を統合する厚生年金保険に過度の負担がかからぬよう、三共済組合から必要な積立金を移換するとともに、厚生年金保険相当部分の給付に係る負担の公平性を確保する措置として平成9年度より各被用者年金制度から厚生年金保険の管掌者たる政府に対し拠出金を納付させるものである。

具体的には、旧JR共済組合、旧JT共済組合が独立した制度として運営してきた期間に給付が確定する部分（給付確定部分）については旧JR共済組合、旧JT共済組合からの積立金の移換を行うこととし、統合前期間に係る再評価・物価スライド部分のいわゆる世代間扶養部分の給付については現在のJR・JTの加入者の保険料の一部を充当し、不足分（拠出金算定対象額）について各被用者年金制度が拠出金を納付する制度である。

各被用者年金制度が負担する拠出金額は、拠出金算定対象額の半分を標準報酬月額総額の総額で各制度ごとに按分し（負担の公平化）、残りの半分については厚生年金保険より財政的な成熟度が低く、負担すべき水準が低い制度がより多く負担する（負担の平準化）こととなっている。

なお、年金保険者たる共済組合に係る負担の平準化に資するため、定期間（平準化期間）拠出金算定対象額を平準化することとされている。

4. 国民年金

(1) 被保険者の状況

前述のとおり、昭和61年4月から施行された国民年金法（新法）により、国民年金の強制適用が従来の自営業者等から厚生年金保険、共済組合の被保険者・組合員及びその被扶養配偶者に拡大され、国民年金は全国民に共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）を支給する制度に発展した。これにより、国民年金の適用・給付の体系は大幅に変更された。

新法では国民年金の強制加入被保険者は第1号被保険者（自営業等）、第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員であって、老齢基礎年金の受給権を持たない者）、第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者で20～59歳の者）の区分となり、任意加入被保険者は20歳～59歳の被用者年金制度の老齢年金受給権者、60歳～64歳の自営業者等、20歳～64歳の在外邦人となった。なお、平成7年4月からは、昭和30年4月1日以前に生まれた者であって、老齢基礎年金等の受給権を有しない者は受給権を得るまで65歳～69歳の間任意加入できることとなった。平成17年4月からは、昭和30年4月2日から昭和40年4月1日までの間に生まれた者についても、老齢基礎年金等の受給権を有しない者は受給権を得るまで65歳～69歳の間任意加入できることとなった。

平成3年4月からは、それまで任意適用であった学生についても第1号被保険者として強制適用の対象となった。平成12年4月からは、学生本人の所得が一定以下の場合、申請に基づいて国民年金の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度が創設された。平成17年4月からは、30歳未満の本人の所得が

一定以下の場合、申請に基づいて国民年金の保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度が創設された。

また、保険料負担能力に応じたきめ細かい免除制度構築を目的として、平成14年4月より保険料の半額免除制度が導入された。

① 被保険者数

平成17年度末現在における被保険者数は、第1号被保険者が2,158万人（男子1,092万人、女子1,066万人）、第2号被保険者（65歳以上の老齢給付受給権者を含む）は3,762万人（男子2,477万人、女子1,285万人）、第3号被保険者が1,092万人（男子10万人、女子1,083万人）、任意加入被保険者が33万人（男子9万人、女子24万人）で、第2号被保険者を除く合計は3,283万人、第2号被保険者を含めた公的年金の被保険者数は7,045万人となっている。

第2号被保険者を除く被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入を含む。）は27万人（1.2%）、第3号被保険者は7万人（0.6%）の減少となっている（第Ⅱ－28表、第Ⅱ－16図）。

平成17年度末現在の第1号被保険者（任意加入を含む。）のうち、付加保険料を納付している被保険者は77万人で、その内訳は農業者年金基金の被保険者であるため付加保険料を納付しなければならない者（強制加入）が9万人、本人の希望で付加保険料を納付している者（任意加入）が69万人で、付加保険料の加入率（第1号被保険者数と65歳未満の任意加入被保険者数の合計から全額免除被保険者数及び申請半額免除数を減じた数に対する付加保険料納付被保険者数の比）は4.8%である。前年度末と比べると、付加保険料納付被保険者数は8千人（1.0%）の増加であり、付加保険料の加入率は0.4ポイント上昇している。

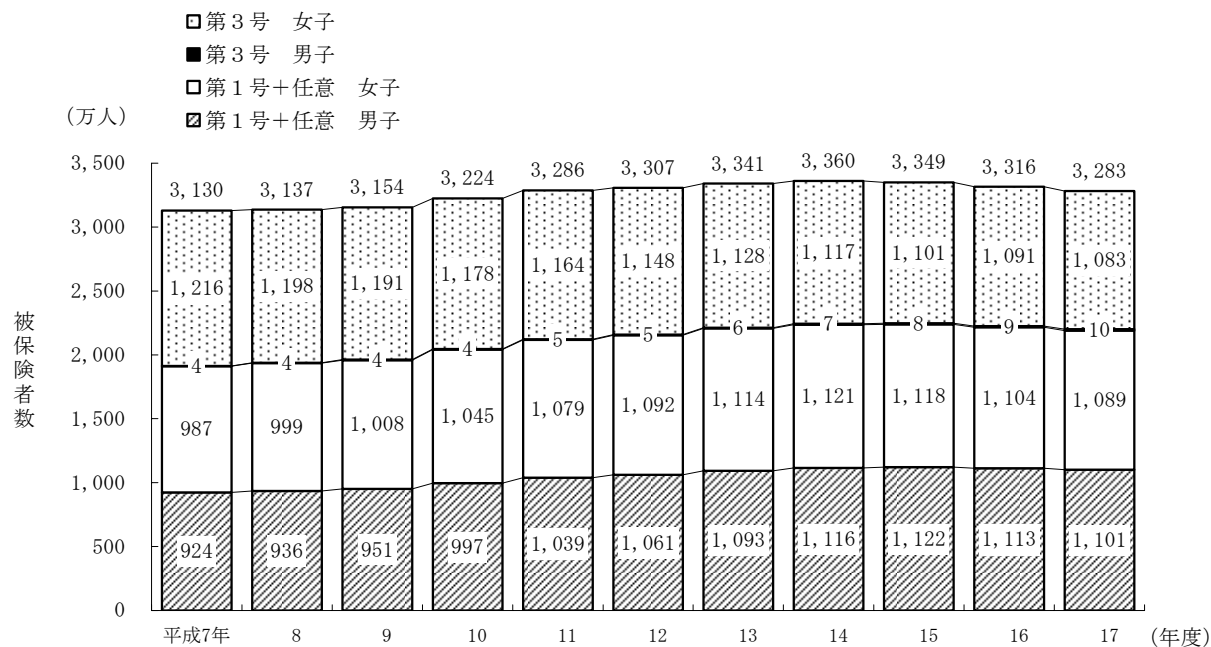
平成17年度末現在における保険料全額免除者数は538万人（法定免除者数113万人、申請全額免除者数216万人、学生納付特例者数176万人、若年納付猶予者数34万人）となり、全額免除割合（第1号被保険者数に対する免除者数の比）は24.9%（法定免除5.2%、申請全額免除10.0%、学生納付特例8.2%、若年者納付猶予1.6%）で、前年度末と比較して4.0ポイント上昇している（第Ⅱ－29表、第Ⅱ－17図）。

第Ⅱ－28表 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年 度	合 計			第1号被保険者			任意加入被保険者			第3号被保険者		
	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子
平成7年	31,305	9,277	22,027	18,747	9,158	9,589	357	78	279	12,201	41	12,160
8	31,371	9,400	21,970	19,000	9,283	9,717	356	78	278	12,015	39	11,976
9	31,538	9,547	21,991	19,247	9,431	9,817	342	77	265	11,949	40	11,909
10	32,244	10,015	22,229	20,112	9,900	10,212	314	73	241	11,818	43	11,775
11	32,861	10,436	22,426	20,878	10,316	10,561	298	71	226	11,686	48	11,639
12	33,068	10,666	22,402	21,247	10,542	10,705	291	72	218	11,531	52	11,479
13	33,408	10,990	22,418	21,775	10,856	10,919	299	76	223	11,334	57	11,277
14	33,604	11,227	22,377	22,064	11,077	10,988	304	79	224	11,236	70	11,166
15	33,494	11,297	22,197	22,077	11,130	10,947	323	86	236	11,094	80	11,014
16	33,163	11,221	21,941	21,828	11,040	10,788	342	93	249	10,993	88	10,905
17	32,826	11,106	21,720	21,576	10,920	10,656	327	90	237	10,922	96	10,827

第Ⅱ－16図 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）



平成17年度末における半額免除者数は53万人で、前年度末に比べて12万人増加している。第1号被保険者に占める割合は2.5%で、前年度末に比べて0.6ポイント上昇している。

② 保険料の納付状況

平成17年度中に納付された保険料は、平成14年度の保険料収納事務の移管に伴い、現年度分及び過年度分（前年度分及び前々年度分）の保険料を国が一元的に徴収することになり、過年度分から充当する傾向が強くなった影響がみられ、過年度分保険料は1,194万月分と、前年度に比べ87万月（7.8%）の増

加となっている。一方、第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）の減少及び全額免除者数の増加等により、平成17年度中に納付された現年度分保険料は約1億2,793万月分と、前年度に比べ318万月（2.4%）の減少となっている。この結果、平成17年度中に納付された保険料（現年度分及び過年度分）は1億3,987万月分となり、前年度の1億4,218万月から231万月（1.6%）の減少となっている。

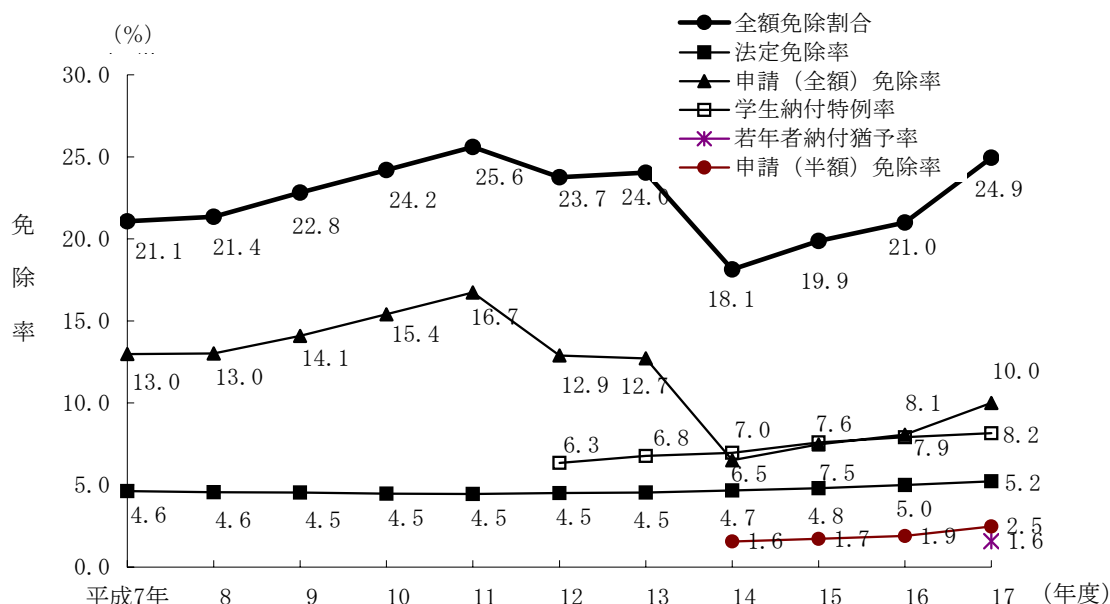
また、平成17年度の現年度分保険料の納付率については、納付月数が前年度から318万月分（2.4%）の減少となったが、納付対象月数が前年度から1,553万月分（7.5%）の減少となった結果、納付率は67.1%

第Ⅱ－29表 保険料全額免除者数、申請（半額）免除者数及び納付率の推移（年度末現在）

年 度	保険料全額免除者数（千人）					全額免除割合（％）					申請（半額） 免除者数 （千人）	半額免除 率（％）	納付率 （％）
	合 計	法定免除	申請（全額） 免除	学生納付 特例	若年者 納付猶予	合 計	法定免除	申請（全 額）免除	学生納付 特例	若年者 納付猶予			
平成7年	3,950	869	2,435 (646)	・	・	21.1	4.6	13.0	・	・	・	・	84.5
8	4,058	865	2,475 (718)	・	・	21.4	4.6	13.0	・	・	・	・	82.9
9	4,392	873	2,712 (806)	・	・	22.8	4.5	14.1	・	・	・	・	79.6
10	4,865	900	3,098 (867)	・	・	24.2	4.5	15.4	・	・	・	・	76.6
11	5,342	932	3,496 (914)	・	・	25.6	4.5	16.7	・	・	・	・	74.5
12	5,045	957	2,741	1,348	・	23.7	4.5	12.9	6.3	・	・	・	73.0
13	5,235	990	2,770	1,476	・	24.0	4.5	12.7	6.8	・	・	・	70.9
14	4,002	1,028	1,437	1,537	・	18.1	4.7	6.5	7.0	・	344	1.6	62.8
15	4,388	1,062	1,649	1,676	・	19.9	4.8	7.5	7.6	・	378	1.7	63.4
16	4,582	1,093	1,762	1,728	・	21.0	5.0	8.1	7.9	・	414	1.9	63.6
17	5,383	1,126	2,156	1,760	341	24.9	5.2	10.0	8.2	1.6	533	2.5	67.1

注1. 保険料全額免除者とは、法定免除者、申請（全額）免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者をいう。
 2. 全額免除割合とは、保険料全額免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない。）に占める割合（％）である。
 3. 申請（半額）免除率は、申請（半額）免除者数の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含まない。）に占める割合（％）である。
 4. 保険料全額免除者数、全額免除割合、申請（半額）免除者数及び半額免除率は年度末現在、納付率は年度の数値である。
 5. 「納付率」は、平成13年度以前は「検認率」である。
 6. （ ）内は、学生の申請免除者数（再掲）である。

第Ⅱ－17図 国民年金 保険料免除率の推移（年度末現在）



となり、前年度の63.6%から3.5ポイントの上昇となっている（第Ⅱ－30表、第Ⅱ－18図）。

過年度保険料を含めた納付率の年度推移は、平成15年度分保険料については67.4%、平成16年度分保険料については66.3%となり、前年度末と比較してそれぞれ1.8ポイントの上昇、2.7ポイントの上昇となっている。（第Ⅱ－31表）。

③ 資格取得の状況

第1号被保険者のうち平成17年度の資格取得者は、全体の23.7%となっており、資格の得喪が頻繁に行われていることがうかがえる。第1号被保険者の資格取得者においては、離職等により、第2号被保険

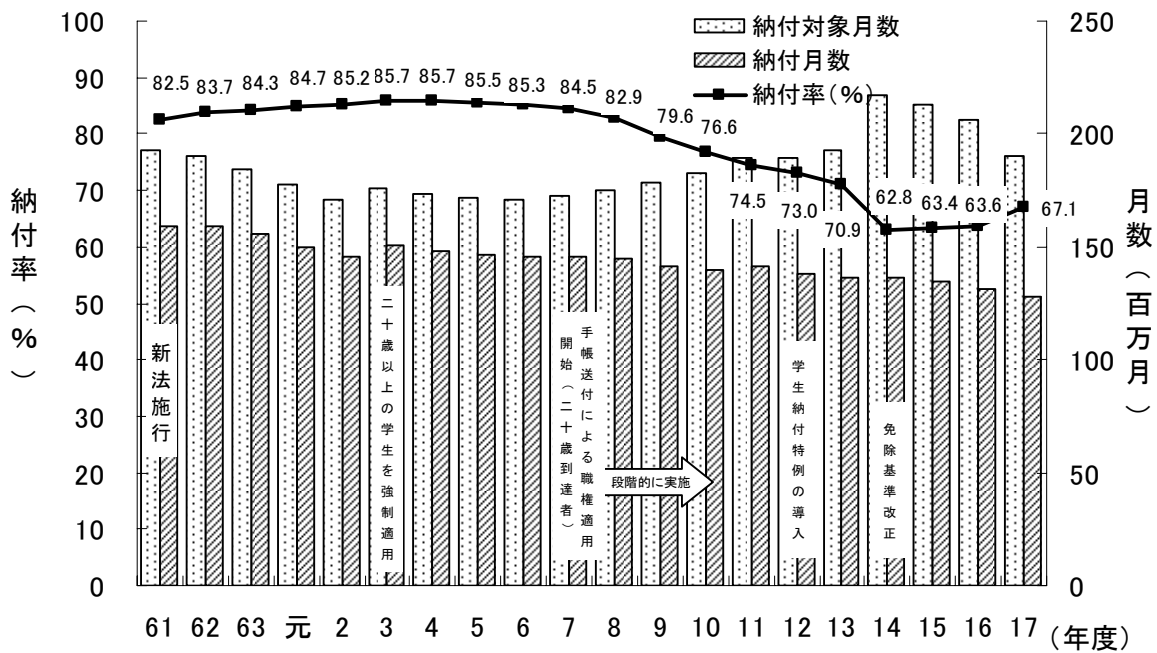
者から第1号被保険者となる者が多くなっている（第Ⅱ－32表）。

④ 年齢階級別の状況

第1号被保険者の年齢構成をみると、人口が比較的少ない昭和20年生まれの被保険者が平成17年度に60歳に到達したことに伴い、50歳台後半の割合は増加している（第Ⅱ－19図、第Ⅱ－33表）。

年齢階級別に保険料の納付状況をみると、若年層は納付率が低調であり、高年層になるにしたがって納付率は高くなる傾向にある。前年度の納付率と比べると、すべての年齢階級において納付率が上昇している。特に20歳台の若年層の上昇幅が大きい。

第Ⅱ－18図 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移



注 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数、学生納付特例月数、若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

第Ⅱ－30表 納付対象月数及び納付月数の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
納付対象月数	19,285 (2.0)	21,712 (12.6)	21,276 (△ 2.0)	20,613 (△ 3.1)	19,060 (△ 7.5)
納付月数	13,673 (△ 0.9)	13,627 (△ 0.3)	13,492 (△ 1.0)	13,111 (△ 2.8)	12,793 (△ 2.4)

注 納付対象月数及び納付月数の括弧内数値は、対前年度比 (%)

第Ⅱ－31表 納付率の年度推移

	14年度	15年度	16年度	17年度
14年度分保険料	62.8% (2.6)	65.4% (1.6)	66.9% (2.2)	67.4% (1.8)
15年度分保険料		63.4% (2.7)	65.6% (2.2)	66.3% (2.7)
16年度分保険料			63.6% (2.7)	67.1% (2.4)
17年度分保険料				67.1% (2.4)

注1 各年度末時点で把握した当該年度分保険料の納付率である。

注2 () 内は対前年度の伸び幅である。

(第Ⅱ－20図)。

⑤ 納付率の変化要因

平成16年度から17年度の納付率（現年度分）の変化（3.5ポイント上昇）について、要因ごとの影響をみると、次のとおりとなっている（第Ⅱ－34表）。

○若年者納付猶予制度導入（法律改正事項）による影響（約1.1ポイント上昇）

○申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及（法律改正事項）による影響（約0.7ポイント上昇）

○保険料の納付が困難な者に対する免除勧奨による影響（約1.5ポイント上昇）

○第1号被保険者の人口構成の変化による影響（約0.2ポイント上昇）

⑥ 前納及び口座振替利用者の納付率

平成18年3月分保険料を前納した者は374万人（対前年同月比81万人増）であるが、1年前と納付状況を比較すると、納付率は99.5%で3.1ポイントの上昇となっている。そのうち、1年前も前納していた者は224万人、納付率は100.0%で0.1ポイントの上昇、1年前は前納していなかった者は149万人、納付率は98.6%で11.0ポイントの上昇であった。

1年前は前納していなかった者のうち、1年前も納付対象者であった者は96万人であり、納付率は98.4%で10.8ポイントの上昇、1年前は全額免除者であった者は7万人であり、納付率は99.0%で44.2

ポイントの上昇、1年前は第1号被保険者ではなかった者は46万人であり、納付率は99.0%であった（第Ⅱ－21図）。

平成18年3月分保険料を口座振替により1ヶ月前納（早割）した者は54万人であるが、1年前と納付状況を比較すると、納付率は97.4%で9.5ポイントの上昇となっている。そのうち、1年前は口座振替していた者は27万人、納付率は99.7%で2.3ポイントの上昇、1年前は口座振替していなかった者は27万人、納付率は94.8%で26.7ポイントの上昇であった。

1年前は口座振替していなかった者のうち、1年前も納付対象者であった者は15万人であり、納付率は92.8%で25.4ポイントの上昇、1年前は全額免除者であった者は1.8万人であり、納付率は97.7%で51.2ポイントの上昇、1年前は第1号被保険者ではなかった者は10万人であり、納付率は98.2%であった（第Ⅱ－22図）。

平成18年3月分保険料を口座振替した者は648万人（対前年同月比8万人増）であるが、1年前と納付状況を比較すると、納付率は96.3%で1.2ポイントの上昇となっている。そのうち、1年前も口座振替していた者は561万人、納付率は96.7%で0.1ポイントの下降、1年前は口座振替していなかった者は86万人、納付率は93.5%で19.0ポイントの上昇であった。

1年前は口座振替していなかった者のうち、1年前も納付対象者であった者は48万人であり、納付率

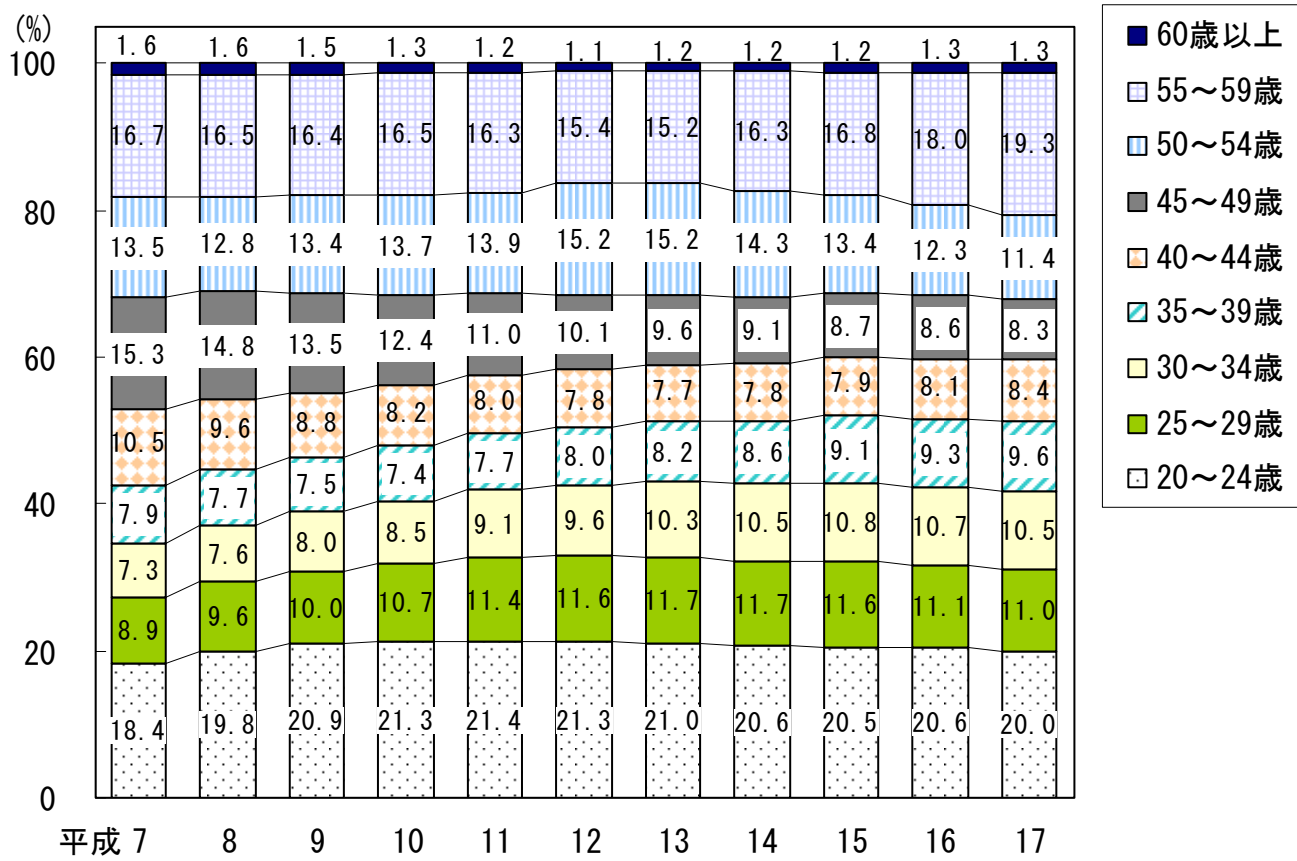
第Ⅱ－32表 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

（単位：千人）

年度	被保険者数 （年度末）	資格取得者数 （年度累計）	割合 （%）	（再掲）				
				第2号 からの 移行者	第3号 からの 移行者	20歳 到達者	うち 手帳 送付者	うち 資格取得 届出者
平成13年度	22,074	6,726	30.5	4,070	1,014	1,295	464	831
平成14年度	22,368	5,865	26.2	3,414	951	1,267	663	604
平成15年度	22,400	5,670	25.3	3,231	898	1,318	671	646
平成16年度	22,170	5,396	24.3	3,096	799	1,288	631	657
平成17年度	21,903	5,185	23.7	3,031	768	1,229	620	609

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者や外国からの転入者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

第Ⅱ－19図 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注 第1号被保険者に任意加入者を含んだ割合となっている。

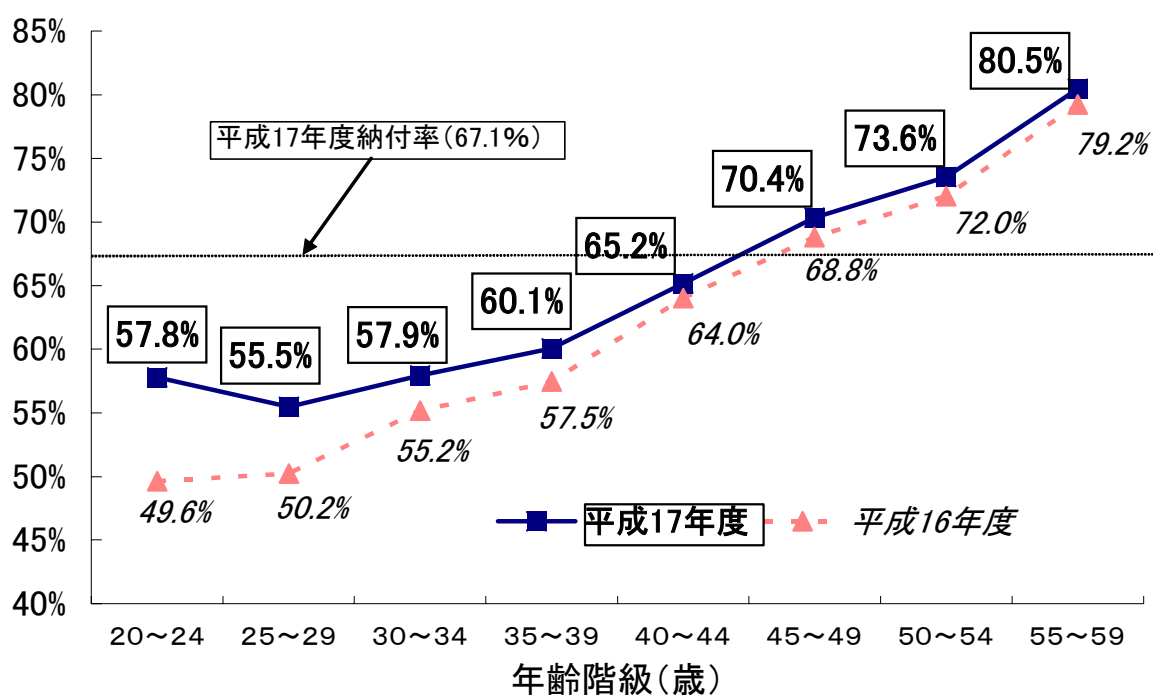
第Ⅱ－33表 年齢階級別第1号被保険者数の推移

（単位：万人）

年 度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
第1号被保険者 (任意加入含む)	1,910	1,936	1,959	2,043	2,218	2,154	2,207	2,237	2,240	2,217	2,190
20～24歳	351	383	410	436	476	459	463	461	459	456	438
25～29歳	170	186	196	217	253	250	258	261	259	246	242
30～34歳	140	148	157	175	202	207	228	234	242	237	231
35～39歳	150	149	147	152	171	172	181	192	205	207	211
40～44歳	200	185	172	168	179	168	170	175	177	180	185
45～49歳	294	288	265	253	244	216	212	204	196	191	183
50～54歳	257	248	262	279	308	326	335	320	300	272	250
55～59歳	319	319	321	336	359	330	335	365	375	399	423
60歳以上	29	29	29	26	25	25	25	26	28	29	28
平均年齢(歳)	41.3	40.7	40.4	40.0	39.8	39.7	39.6	39.7	39.6	39.7	40.0

注 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

第Ⅱ－20図 年齢階級別の納付率

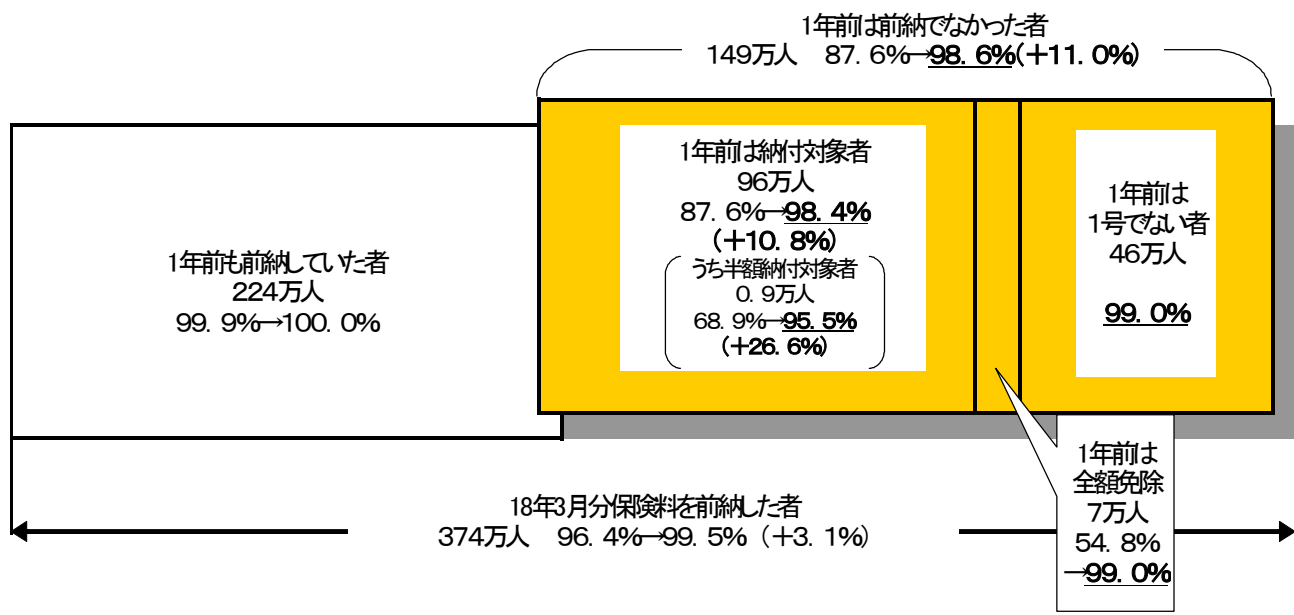


第Ⅱ－34表 国民年金保険料の納付率上昇要因分析

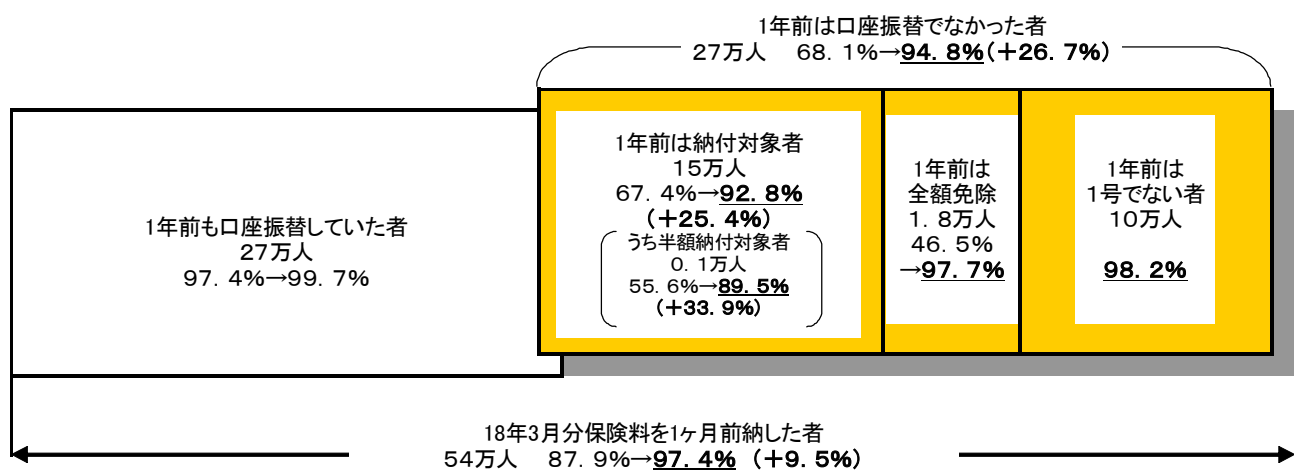
平成16年度から17年度にかけて納付率は3.5ポイント上昇しているが、その要因をみると次のとおり

- 若年者納付猶予制度導入（法律改正事項）による影響 ➡ 約1.1ポイント上昇
- 申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及（法律改正事項）による影響 ➡ 約0.7ポイント上昇
- 保険料の納付が困難な者に対する免除勧奨による影響 ➡ 約1.5ポイント上昇
- 第1号被保険者の人口構成の変化による影響 ➡ 約0.2ポイント上昇

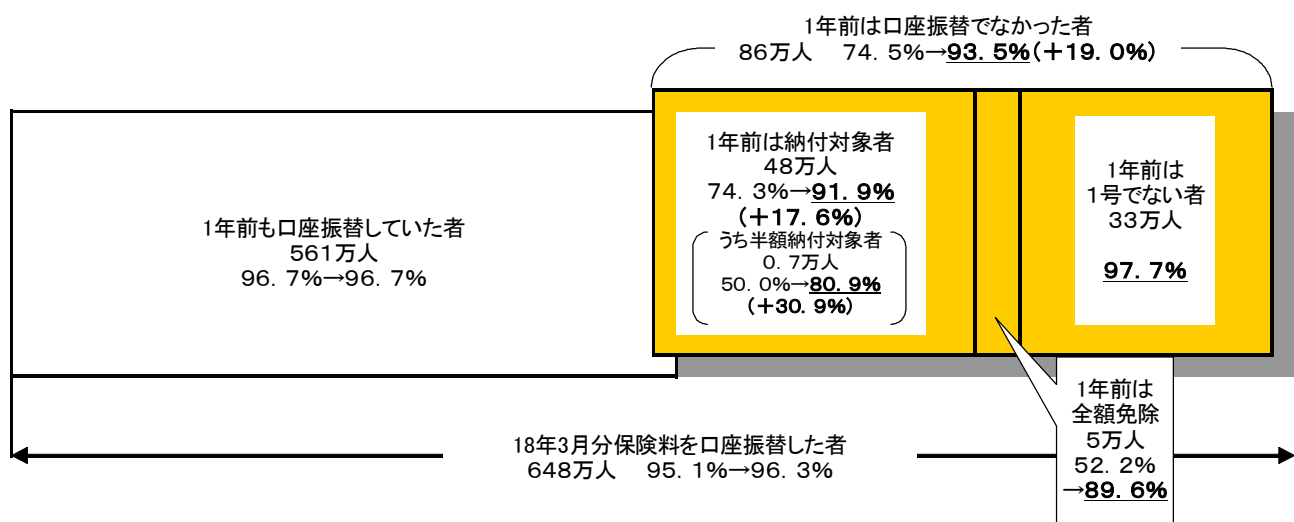
第Ⅱ－21図 前納利用者の納付率



第Ⅱ－22図 1ヶ月前納（早割）利用者の納付率



第Ⅱ－23図 口座振替利用者の納付率



第Ⅱ－35表 都道府県別の納付状況

都道府県	平成17年度分						平成16年度分		平成15年度分	
	納付対象 月数 (千月)	対前年度 比(%)	納付月数 (千月)	対前年度 比(%)	納付率(%)	対前年度 差(%)	納付率(%)	対前年度 伸び(%)	納付率(%)	対前年度 伸び(%)
北海道	7,277	△ 6.2	5,035	△ 1.7	69.2	3.2	68.5	2.4	68.1	1.4
青森県	2,408	△ 7.1	1,575	△ 3.0	65.4	2.8	65.1	2.5	62.9	1.4
岩手県	1,986	△ 8.0	1,484	△ 1.7	74.7	4.8	73.7	3.7	74.2	2.1
宮城県	3,652	△ 3.3	2,412	△ 3.1	66.0	0.2	68.0	2.1	68.7	1.5
秋田県	1,612	△ 7.2	1,246	△ 2.3	77.3	3.9	76.0	2.6	76.8	1.3
山形県	1,765	△ 7.4	1,330	△ 3.0	75.4	3.4	75.0	3.1	77.0	1.7
福島県	2,959	△ 7.1	1,994	△ 1.0	67.4	4.1	66.0	2.8	66.9	1.5
茨城県	5,259	△ 7.1	3,355	△ 3.1	63.8	2.7	63.9	2.8	65.2	1.5
栃木県	3,406	△ 7.2	2,176	△ 2.3	63.9	3.2	63.3	2.6	65.1	1.7
群馬県	3,400	△ 6.8	2,379	△ 2.3	70.0	3.3	69.7	3.0	71.3	1.5
埼玉県	11,622	△ 6.3	7,456	△ 2.6	64.2	2.4	64.8	3.0	66.5	1.9
千葉県	10,087	△ 7.2	6,501	△ 2.6	64.5	3.0	64.0	2.6	65.9	1.7
東京都	22,867	△ 6.1	14,010	△ 1.4	61.3	2.9	61.8	3.5	63.6	2.6
神奈川県	13,520	△ 5.3	8,789	△ 1.7	65.0	2.4	65.7	3.1	67.5	2.1
新潟県	3,166	△ 7.8	2,520	△ 2.9	79.6	4.1	78.4	2.9	79.2	1.3
富山県	1,426	△ 6.2	1,081	△ 2.3	75.8	3.1	75.7	3.0	77.1	1.7
石川県	1,651	△ 8.6	1,257	△ 2.6	76.2	4.7	73.6	2.1	74.6	1.3
福井県	1,068	△ 7.0	831	△ 2.0	77.8	4.0	76.2	2.4	77.2	1.7
山梨県	1,417	△ 9.3	1,016	△ 0.9	71.7	6.0	68.3	2.7	68.6	1.5
長野県	3,021	△ 8.0	2,358	△ 2.7	78.1	4.2	77.0	3.1	78.3	1.6
岐阜県	3,210	△ 8.5	2,457	△ 3.0	76.5	4.4	74.3	2.1	75.7	1.3
静岡県	5,653	△ 6.4	4,075	△ 2.7	72.1	2.7	71.8	2.5	72.9	1.4
愛知県	10,866	△ 7.1	7,513	△ 2.2	69.1	3.4	68.0	2.3	69.4	1.5
三重県	2,715	△ 6.5	1,986	△ 3.3	73.1	2.4	73.0	2.3	73.8	1.4
滋賀県	1,838	△ 8.8	1,371	△ 2.2	74.6	5.0	72.0	2.4	73.5	1.6
京都府	3,912	△ 8.0	2,580	△ 2.1	66.0	3.9	64.7	2.7	66.2	2.3
大阪府	13,379	△ 9.5	7,752	△ 3.3	57.9	3.7	57.0	2.8	58.7	2.2
兵庫県	7,542	△ 8.2	5,036	△ 2.9	66.8	3.6	63.6	0.4	65.0	2.0
奈良県	2,095	△ 9.9	1,460	△ 2.3	69.7	5.4	67.2	2.9	68.4	2.0
和歌山県	1,670	△ 8.5	1,200	△ 2.9	71.8	4.1	69.9	2.1	70.3	1.3
鳥取県	721	△ 9.3	548	△ 1.8	76.1	5.8	72.8	2.4	73.9	1.3
島根県	834	△ 6.1	668	△ 1.9	80.0	3.5	78.8	2.2	80.0	1.7
岡山県	2,282	△ 8.2	1,620	△ 2.7	71.0	4.0	70.0	3.0	70.3	1.8
広島県	3,785	△ 8.6	2,665	△ 3.5	70.4	3.7	69.0	2.3	70.1	1.6
山口県	1,830	△ 8.6	1,337	△ 2.4	73.0	4.6	70.5	2.1	70.7	1.4
徳島県	1,041	△ 8.9	742	△ 2.3	71.4	4.8	68.5	2.0	69.7	1.7
香川県	1,247	△ 7.9	969	△ 2.4	77.7	4.4	76.0	2.6	76.3	1.5
愛媛県	1,905	△ 8.6	1,486	△ 2.6	78.0	4.8	75.6	2.3	75.6	1.1
高知県	1,026	△ 10.1	762	△ 2.2	74.3	6.0	70.8	2.5	71.3	1.6
福岡県	6,178	△ 13.8	4,246	△ 3.6	68.7	7.3	63.4	2.0	63.9	1.5
佐賀県	1,222	△ 8.4	873	△ 2.3	71.5	4.5	70.2	3.2	70.8	2.0
長崎県	2,172	△ 9.4	1,375	△ 3.7	63.3	3.7	61.6	2.0	63.8	1.4
熊本県	2,774	△ 7.6	1,938	△ 3.3	69.9	3.1	69.8	3.1	70.6	1.8
大分県	1,400	△ 10.2	964	△ 3.6	68.8	4.7	66.7	2.6	67.4	1.9
宮崎県	1,703	△ 9.7	1,105	△ 1.8	64.9	5.2	62.2	2.6	63.5	1.6
鹿児島県	2,083	△ 8.9	1,424	△ 1.5	68.4	5.2	66.8	3.6	66.3	1.6
沖縄県	1,954	△ 10.0	974	△ 0.4	49.9	4.8	48.7	3.6	47.2	1.7
全 国	190,604	△ 7.5	127,932	△ 2.4	67.1	3.5	66.3	2.7	67.4	1.8

は91.9%で17.6ポイントの上昇、1年前は全額免除者であった者は5万人であり、納付率は89.6%で37.4ポイントの上昇、1年前は第1号被保険者ではなかった者は33万人であり、納付率は97.7%であった（第Ⅱ－23図）。

⑦ 都道府県別の納付状況

平成17年度中に納付された現年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率は、すべての都道府県で上昇している。現年度分保険料の納付対象月数と納付月数をみると、すべての都道府県で減少しているものの、納付対象月数の減少割合が納付月

数の減少割合より大きいことが要因となり、現年度分保険料の納付率が上昇している（第Ⅱ－35表）。

(2) 受給（権）者数

新法の国民年金の給付は、全国民に共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）と第1号被保険者の独自給付である付加年金、寡婦年金、死亡一時金、特別一時金及び脱退一時金となっている。なお、旧法の福祉年金は、昭和61年4月に障害福祉年金が障害基礎年金に、母子福祉年金及び準母子福祉年金が遺族基礎年金に裁定替えされ、

老齢福祉年金のみが引き続き支給されている。

① 受給者数

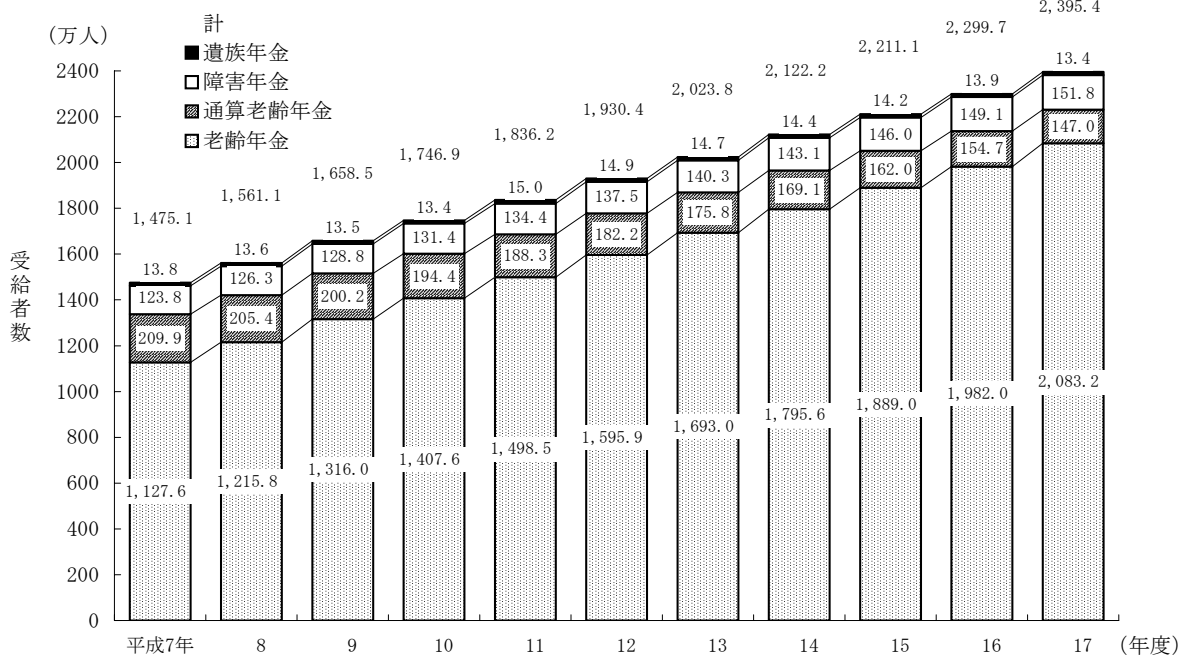
平成17年度末現在における国民年金（老齢福祉年金を含まない。）の受給者数は2,395万人で、旧法拠出制年金の受給者が458万人（19.1%）、基礎年金受給者が1,938万人（80.9%）となっている。前年度末と比べると、受給者全体では96万人（4.2%）の増加、旧法・新法別にみると、旧法拠出制年金が34万人（6.9%）の減少であるのに対し、基礎年金が130万人（7.2%）の増加となっている。

第Ⅱ－36表 国民年金 受給者数（平成17年度末現在）

	旧法拠出制年金		基 礎 年 金		合 計		(再) 基礎のみ・旧国年	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	2,972	64.9	17,860	92.2	20,832	87.0	9,077	75.9
5 年 年 金 以 外	2,880	62.9	17,860	92.2	20,740	86.6	8,984	75.2
繰 上 げ 分	1,940	42.4	3,190	16.5	5,130	21.4	4,384	36.7
本 来 分	934	20.4	14,514	74.9	15,447	64.5	4,520	37.8
繰 下 げ 分	6	0.1	156	0.8	162	0.7	80	0.7
5 年 年 金	92	2.0	・	・	92	0.4	92	0.8
通 算 老 齢 年 金	1,470	32.1	・	・	1,470	6.1	1,470	12.3
障 害 年 金	113	2.5	1,405	7.3	1,518	6.3	1,349	11.3
遺 族 年 金	22	0.5	112	0.6	134	0.6	57	0.5
合 計	4,577	100.0	19,377	100.0	23,954	100.0	11,952	100.0

注 「基礎のみ・旧国年」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

第Ⅱ－24図 国民年金 受給者数の推移（年度末現在）



第Ⅱ－37表 国民年金 受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年 度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再)基礎年金		(再)基礎年金			(再)基礎年金		(再)基礎年金
平成7年	14,751	6,898	11,276	5,763	2,099	1,238	1,036	138	99
8	15,611	8,067	12,158	6,896	2,054	1,263	1,071	136	100
9	16,585	9,357	13,160	8,149	2,002	1,288	1,107	135	101
10	17,469	10,576	14,076	9,331	1,944	1,314	1,143	134	103
11	18,362	11,808	14,985	10,505	1,883	1,344	1,183	150	120
12	19,304	13,070	15,959	11,729	1,822	1,375	1,222	149	120
13	20,238	14,332	16,930	12,954	1,758	1,403	1,259	147	119
14	21,222	15,643	17,956	14,231	1,691	1,431	1,295	144	118
15	22,111	16,865	18,890	15,418	1,620	1,460	1,331	142	116
16	22,997	18,080	19,820	16,595	1,547	1,491	1,370	139	115
17	23,954	19,377	20,832	17,860	1,470	1,518	1,405	134	112

受給者の内訳を年金の種別別にみると、老齢年金が2,083万人（受給者の87.0%）、通算老齢年金（旧法）が147万人（同6.1%）、障害年金が152万人（同6.3%）、遺族年金が13万人（同0.6%）となっている（第Ⅱ－36表、第Ⅱ－24図）。前年度末と比較すると、老齢年金が101万人（5.1%）、障害年金が3万人（1.8%）の増加となっているが、通算老齢年金（旧法）が8万人（5.0%）、遺族年金が5千人（3.6%）の減少となっている（第Ⅱ－37表）。

（旧法拠出制）

平成17年度末における旧法拠出制の受給者は458万人で、この内訳は、老齢年金が297万人（64.9%）、通算老齢年金が147万人（32.1%）、障害年金が11万人（2.5%）、遺族年金（母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計）が2万人（0.5%）となっている。

平成17年度末における老齢年金受給者のうち、5年年金（国民年金制度が発足した昭和36年4月1日当時50～54歳の高齢任意加入対象者が、保険料を5年間納付することにより受けられる特例の老齢年金）の受給者は9万人（老齢年金受給者の3.1%）となっている。また、5年年金以外の一般年金の受給者は288万人（同96.9%）となっている。

（基礎年金）

平成17年度末現在における基礎年金の受給者は1,938万人で、この内訳は老齢基礎年金が1,786万人（92.2%）、障害基礎年金が141万人（7.3%）、遺族基礎年金が11万人（0.6%）となっている。平成3年度からは65歳到達により老齢厚生年金または退職共済年金と老齢基礎年金を併給する者が発生している

ため、老齢基礎年金受給者数にはこれらの者を含んでいる。

平成17年度末現在における基礎年金の受給者を前年度末と比べてみると、老齢基礎年金が126万人（7.6%）、障害基礎年金が4万人（2.6%）の増加、遺族基礎年金が2千人（2.1%）の減少となっている。

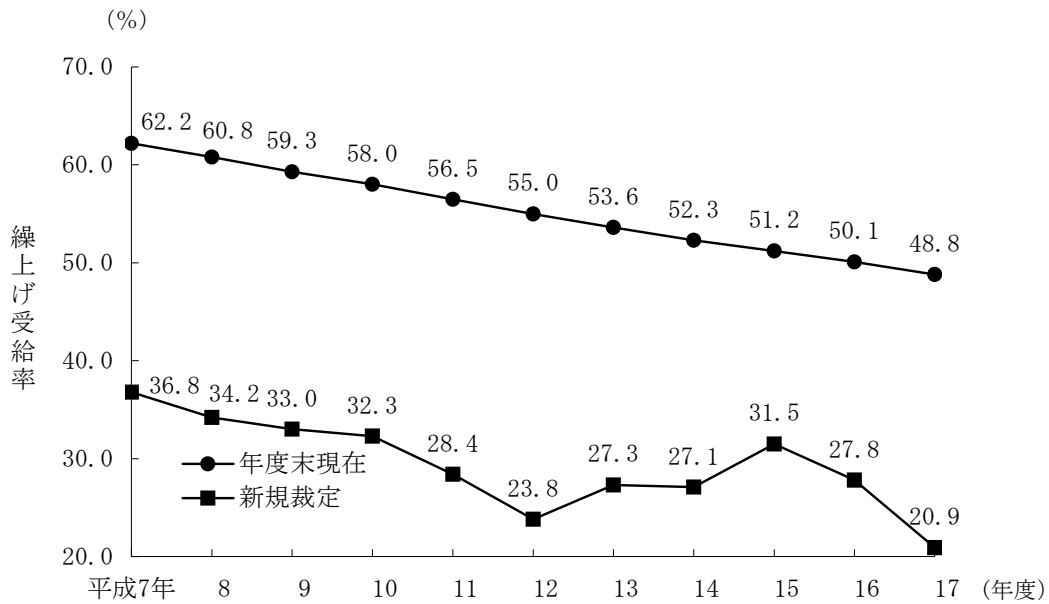
② 老齢年金の繰上げ受給の状況

国民年金の老齢年金は65歳からの受給が原則であるが、本人の希望により60～64歳に繰り上げて受給することができる。繰上げ受給率は、老齢年金の受給権者（旧法拠出制の老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。なお、繰上げ受給のない5年年金を除き、新法については、平成3年度以降は老齢厚生年金（旧共済組合を除く）を併給していない「基礎のみ受給権者」に限定。以下本節で同じ。）に対して算出している。これは、平成3年度以降、かつて厚生年金保険の被保険者であった老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達し、新たに1階部分の老齢基礎年金を併給することとなったため、それ以前の国民年金に係る統計との時系列比較を行うためのものである。

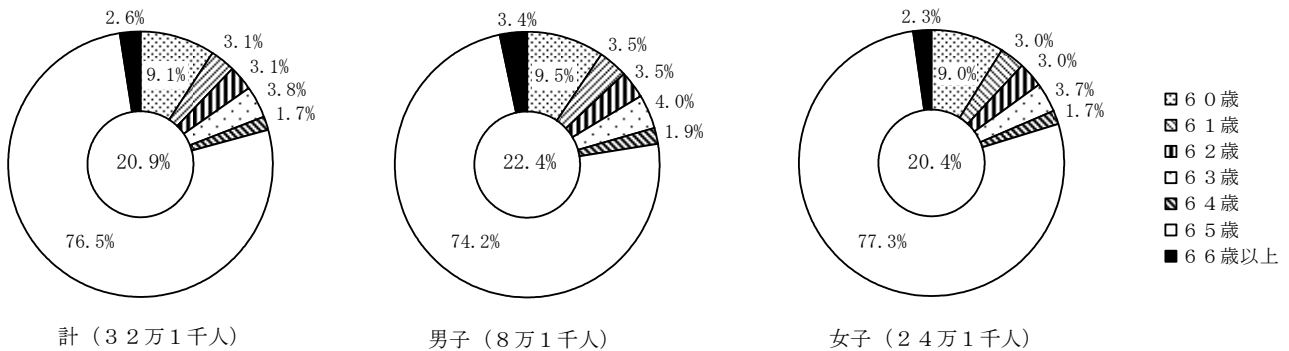
平成17年度に新規裁定された老齢年金受給権者（累計で32万人）のうち、繰上げ受給している者は7万人で、繰上げ受給率は20.9%となっている。平成17年度末現在の老齢年金受給権者全体（904万人）のうち、繰上げ受給している者は441万人で、繰上げ受給率は48.8%となっている。

第Ⅱ－25図は老齢年金の繰上げ受給率の年次推移をみたものである。新規裁定者の繰上げ受給率は近

第Ⅱ－25図 国民年金 老齢年金繰上げ受給率の推移



第Ⅱ－26図 国民年金 老齢年金受給権発生時年齢別受給権者数
(平成17年度新規裁定)



年低下してきていたが、平成13年度から従来の繰上げ支給の仕組みが見直されたことに伴い、平成13年度から平成15年度までは繰上げ受給率が上昇した。平成16年度以降は、ふたたび低下に転じている。

第Ⅱ－26図は平成17年度の新規裁定者のうち、基礎のみ受給権者について年金受給開始の年齢別割合をみたものである。繰上げ受給率は20.9%（男子22.4%、女子20.4%）であり、60歳で受給を開始したものは9.1%（男子9.5%、女子9.0%）となっている。また、本来の65歳で受給を開始したものは76.5%（男子74.2%、女子77.3%）となっている。

第Ⅱ－27図は、平成17年度の老齢年金の新規裁定者の繰上げ受給率を都道府県別にみたものである。

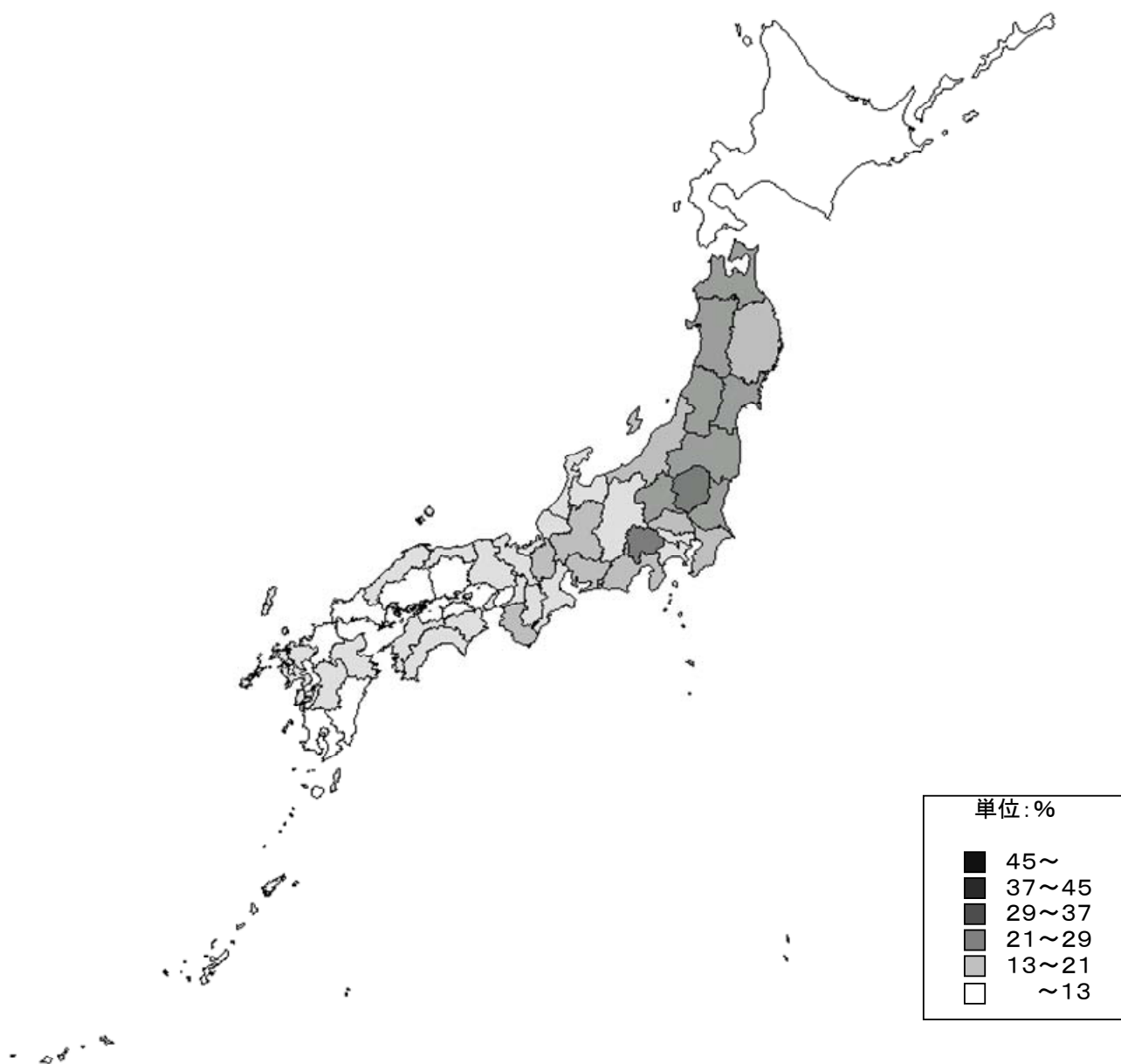
繰上げ受給率の高い地域は、北海道を除く関東以北の東日本であり、低い地域は、中国地方を中心とする西日本となっている。

③ 老齢給付年齢階級別受給権者数

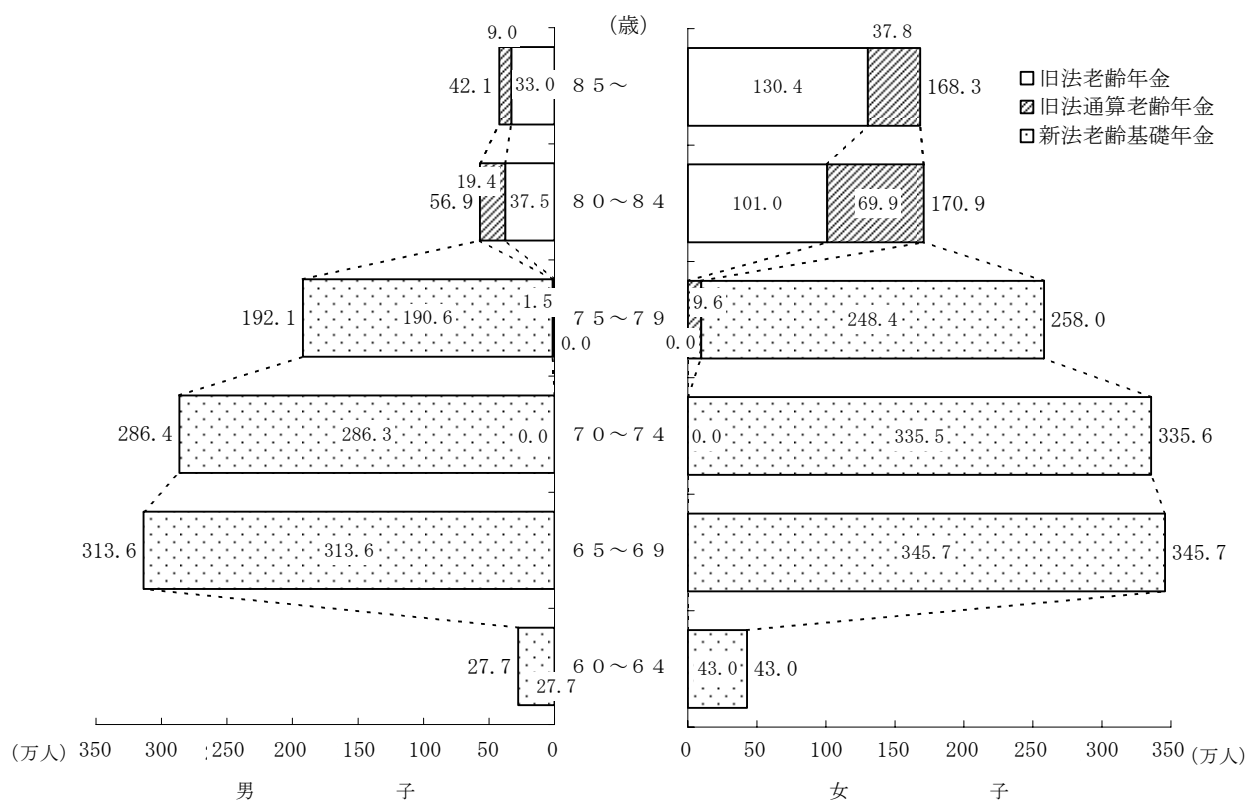
平成17年度末現在の国民年金の老齢給付（旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ。）の受給権者数は2,240万人（男子919万人、女子1,321万人）である。受給権者の年齢別の状況を見ると、男女とも65～69歳が最も多く、それぞれ314万人、346万人となっている（第Ⅱ－28図）。

なお、5年年金受給権者数は10万人であり、すべて95歳以上となっている。

第Ⅱ－27図 都道府県別繰上げ受給率（平成17年度新規裁定）



第Ⅱ－28図 国民年金 老齢給付年齢階級別受給権者数（平成17年度末現在）



④ 老齢給付被保険者期間別受給権者数

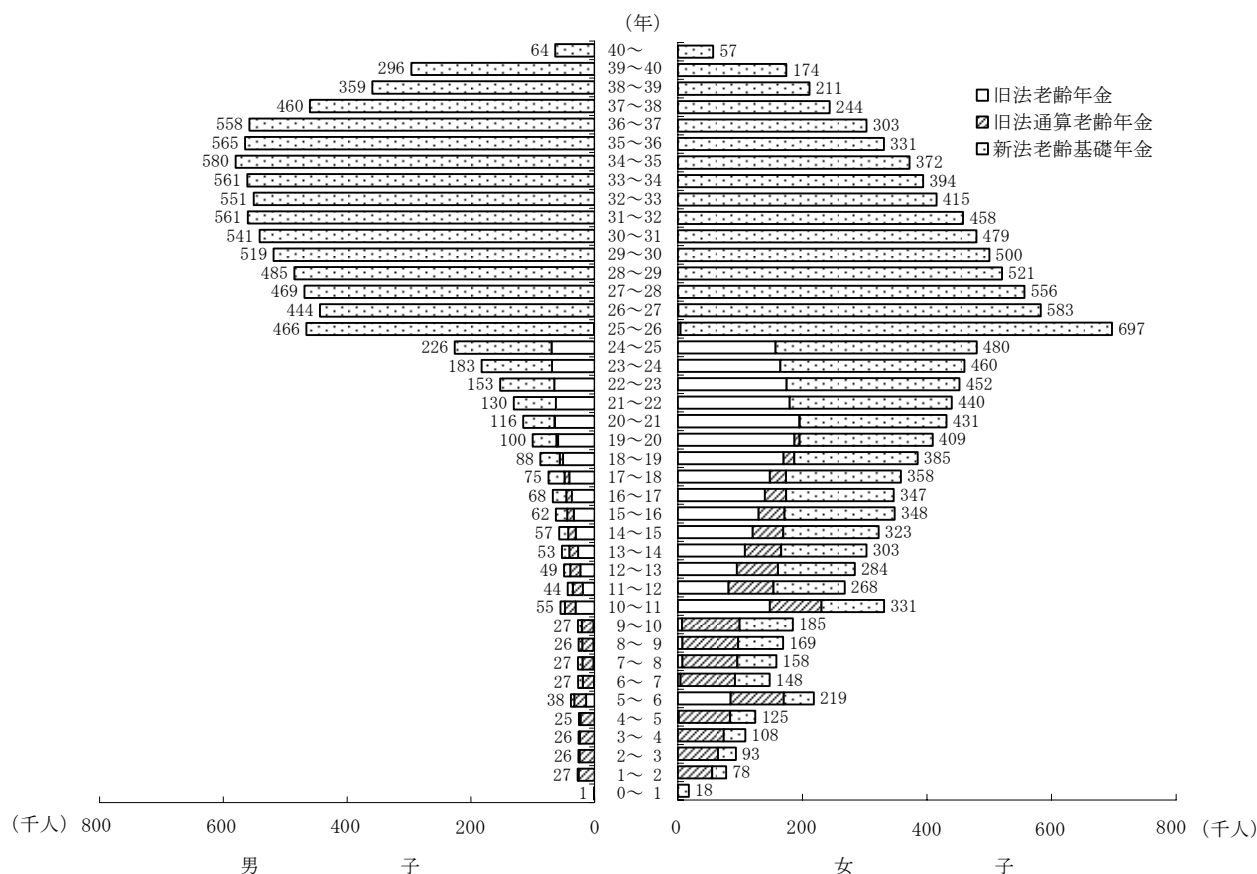
平成17年度末現在における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は第Ⅱ－29図のとおりである。男女とも5年以上6年未満及び10年以上11年未満がその前後に比べて高くなっているのは、それぞれ5年年金及び10年年金の受給権者を反映したものである。

老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が30年1か月、女子が24年5か月である。

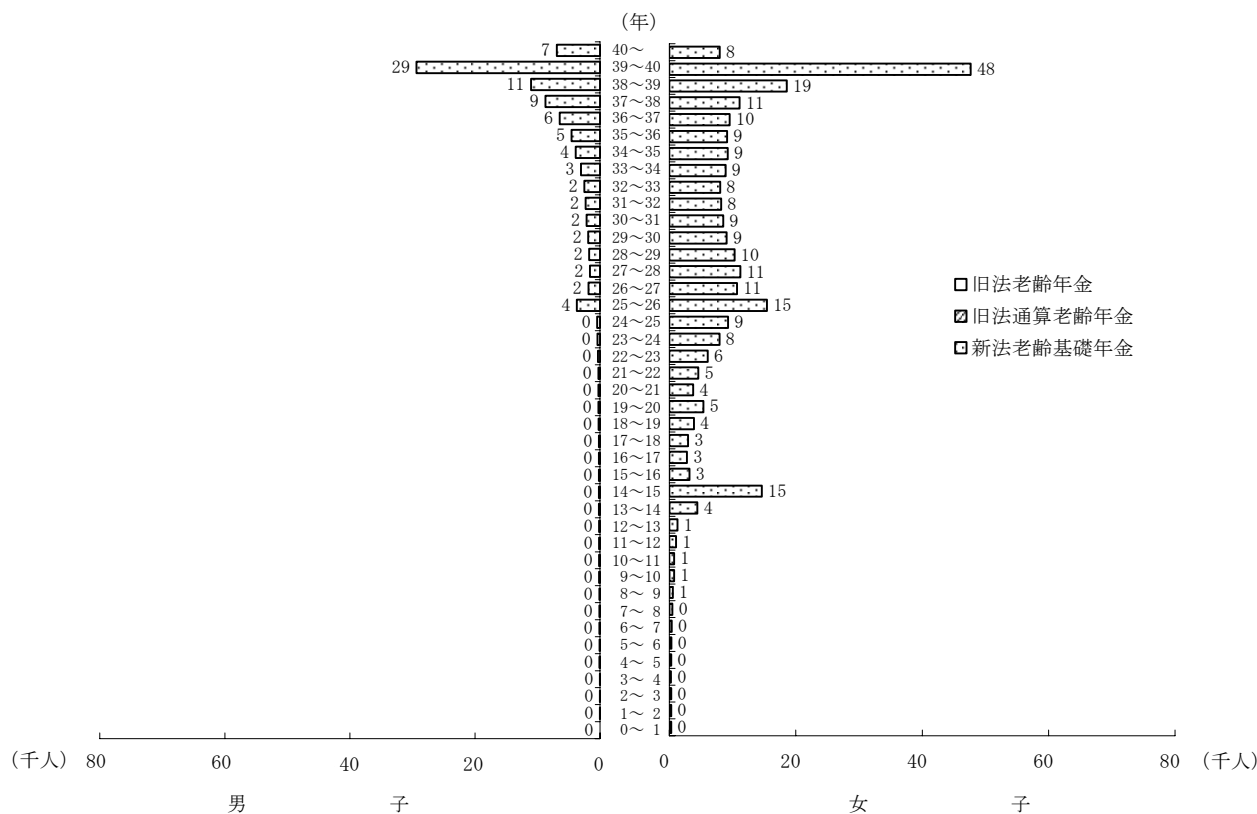
老齢給付の平成17年度新規裁定者は38万人で、その被保険者期間別分布は第Ⅱ－30図のとおりである。新規裁定者の被保険者期間別分布のピークは39年以上40年未満である。

なお、老齢基礎年金の新規裁定者のうち被保険者期間25年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前に国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を有する者である。

第Ⅱ－29図 国民年金 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成17年度末現在）



第Ⅱ－30図 国民年金 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成17年度新規裁定）



(3) 年金額

① 年金総額

平成17年度末現在における国民年金の受給者の年金総額は15兆681億円で、この内訳は旧法拠出制年金が1兆8,384億円(12.2%)、基礎年金が13兆2,297億円(87.8%)となっている。前年度末と比べると、全体では7,525億円(5.3%)の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金の種別別にみると、老齢年金が13兆2,523億円(年金総額の87.9%)を占め、通算老齢年金が3,207億円(同2.1%)、障害年金が1兆3,627億円(同9.0%)、遺族年金が1,324億円(同0.9%)となっている(第Ⅱ-38表)。

受給者の年金総額の推移を年金の種別別にみると、対前年度末と比較して老齢年金が7,504億円(6.0%)の増加、通算老齢年金が151億円(4.5%)の減少、

障害年金が215億円(1.6%)の増加、遺族年金が44億円(3.2%)の減少となっている(第Ⅱ-39表、第Ⅱ-31図)。

(旧法拠出制)

平成17年度末現在における旧法拠出制の受給者の年金総額は1兆8,384億円(対前年度末1,363億円減)で、この内訳は老齢年金が1兆4,057億円(旧法拠出制の年金総額の76.5%)、通算老齢年金が3,207億円(同17.4%)、障害年金が1,013億円(同5.5%)、遺族年金が107億円(同0.6%)となっている。

(基礎年金)

平成17年度末現在における基礎年金の受給者の年金総額は13兆2,297億円(対前年度末8,887億円増)で、この内訳は老齢基礎年金が11兆8,465億円(基礎年金の年金総額の89.5%)、障害基礎年金が1兆

第Ⅱ-38表 国民年金 受給者年金総額(平成17年度末現在)

	旧法拠出制年金		基礎年金		合計		(再)基礎のみ・旧国年	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	14,057	76.5	118,465	89.5	132,523	87.9	51,422	76.5
5 年 年 金 以 外	13,678	74.4	118,465	89.5	132,143	87.7	51,043	75.9
繰 上 げ 分	7,958	43.3	15,233	11.5	23,191	15.4	19,914	29.6
本 来 分	5,659	30.8	101,779	76.9	107,437	71.3	30,398	45.2
繰 下 げ 分	61	0.3	1,454	1.1	1,515	1.0	730	1.1
5 年 年 金	380	2.1	・	・	380	0.3	380	0.6
通 算 老 齢 年 金	3,207	17.4	・	・	3,207	2.1	3,207	4.8
障 害 年 金	1,013	5.5	12,614	9.5	13,627	9.0	12,136	18.0
遺 族 年 金	107	0.6	1,218	0.9	1,324	0.9	477	0.7
合 計	18,384	100.0	132,297	100.0	150,681	100.0	67,241	100.0

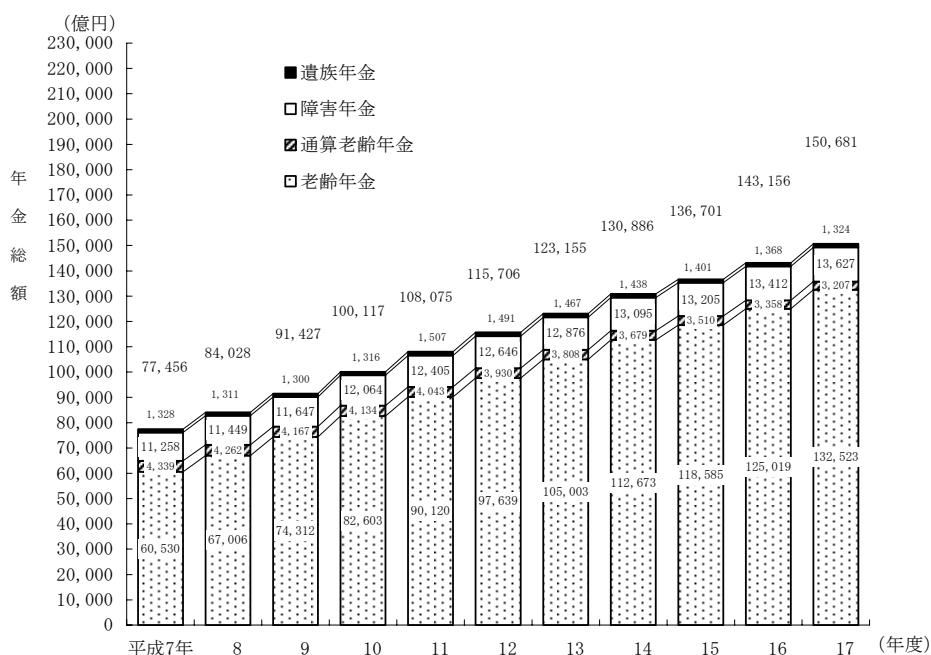
注 基礎のみ・旧国年とは、厚生年金保険(旧共済を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

第Ⅱ-39表 国民年金 給付の種別別受給者年金総額の推移(年度末現在)

(単位:億円)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再)基礎年金		(再)基礎年金			(再)基礎年金		(再)基礎年金
平成7年	77,456	46,091	60,530	35,559	4,339	11,258	9,455	1,328	1,077
8	84,028	53,948	67,006	43,116	4,262	11,449	9,744	1,311	1,088
9	91,427	62,640	74,312	51,506	4,167	11,647	10,033	1,300	1,100
10	100,117	72,208	82,603	60,560	4,134	12,064	10,513	1,316	1,134
11	108,075	81,393	90,120	69,132	4,043	12,405	10,933	1,507	1,328
12	115,706	90,343	97,639	77,757	3,930	12,646	11,254	1,491	1,331
13	123,155	99,137	105,003	86,254	3,808	12,876	11,563	1,467	1,320
14	130,886	108,209	112,673	95,049	3,679	13,095	11,857	1,438	1,304
15	136,701	115,569	118,585	102,246	3,510	13,205	12,049	1,401	1,274
16	143,156	123,409	125,019	109,833	3,358	13,412	12,329	1,368	1,247
17	150,681	132,297	132,523	118,465	3,207	13,627	12,614	1,324	1,218

第Ⅱ-31図 国民年金 受給者年金総額の推移（年度末現在）



第Ⅱ-40表 国民年金 受給者の平均年金月額（平成17年度末現在）

（単位：円）

	旧法拋出制年金	基礎年金	合 計	（再）基礎のみ ・旧国年
老 齢 年 金	39,409	55,276	53,012	47,210
5 年 年 金 以 外	39,575	55,276	53,096	47,343
繰 上 げ 分	34,175	39,799	37,671	37,851
本 来 分	50,508	58,438	57,959	56,047
繰 下 げ 分	85,317	77,432	77,720	75,751
5 年 年 金	34,233	・	34,233	34,233
通 算 老 齢 年 金	18,186	・	18,186	18,186
障 害 年 金	74,730	74,794	74,789	74,979
遺 族 年 金	40,467	90,490	82,299	69,904
合 計	33,472	56,895	52,420	46,883

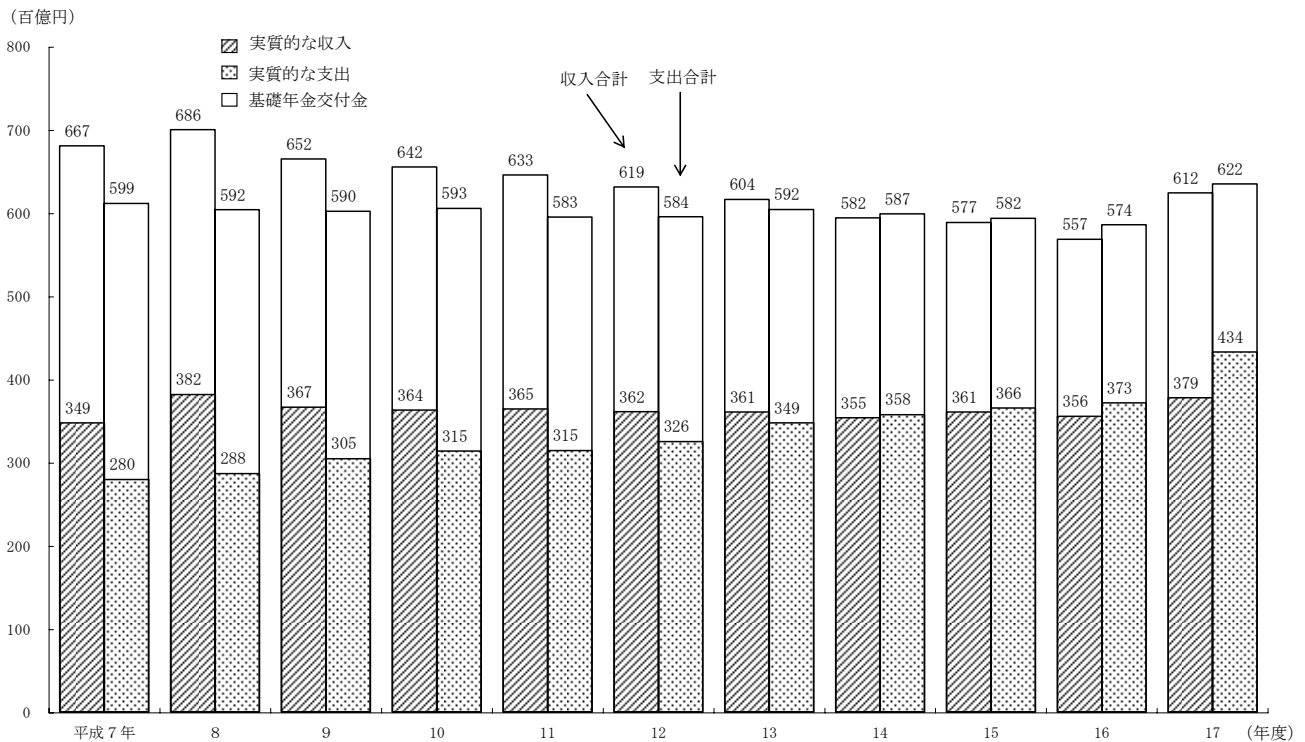
注 基礎のみ・旧国年とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

第Ⅱ-41表 国民年金 受給者の平均年金月額の推移（年度末現在）

（単位：円）

年 度	老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		（再）基礎年金			（再）基礎年金		（再）基礎年金
平成7年	44,733	51,418	17,228	75,758	76,052	80,462	90,638
8	45,928	52,103	17,291	75,548	75,793	80,296	90,535
9	47,058	52,674	17,348	75,335	75,535	80,218	90,523
10	48,902	54,087	17,724	76,484	76,649	81,757	92,081
11	50,118	54,839	17,899	76,888	77,030	83,444	92,595
12	50,984	55,247	17,975	76,666	76,772	83,502	92,527
13	51,684	55,489	18,053	76,455	76,536	83,384	92,444
14	52,291	55,659	18,135	76,263	76,321	83,326	92,227
15	52,314	55,264	18,058	75,385	75,422	82,297	91,215
16	52,565	55,153	18,090	74,964	74,984	81,935	90,735
17	53,012	55,276	18,186	74,789	74,794	82,299	90,490

第Ⅱ－32図 国民年金勘定収支状況の推移（年度末現在）



2,614億円（同9.5%）、遺族基礎年金が1,218億円（同0.9%）となっている。

② 平均年金月額

平成17年度末現在の国民年金受給者の1人当たり平均年金月額は、老齢年金が5万3千円、通算老齢年金が1万8千円、障害年金が7万5千円、遺族年金が8万2千円となっている（第Ⅱ－40表、第Ⅱ－41表）。

老齢年金の受給者の平均年金月額をみると、繰上げ分が3万8千円、本来分が5万8千円、繰下げ分が7万8千円となっている。

(4) 収支状況

平成17年度決算における国民年金特別会計国民年金勘定の収支状況は、収入総額は6兆1,175億円、支出総額は6兆2,245億円で、収支差△1,071億円を積立金から補足することとした。

積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革によって平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなっ

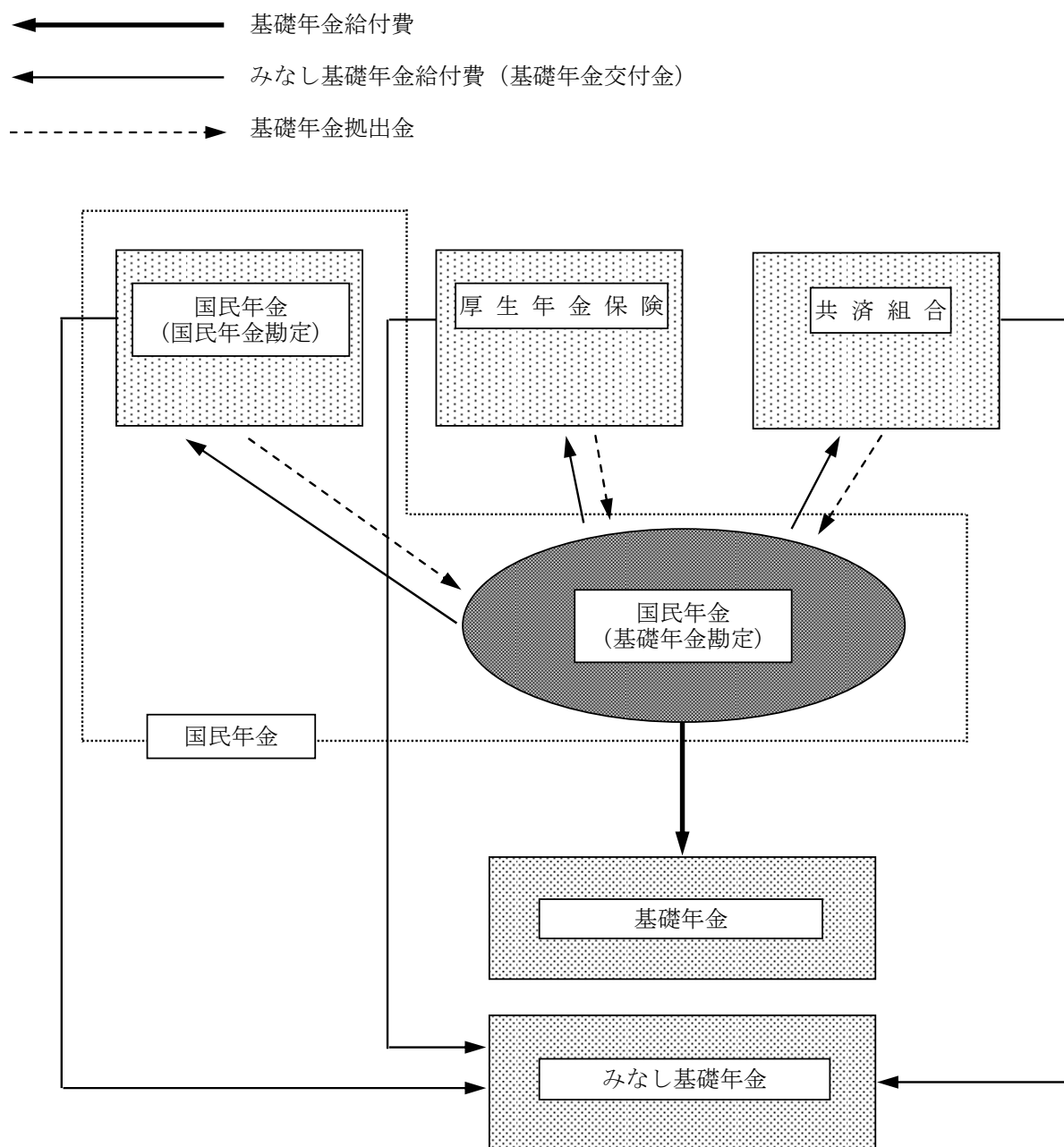
た。ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

平成17年度末現在の積立金は業務勘定からの繰入額131億円と合わせた預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額で約9.2兆円となっている。なお、年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた平成17年度末の時価ベースの積立金額は、約9.7兆円である。また、平均利回りについては、平成17年度の財務省財政融資資金への預託分の運用利回りは、1.80%であり、平成17年度の財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、6.88%である。

収入のうち、保険料収入は1兆9,480億円、一般会計からの受入は1兆7,020億円であり、支出のうち国民年金給付費は1兆9,527億円である。また、国民年金勘定から基礎年金勘定への拠出金は3兆8,976億円であり、基礎年金勘定からの交付金は1兆8,763億円である。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が3兆7,873億円、実質的な支出総額が4兆3,350億円となっている（第Ⅱ－32図）。

第Ⅱ－33図 基礎年金給付費とみなし基礎年金給付費



(5) 基礎年金の給付に要する費用の状況

昭和60年の改正により、国民年金は全国民に共通の基礎年金を給付する制度に発展し、厚生年金保険、共済組合の被用者年金制度を、報酬比例の年金を支給する「基礎年金に上乗せ」の制度として位置づけることとなった。基礎年金の給付に要する費用については、国民年金の被保険者全体で公平に負担していくとの見地から、毎年度の基礎年金の給付に要する費用をその年度における被保険者の総数で頭割りして負担することとされている。

基礎年金の給付に要する費用には、昭和60年改正後の新国民年金法による基礎年金給付費のほか、改正前の旧国民年金法による給付や旧被用者年金各法による基礎年金に相当する部分の費用（みなし基礎年金給付費）が含まれる。

この基礎年金の給付に要する費用から特別国庫負担（保険料免除期間に係る給付費等）分を差し引いた保険料・拠出金算定対象額を、国民年金及び厚生年金保険の管掌者たる政府と年金保険者たる共済組合等で負担することとなっている。具体的には、各

制度の被保険者（組合員）数（第3号被保険者については扶養者である第2号被保険者が加入する被用者年金制度に含め、第2号被保険者数は20歳以上60歳未満の者の数とする。）の割合（拠出金按分率）により按分した額を基礎年金拠出金（国民年金については特別国庫負担分を加算した額）として、国民年金は国民年金特別会計国民年金勘定から、厚生年金保険は厚生保険特別会計年金勘定から、それぞれ国民年金特別会計基礎年金勘定へ繰り入れ、各共済組合からは基礎年金勘定へ拠出する形で費用負担する仕組みとなっている。

基礎年金の給付に要する費用負担は、当該年度の給付費をその年度の基礎年金拠出金によりすべて賄うという完全賦課方式の考え方に基づくものであるが、基礎年金拠出金の確定は、給付費や被保険者数等の確定が前提にあるため、当該年度中に基礎年金拠出金の確定額を拠出・繰入することは実務上不可能である。このため、当該年度中は見込み額による拠出・繰入を行い、翌々年度に精算を行うという概算・精算方式が採られている。

一方、年金給付については、基礎年金が国民年金制度（基礎年金勘定）から受給者に支払われ、みなし基礎年金については基礎年金勘定から各公的年金制度に基礎年金交付金として交付・繰入し、各制度から独自給付と併せて受給者に支払われる形となっている（第Ⅱ－33図）。

基礎年金交付金についても、基礎年金拠出金と同様、当該年度中は見込み額による交付・繰入を行い、翌々年度に精算を行うという概算・精算方式が採られている。

平成17年度の基礎年金の給付に要する費用の確定額は、16兆9,246億円であり、そのうち特別国庫負担分が4,830億円となっており、年金給付の内訳は、基礎年金給付費が12兆6,359億円、みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）が4兆2,887億円となっている（第Ⅱ－42表）。

なお、平成17年度の拠出金按分率は、国民年金が0.196、厚生年金保険が0.701、共済組合が0.103となっている（第Ⅱ－43表）。

また、基礎年金拠出金（特別国庫負担分除く）の

第Ⅱ－42表 基礎年金の給付に要する費用の状況

（単位：億円）

		平成8年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
費用負担	総額	115,772	121,639	129,066	135,656	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246
	特別国庫負担分除く（再掲）	110,865	116,751	124,124	130,787	137,307	143,255	149,653	154,692	159,044	164,416
	国民年金	27,968	28,507	29,937	31,717	32,779	34,236	35,783	36,477	37,034	37,107
	特別国庫負担分除く（再掲）	23,061	23,619	24,995	26,848	27,946	29,319	30,873	31,610	32,192	32,276
	厚生年金保険	73,927	79,669	84,991	89,002	93,633	97,575	102,730	106,850	110,314	115,207
	共済組合等	13,877	13,463	14,137	14,937	15,728	16,362	16,050	16,232	16,538	16,933
	国家公務員共済組合連合会	2,792	2,945	3,144	3,329	3,569	3,719	3,915	4,009	4,087	4,190
	地方公務員共済組合連合会	7,800	8,216	8,786	9,280	9,705	10,088	10,635	10,905	11,074	11,300
	日本私立学校振興・共済事業団	862	912	984	1,047	1,116	1,175	1,259	1,319	1,376	1,443
	農林漁業団体職員共済組合	1,131	1,164	1,224	1,281	1,338	1,380	242	・	・	・
総額	日本鉄道共済組合	564	98	・	・	・	・	・	・	・	・
	日本電信電話共済組合	664	117	・	・	・	・	・	・	・	・
	日本たばこ産業共済組合	64	11	・	・	・	・	・	・	・	・
	拠出金単価（月額）（円）	14,972	15,765	16,988	18,024	19,149	20,149	21,450	22,239	22,924	22,986
年金	総額	115,772	121,639	129,066	135,656	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246
	基礎年金給付費	49,408	57,644	67,077	76,105	84,730	93,594	102,454	110,697	118,093	126,359
	みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）	66,364	63,995	61,989	59,551	57,410	54,579	52,110	48,862	45,793	42,887
	国民年金	30,319	29,018	28,132	26,941	25,588	24,251	22,916	21,378	19,957	18,583
	厚生年金保険	25,392	26,451	25,804	24,750	24,234	23,059	22,638	21,428	20,145	18,923
	共済組合等	10,653	8,527	8,054	7,860	7,588	7,268	6,555	6,056	5,691	5,381
	国家公務員共済組合連合会	2,187	2,184	2,178	2,128	2,077	2,004	1,925	1,825	1,729	1,638
	地方公務員共済組合連合会	5,158	5,079	5,033	4,916	4,724	4,509	4,325	4,026	3,770	3,563
	日本私立学校振興・共済事業団	287	276	265	253	239	228	218	204	192	180
	農林漁業団体職員共済組合	605	587	577	562	547	527	87	・	・	・
総額	日本鉄道共済組合	1,878	312	・	・	・	・	・	・	・	・
	日本電信電話共済組合	429	72	・	・	・	・	・	・	・	・
	日本たばこ産業共済組合	109	18	・	・	・	・	・	・	・	・

注1. 基礎年金拠出金（特別国庫負担分除く）の3分の1は国庫負担となっている。ただし、平成16年度はそのほかに、16年度税制改正における年金課税の見直しによる増収分等が充当されており、17年度は年金課税の見直しによる増収分等及び平成17年度税制改正における定率減税の見直しによる増収分が充当されている。

2. 上表のほか、各被用者年金制度に係る特別国庫負担分250億円（平成17年度）があり、基礎年金の給付に相当するものとして各被用者年金制度から給付されている。

3分の1は国庫負担となっているが、平成16年度から平成21年度までに2分の1へ段階的に引き上げることとなっている。平成16年度は基礎年金拠出金に3分の1の国庫負担のほか、平成16年度税制改正に

おける年金課税の見直しによる増収分等が充当されている。平成17年度は年金課税の見直しによる増収分等及び平成17年度税制改正における定率減税の見直しによる増収分が充当されている。

第Ⅱ-43表 基礎年金拠出金算定内訳

(平成17年度)

	総計	国民年金	厚生年金保険	共済組合	国家公務員 共済組合連 合会	地方公務員 共済組合連 合会	日本私立学 校振興・共 済事業団
基礎年金拠出金(億円)	164,416	32,276	115,207	16,933	4,190	11,300	1,443
拠出金按分率	1.000	0.196	0.701	0.103	0.025	0.069	0.009
拠出金算定対象者数(万人)	5,961	1,170	4,177	614	152	410	52
(再掲) 第3号被保険者数(万人)	1,238	・	1,074	165	47	106	12

注1. 国民年金の基礎年金拠出金の額は、特別国庫負担分を除いたものである。

注2. 国民年金の拠出金算定対象者数は、拠出金按分率の算定の基礎となる保険料納付月数を人数換算したものである。

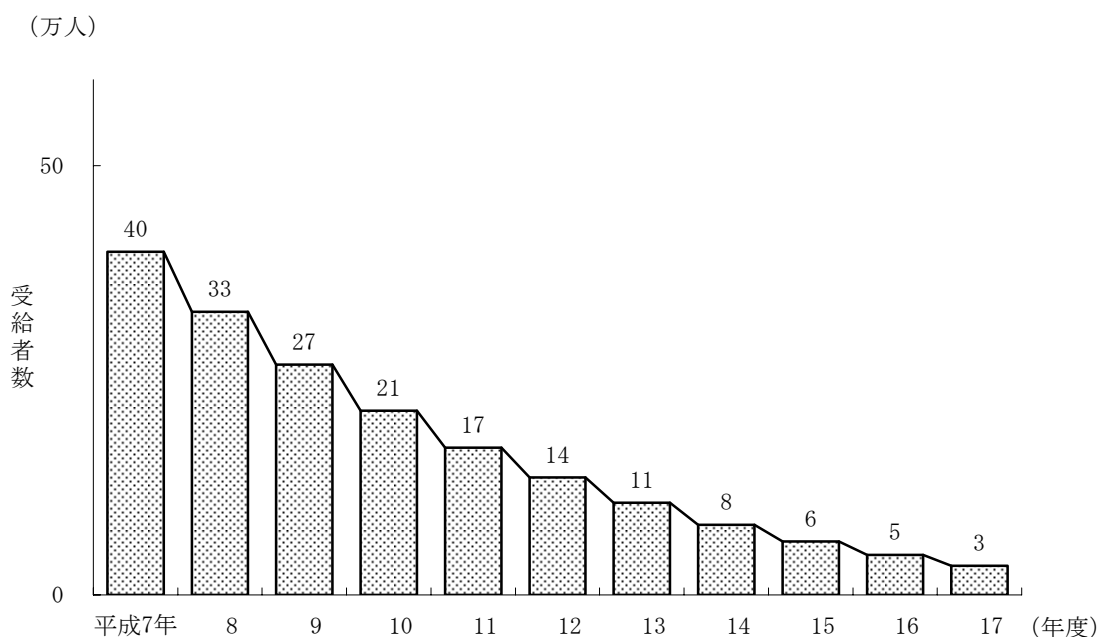
注3. 端数整理のため、合計が一部不一致である。

5. 福祉年金

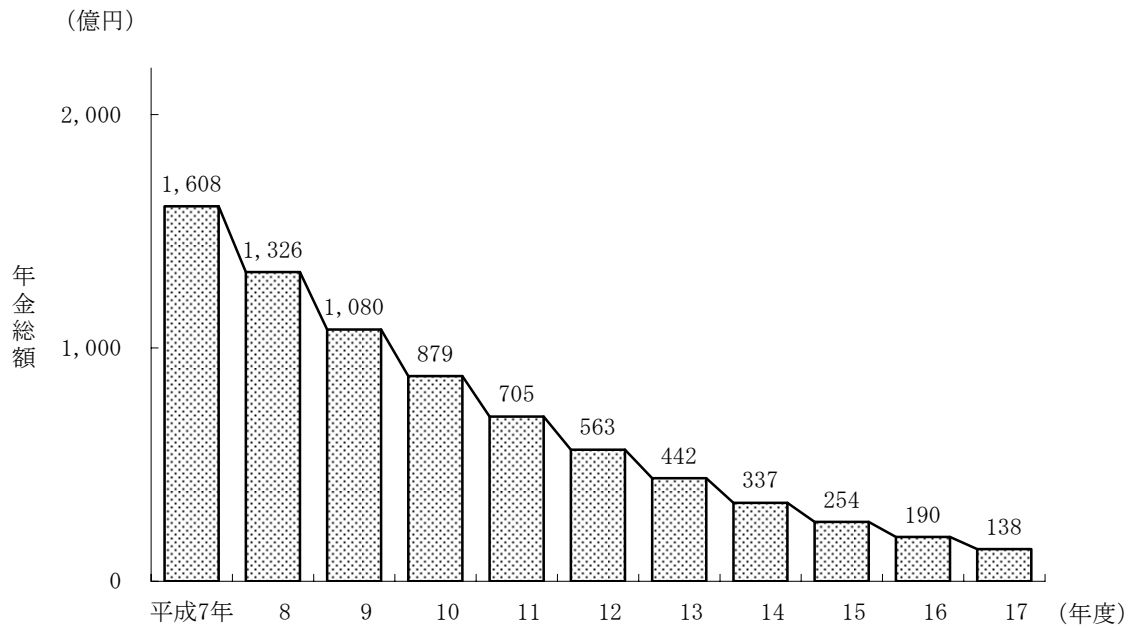
昭和61年4月に従来の障害福祉年金は障害基礎年金に、母子及び準母子福祉年金は遺族基礎年金に裁定替えされ、福祉年金は老齢福祉年金だけが残っている。

平成17年度末現在における老齢福祉年金の受給者数は3万人で、前年度末に比べて1万3千人(27.4%)の減少、年金総額は138億円で、前年度末に比べて52億円(27.4%)の減少となっている。平成17年度の新規裁定者(受給権者)は7人となっている(第Ⅱ-34図、第Ⅱ-35図)。

第Ⅱ-34図 老齢福祉年金受給者数の推移(年度末現在)



第Ⅱ－35図 老齢福祉年金受給者年金総額の推移（年度末現在）



6. 船員保険（新法職務上）

昭和61年4月に船員保険の職務外年金は厚生年金保険に統合され、船員保険には職務上の障害、遺族年金の給付のみが残っている。

平成17年度末現在における船員保険の新法職務上年金の受給者数は、障害年金が516人、遺族年金が1,595人で合計2,111人であり、受給者の年金総額は、障害年金が10億9,920万円、遺族年金は32億5,574万円で合計43億5,494万円となっている。

受給者1人当たりの平均年金月額は、障害年金が17万8千円、遺族年金が17万円となっている。

7. 特別障害給付金

被用者の配偶者は、昭和61年3月以前は国民年金に任意加入対象とされており、学生については、平成3年3月以前は国民年金に任意加入対象とされていた。そのため、任意加入していない期間に障害事

故が発生した場合は障害給付の支給対象とならなかったが、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」により、平成17年4月から福祉的な措置として「特別障害給付金制度」が創設された。支給対象者は、国民年金の任意加入対象とされていた、昭和61年3月以前の被用者の配偶者又は平成3年3月以前の学生であって、任意加入していない期間に初診日があり、障害基礎年金の障害等級1、2級相当の障害の状態にある者とされている。

平成17年度末現在における特別障害給付金の支給を受けている特別障害者数は、障害等級1級が1,606人、2級が4,459人、合計6,065人となっている。このうち、学生の特別障害者数は、1級が647人、2級が2,402人、合計3,049人となっている。また、配偶者の特別障害者数は、1級が959人、2級が2,057人、合計3,016人となっている。

平成17年4月から平成18年3月末までの累積不支給決定件数は、655件となっている（第Ⅱ－44表）。

第Ⅱ-44表 都道府県別特別障害給付金支給決定状況（平成17年度末現在）

都道府県名	特別障害者数			特別障害者数（学生）			特別障害者数（配偶者）			不支給決定件数
	障害等級1級	障害等級2級	合計	障害等級1級	障害等級2級	合計	障害等級1級	障害等級2級	合計	
全国	人 1,606	人 4,459	人 6,065	人 647	人 2,402	人 3,049	人 959	人 2,057	人 3,016	件 655
北海道	121	304	425	21	130	151	100	174	274	19
青森県	22	33	55	14	18	32	8	15	23	15
岩手県	38	42	80	18	22	40	20	20	40	3
宮城県	24	53	77	8	35	43	16	18	34	13
秋田県	13	46	59	2	24	26	11	22	33	5
山形県	19	26	45	11	19	30	8	7	15	1
福島県	18	74	92	8	45	53	10	29	39	2
茨城県	35	100	135	15	55	70	20	45	65	18
栃木県	14	52	66	3	27	30	11	25	36	7
群馬県	39	44	83	25	14	39	14	30	44	8
埼玉県	55	184	239	13	85	98	42	99	141	30
千葉県	59	174	233	21	74	95	38	100	138	39
東京都	115	316	431	63	204	267	52	112	164	47
神奈川県	129	248	377	48	108	156	81	140	221	35
新潟県	21	97	118	11	52	63	10	45	55	5
富山県	11	55	66	6	34	40	5	21	26	12
石川県	6	42	48	2	24	26	4	18	22	4
福井県	6	29	35	3	16	19	3	13	16	5
山梨県	23	29	52	14	21	35	9	8	17	5
長野県	17	56	73	9	41	50	8	15	23	14
岐阜県	10	56	66	1	38	39	9	18	27	9
静岡県	35	119	154	12	65	77	23	54	77	21
愛知県	52	274	326	20	132	152	32	142	174	31
三重県	14	60	74	5	35	40	9	25	34	8
滋賀県	4	36	40	2	23	25	2	13	15	4
京都府	21	92	113	5	48	53	16	44	60	15
大阪府	147	336	483	52	137	189	95	199	294	23
兵庫県	78	216	294	32	90	122	46	126	172	25
奈良県	28	43	71	6	23	29	22	20	42	15
和歌山県	15	34	49	6	17	23	9	17	26	5
鳥取県	5	29	34	0	21	21	5	8	13	4
島根県	11	30	41	9	22	31	2	8	10	5
岡山県	26	103	129	12	57	69	14	46	60	10
広島県	40	185	225	18	129	147	22	56	78	29
山口県	69	44	113	46	29	75	23	15	38	21
徳島県	19	22	41	12	9	21	7	13	20	8
香川県	8	45	53	4	30	34	4	15	19	16
愛媛県	23	56	79	6	28	34	17	28	45	9
高知県	4	33	37	1	23	24	3	10	13	5
福岡県	66	259	325	20	162	182	46	97	143	48
佐賀県	16	34	50	9	25	34	7	9	16	5
長崎県	24	55	79	12	24	36	12	31	43	3
熊本県	44	78	122	23	49	72	21	29	50	4
大分県	17	62	79	5	32	37	12	30	42	20
宮崎県	22	38	60	6	25	31	16	13	29	7
鹿児島県	16	82	98	6	57	63	10	25	35	12
沖縄県	7	34	41	2	24	26	5	10	15	6

注 「不支給決定件数」は、平成17年4月～平成18年3月末までの累計である。

(参考資料 1)

社会保険庁が行う社会保険事業の給付の年次推移

(単位：億円、%)

	年 度	年 金	医 療	合 計
金 額	平成13年度	340,025	42,364	382,389
	14	358,713	40,924	399,637
	15	370,927	38,222	409,149
	16	379,541	39,151	418,692
	17	391,753	40,321	432,074
増 加 率	平成13年度	3.9	△ 0.1	3.4
	14	5.5	△ 3.4	4.5
	15	3.4	△ 6.6	2.4
	16	2.3	2.4	2.3
	17	3.2	3.0	3.2
国 民 所 得 比	平成13年度	9.2	1.1	10.3
	14	9.9	1.1	11.0
	15	10.1	1.0	11.1
	16	10.5	1.1	11.6
	17	10.7	1.1	11.8

注 1. 年金は厚生年金保険及び国民年金（福祉年金を含む）の受給者年金総額（各年度末現在）であり、新法船員保険の職務上を含まない。

2. 医療は政府管掌健康保険、法第3条第2項被保険者及び船員保険の保険給付費（各年度）である。

3. 平成17年度の国民所得は、367兆6,303億円である。

(参考資料2)

社会保険庁が行う社会保険事業の保険料収入の年次推移

(単位：億円、%)

	年 度	年 金	医 療	合 計
保 険 料 収 入	平成13年度	218,897	63,054	281,952
	14	220,992	61,250	282,241
	15	212,052	64,517	276,569
	16	213,891	65,364	279,256
	17	220,064	66,360	286,424
増 加 率	平成13年度	△ 0.6	1.6	△ 0.1
	14	1.0	△ 2.9	0.1
	15	△ 4.0	5.3	△ 2.0
	16	0.9	1.3	1.0
	17	2.9	1.5	2.6
国 民 所 得 比	平成13年度	5.9	1.7	7.6
	14	6.1	1.7	7.8
	15	5.8	1.8	7.5
	16	5.9	1.8	7.7
	17	6.0	1.8	7.8

注1. 年金は厚生年金保険及び国民年金の保険料収入（各年度）である。

2. 医療は政府管掌健康保険、法第3条第2項の被保険者及び船員保険の保険料収入（各年度）である。

3. 平成17度の国民所得は、367兆6,303億円である。

(参考資料3)

都道府県別にみた社会保険事業の給付の規模

(平成17年度)

都道府県名	金 額			(参考)県民 (国民)所得	県民(国民)所得比		
	年 金	医 療	合 計		年 金	医 療	合 計
全 国	百万円 39,175,251	百万円 4,032,111	百万円 43,207,362	百万円 367,630,300	% 10.7	% 1.1	% 11.8
北海道	1,689,611	246,372	1,935,983	14,404,293	11.7	1.7	13.4
青森	368,906	53,039	421,944	3,157,697	11.7	1.7	13.4
岩手	414,344	51,496	465,840	3,380,100	12.3	1.5	13.8
宮城	642,338	80,438	722,776	5,981,436	10.7	1.3	12.1
秋田	362,158	46,901	409,059	2,734,896	13.2	1.7	15.0
山形	381,393	44,808	426,201	2,923,694	13.0	1.5	14.6
福島	613,121	75,457	688,578	5,571,996	11.0	1.4	12.4
茨城	800,710	64,948	865,659	8,903,023	9.0	0.7	9.7
栃木	554,715	56,158	610,873	6,142,026	9.0	0.9	9.9
群馬	605,371	61,025	666,396	5,920,254	10.2	1.0	11.3
埼玉	1,951,379	120,333	2,071,712	20,447,910	9.5	0.6	10.1
千葉	1,749,635	100,025	1,849,660	18,586,203	9.4	0.5	10.0
東京	3,601,329	278,907	3,880,236	52,522,615	6.9	0.5	7.4
神奈川	2,716,925	153,654	2,870,580	27,659,098	9.8	0.6	10.4
新潟	820,393	93,024	913,417	6,652,460	12.3	1.4	13.7
富山	423,658	48,688	472,346	3,379,512	12.5	1.4	14.0
石川	386,016	52,748	438,764	3,366,992	11.5	1.6	13.0
福井	282,368	34,503	316,871	2,396,314	11.8	1.4	13.2
山梨	244,929	26,450	271,378	2,352,231	10.4	1.1	11.5
長野	775,927	67,086	843,013	6,061,591	12.8	1.1	13.9
岐阜	681,696	78,208	759,904	6,020,595	11.3	1.3	12.6
静岡	1,286,219	107,182	1,393,400	12,234,361	10.5	0.9	11.4
愛知	2,184,598	233,482	2,418,080	24,357,766	9.0	1.0	9.9
三重	625,377	56,107	681,484	5,475,551	11.4	1.0	12.4
滋賀	422,299	40,612	462,911	4,377,642	9.6	0.9	10.6
京都	827,508	94,445	921,952	7,498,427	11.0	1.3	12.3
大阪	2,672,148	315,739	2,987,887	26,813,967	10.0	1.2	11.1
兵庫	1,883,547	167,855	2,051,402	14,654,213	12.9	1.1	14.0
奈良	447,186	42,026	489,212	3,791,930	11.8	1.1	12.9
和歌山	339,590	34,146	373,736	2,675,615	12.7	1.3	14.0
鳥取	202,350	27,140	229,489	1,488,994	13.6	1.8	15.4
島根	272,898	32,535	305,433	1,798,423	15.2	1.8	17.0
岡山	699,350	89,449	788,798	5,136,085	13.6	1.7	15.4
広島	1,016,731	120,956	1,137,686	8,202,129	12.4	1.5	13.9
山口	602,733	56,281	659,014	4,264,902	14.1	1.3	15.5
徳島	250,164	35,448	285,613	2,324,458	10.8	1.5	12.3
香川	363,450	46,636	410,085	2,700,961	13.5	1.7	15.2
愛媛	493,003	59,412	552,416	3,445,978	14.3	1.7	16.0
高知	259,130	32,068	291,198	1,805,544	14.4	1.8	16.1
福岡	1,530,283	222,881	1,753,164	13,279,417	11.5	1.7	13.2
佐賀	260,218	37,097	297,315	2,161,933	12.0	1.7	13.8
長崎	459,152	57,619	516,770	3,283,330	14.0	1.8	15.7
熊本	530,330	72,100	602,430	4,492,862	11.8	1.6	13.4
大分	370,748	52,983	423,731	3,222,446	11.5	1.6	13.1
宮崎	333,601	45,318	378,919	2,733,234	12.2	1.7	13.9
鹿児島	519,573	69,135	588,709	3,972,552	13.1	1.7	14.8
沖縄	240,743	49,192	289,934	2,754,708	8.7	1.8	10.5
その他	15,400	・	15,400	・	・	・	・

注1. 年金は厚生年金保険及び国民年金(福祉年金を含む)受給者の年金総額(平成17年度末現在)である。

新法船員保険の職務上を除く。

2. 医療は政府管掌健康保険、法第3条第2項被保険者及び船員保険の保険給付費(平成17年度)であり、そのうち診療費及び薬剤支給については医療機関の所在地ベース、それ以外は社会保険事務所の所在地ベースである。

3. 県民(国民)所得については、全国は平成17年度の国民所得であり、各都道府県は平成15年度の県民所得である。

(参考資料 4)

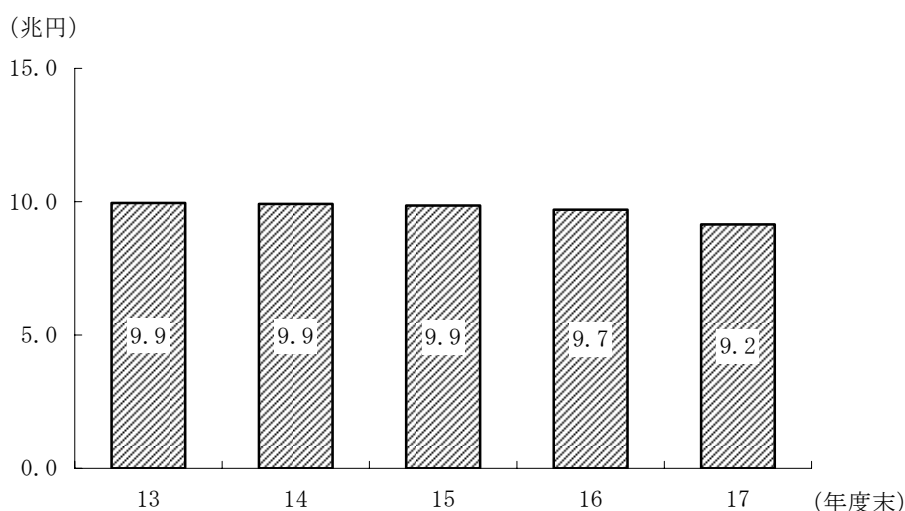
国民年金の実質的な収支状況

(単位：億円)

	収入合計 (実質)			支出合計 (実質)	収支差引残
	保険料収入	運用収入			
平成13年度	36,143	19,538	2,263	34,861	1,282
14	35,453	18,958	1,897	35,834	△ 382
15	36,142	19,627	1,523	36,639	△ 497
16	35,633	19,354	1,044	37,253	△ 1,620
17	37,873	19,480	758	43,350	△ 5,478

注. 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等の額を控除した額である。なお、平成17年度における収入合計は、さらに積立金からの受入を控除した額である。

国民年金の積立金の推移(国民年金特別会計国民年金勘定)



注1 年金積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

注2 平成13年度以降は預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む。)も含めた時価ベースの積立金額は、平成14年度末約9.5兆円、平成15年度末約9.7兆円、平成16年度末約9.7兆円、平成17年度末約9.7兆円である。(資料：厚生労働省年金局「平成17年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」)

注3 財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成13年度1.29%、平成14年度△0.39%、平成15年度4.78%、平成16年度2.77%、平成17年度6.88%である。(資料：厚生労働省年金局「平成17年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」)

(参考資料5)

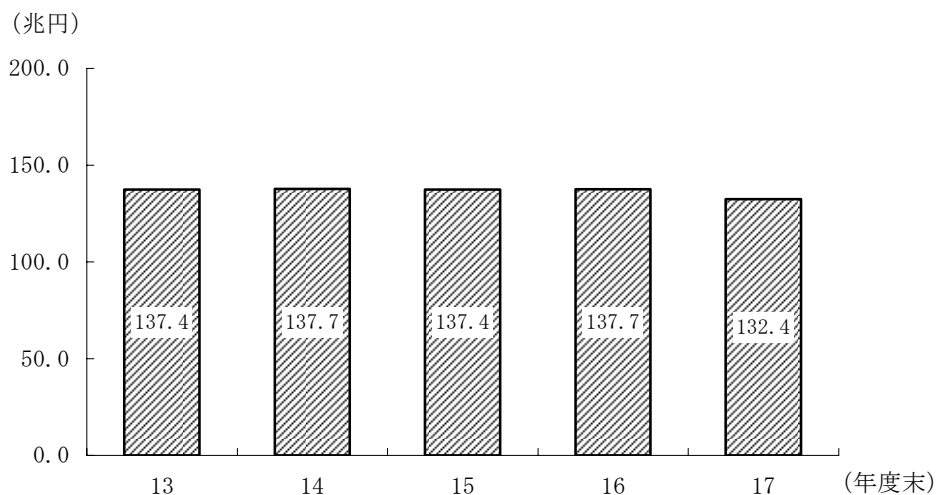
厚生年金保険の実質的な収支状況

(単位：億円)

	収入合計 (実質)			支出合計 (実質)	収支差引残
	保険料収入	運用収入			
平成13年度	278, 198	199, 360	38, 607	273, 068	5, 130
14	290, 775	202, 034	31, 071	287, 686	3, 089
15	293, 543	192, 425	22, 884	296, 855	△ 3, 312
16	309, 140	194, 537	16, 125	306, 631	2, 509
17	300, 685	200, 584	10, 776	353, 284	△ 52, 598

注. 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等の額を控除した額である。なお、平成17年度における収入合計は、さらに積立金からの受入を控除した額である。

厚生年金保険の積立金の推移(厚生保険特別会計年金勘定)



注1 年金積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

注2 平成13年度以降は預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む。)も含めた時価ベースの積立金額は、平成14年度末約132.1兆円、平成15年度末約135.9兆円、平成16年度末約138.2兆円、平成17年度末約140.3兆円である。(資料：厚生労働省年金局「平成17年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」)

注3 財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成13年度1.99%、平成14年度0.21%、平成15年度4.91%、平成16年度2.73%、平成17年度6.82%である。(資料：厚生労働省年金局「平成17年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」)